

各刑事施設視察委員会の
意見に対する措置等報告一覧表

令和元年度

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
1	札幌刑	R2. 3. 19	歯科治療について、診察待ち期間が長いので、人的、物的にも医療体制の改善を要望する。	現在、当所には歯科ユニットが1台整備されており、歯科診療室の構造上、同ユニットの増設は困難であるが、人的体制については、常勤歯科医師1名のほか、非常勤歯科医師1名、嘱託医の口腔外科医師1名が診療に当たっている。 また、歯科治療については、1回の治療に長時間を要するケースが多く、診察待ち期間を大幅に短縮することは困難であるが、緊急性が高い患者や、待ち時間が長い患者から優先して診察を実施するなど、可能な限り待ち期間を短縮するよう努めており、今後も期間短縮に努めるとともに、新たな改善策についても検討したい。
2	札幌刑	R2. 3. 19	物品の価格、種類についての意見が多いのは、全国均一価格であることを被収容者が知らないためではないのか。施設側から被収容者への情報発信について改善を要望する。	当所では、被収容者の購入する物品に価格変更等があった場合には、担当職員からの告知、食堂内での書面の掲示等の方法により周知を図っている。しかし、前記書面において、価格が全国均一であることまでは周知していないことから、今後、価格改定等があった場合には、告知文等に購入物品は原則全国均一価格であることを周知する内容を盛り込むことを検討したい。
3	札幌刑	R2. 3. 19	受刑者への指導方法及び態度に対する不満が寄せられているため、職員に対する人権教育を要望する。	被収容者に対する職員の言葉遣いや対応等を含む適正な職務執行の推進については、人権研修及び職員研修を実施し、日々の指導等の機会を通じて継続的に実施している。また、職員研修の内容については、具体的な事例検討や討議形式の研修等を取り入れるなど実効性のあるものとなるよう努めている。
4	札幌刑	R2. 3. 19	レターパックの使用を認められるよう努力することを要望する。	札幌刑務所及び札幌刑務支所においては、書籍等を宅下げる場合、宅下げる被収容者が宅配便の梱包材（袋）に送付先等を記載した伝票及び宅下げる書籍等を入れ、この袋を、経理作業を行う受刑者が回収するという方法で行っている。提出の段階で梱包材に伝票を貼付させていないのは、回収時に送付元及び送付先の個人情報が回収に当たる受刑者の目に触れることを防ぐためであるところ、レターパックでは、梱包材の様式上、送付元及び送付先の個人情報が梱包材表面に記載され、これを隠すことができないため、個人情報保護の観点から看過できない問題があり、導入していないものである。したがって、今後もレターパックの導入は困難である。また、仮に職員が回収及び運搬を行うとした場合、職員の業務量及び勤務時間が増えると思料されるため、宅下げる書籍等の回収方法を変更することも困難である。
5	札幌刑	R2. 3. 19	懲罰審査会において、透明性及び公平性を保つことを要望する。	当所においては、反則行為をした被収容者に対し、懲罰を科すか否か、科すとすればどのような種類及び程度の懲罰を科すかについて、個別具体的な事案に応じた関係資料を精査した上、過去における同種類似事案との関係や複数名の被収容者が関わる場合には当該被収容者間の関係なども踏まえて検討しており、補佐人を指名した上で意見を聴取することや当該被収容者に対しこれを説明することにより、懲罰審査会における透明性及び公平性は確保できていると認識している。今後も、手続を適正に運用していくことにより、懲罰審査会の透明性及び公平性を確保していく。
6	札幌刑	R2. 3. 19	昼夜単独室収容者について、精神衛生の観点から集団運動の機会を増やすよう要望する。	当所においては、様々な事情の下、昼夜居室において処遇を行っている受刑者に対し、集団運動、集団討議等の実施を通じて、他の受刑者との会話等の接触の機会を付与すること、あるいは専門的知識を有する福祉専門官による面接を実施することにより、当該受刑者の心身の安定を図っているところ、今後、当該受刑者の心身の安定に係る方策を充実させていく中で、集団運動の機会の増加等についても検討していきたい。
7	旭川刑	R2. 3. 18	被収容者の病気や症状に応じた的確な治療を受けられるようにするとともに、治療が不要な場合についても、医師が判断したことや、なぜそのように判断したのかについて十分な説明をするように努められたい。	被収容者の診療については、被収容者からの申出、看護師等からの報告及び医師の見聞に基づき、医師が診療の要否を判断しており、適切に治療等を実施しているものと考えているが、特に治療及び投薬が不要な場合において、被収容者が自己の病状について疑問を抱かぬよう医師等の医療従事者から丁寧かつ理解できるような平易な表現を用いた説明をするよう心掛け、適正な医療の提供に努める。
8	旭川刑	R2. 3. 18	被収容者のニーズに応じて安価で幅広い物品購入ができるように取り組むべきである。	全国の矯正施設において共通して取り扱われる自弁物品については、指定事業者が公募により決められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されていることから、そのような物品の価格について当所限りでの対応は困難であるが、平成30年度に続き意見があったことについては、改めて上級官庁に伝える。
9	旭川刑	R2. 3. 18	昼夜単独処遇を受けている被収容者に対して他の室の者とのコミュニケーションの機会の提供や、コミュニケーション能力向上を図る教育を充実するよう努められたい。	昼夜居室処遇者が他者とコミュニケーションを取ること、他の受刑者と共に工場等において就業することや社会復帰後の生活等のために必要なコミュニケーション能力を向上させることにつながるため、昼夜居室処遇者数名を集めて視聴覚教材視聴後に教材内容に関する討議を行わせているほか、昼夜居室処遇者を小グループに分けて集団運動を行わせ、グループ単位での会話を認めるなどの取組を行っているところ、今後

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				も昼夜居室処遇者のコミュニケーション能力向上に資する取組を継続していく。
10	帯広刑	H31. 4. 1	就寝時間帯の起床前読書を認めるよう要望する。	所内規則を改め、起床時刻前の時間帯における読書については、他の被収容者の就寝の妨げにならないことを条件としてこれを認めることとし、起居動作の時間帯に違反する行為として取り扱わないこととした。
11	帯広刑	R1. 7. 1	リップクリーム及び薬用歯磨きを購入できるようにするよう要望する。	いわゆる「全国統一取扱物品」として取り扱われているリップクリーム及び薬用歯磨きを当所において自弁購入することができる物品リストに加え、受刑者が自弁購入できるようにした。
12	帯広刑	R1. 9. 17	夏季における受罰中の上着脱衣許可基準を、従来の室温28度以上から、本年度は熱中症指数計で29度以上へと変更したと報告があったが、環境省の基準で同値は厳重警戒域になるので、例えば、「同値28又は室温27度」とするなど、来夏にはより一層の熱中症予防対策に努めることを要望する。	当所における被収容者の熱中症対策は適切なものと考えているが、御指摘の内容及び環境省の基準等を踏まえ、来夏においては、受罰中の上衣脱衣許可基準について再度検討することとしたい。
13	帯広刑	R1. 7. 1	保管私物箱の容量について、現状は、私物棚も含めて65リットルであるが、より大きなものにするよう要望する。	受刑者については、一人当たりの保管限度量については60リットル以上とされており、従前の保管私物箱の容量が過少であったわけではないが、御指摘の内容、現下の収容状況等を踏まえ、私物保管バッグを容量80リットルのものに変更した。
14	帯広刑	R1. 11. 12	水性ボールペンを購入できるようにするよう要望する。	いわゆる「全国統一取扱物品」として取り扱われている水性ボールペンを当所において自弁購入することができる物品リストに加え、受刑者が自弁購入できるようにした。
15	帯広刑	R1. 11. 12	優遇処遇としての菓子等の喫食時間について、約20分間に変更したとの報告があったが、時間の延伸に加え、従前のように、喫食時にビデオ視聴ができるよう検討されたい。	優遇措置の一環として摂取を許しているし好品（菓子、飲料等）について、その喫食時間を30分に延伸し、併せて、喫食中にビデオを視聴できるよう運用を改めた。
16	帯広刑	R1. 11. 12	信書の発信に係る封筒の宛名の書き方について、横書きによることを認めるよう要望する。	外部交通に関する所内規則を改め、信書を発信する際の封筒の宛名については、横書きとすることを認め、職員による指導の対象としないこととした。
17	帯広刑	R2. 3. 10	優遇区分3類以上の受刑者が購入できるサンダルが1,980円や1,732円では高過ぎるので、もっと安いものが購入できるように納入業者に要望するよう希望する。	全国の刑事施設で共通して取り扱う自弁物品について、その具体的品目、価格等については法務省矯正局と事業者との間での協議によって決められていることから、御意見の内容を上級庁に伝える。
18	帯広刑	R2. 3. 23	内科の非常勤医師は2名確保されているが、本来は常勤医師の確保が理想であるので、採用に向けた一層の努力を要望する。	常勤医師の採用に向け、引き続き関係機関等を通じた広報を行っていく。
19	網走刑	R1. 9. 2	二見ヶ岡農場の炊事工場就業者がベッドの下に砂糖や塩を隠しており、刑務所職員に指摘しても対応してくれないとの意見があるので、事実を調査すべきである。	御意見を頂いた後、3回、抜き打ちで検査したが、指摘いただいた物品の隠匿の事実は確認されなかった。 被収容者による物品の隠匿等は施設の規律及び秩序の維持上許容できない行為であることから、今後も必要の都度、適宜、調査を実施する。
20	網走刑	R1. 9. 2	砂糖と塩の使用量を適正にしてほしい、味がおかしいとの意見があり、事実を調査すべきである。	意見を基に、釜ごとに5回（8月21日つぶあん、8月27日汁粉、8月30日さつま芋煮、9月5日煮豆、9月18日汁粉）、検食を実施したが、異常は認められなかった。 被収容者に支給する食事の味付けについては、今後も検食において確認し、適正を保っていくこととする。
21	網走刑	R1. 10. 7	理髪用のバリカンの消毒がなされず、刃が足りないとの意見があるので、調査すべきである。	調査の結果、バリカンの刃は、理髪終了後に煮沸消毒をしており、理髪時には消毒済みのものが用いられていることが確認された。 今後も、理容器具の衛生管理に細心の注意を払った運用を実施する。
22	網走刑	R1. 12. 4	炊事工場の就業者から、代休時に半日就業しても代休とみなされるため改善してほしいとの意見があり、事情を調査し、必要な対応をすべきである。	連日作業を行う受刑者について、作業を行わない日を定めるに当たっては、法令の定めにも則った取扱いをしているが、炊事工場の就業者を増員することによって、半日就業を減らすよう努める。
23	網走刑	R2. 2. 5	新しい棟と古い棟で居室内の温度が違い、古い方では寒さも違うので改善してほしいとの意見があるので、室温を調査し、必要な対応をすべきである。	新旧棟における温度差は2度程度であり、室温が低い旧棟における、令和2年2月5日から同月11日までの午後6時の平均気温は、15度ないし16度であった。 暖房に係る予算の範囲において、両者の温度が同様となるよう努める。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
24	月形刑	R2.3.27	職業訓練について、被収容者が提出した願書に対して、受講の審査結果が本人に事前告知されていないため、事前に告知をしてほしいとの意見がある。職業訓練は、被収容者の職業上有用な知識及び技能を習得させ、社会復帰後の就職にも重要な事項であるため、告知方法を検討いただきたい。また、他施設での職業訓練について、募集は頻繁にあるものの、受講者が1年以上発生していないという意見があるため、受講促進を検討していただきたい。	職業訓練については、当所で実施している自所訓練（5科目6種類／溶接科・フォークリフト運転科・建設機械科（小型建設機械課程・大型特殊課程）・建築科・ビジネススキル科）、札幌矯正管区管内の他の刑事施設で実施している集合訓練及び全国の刑事施設で実施している総合職業訓練がある。訓練実施に際し、希望者の募集後、審査を経た上で受講者が決定され、その結果は受講直前に告知されること、早期に審査結果を告知した場合、訓練実施に伴う訓練施設又は訓練工場への異動について、他の受刑者にも認識させることにより、他の受刑者の、当該受刑者の職業訓練への参加を妨害する目的での反則行為を誘発させる可能性が高まるなど、規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるため、困難である。また、受講促進については、新入教育訓練で職業訓練の制度について説明しているほか、募集時は工場担当者からの告知や工場の食堂に募集要項の書面を掲示するなどして周知しており、今後もこの取組を継続する。なお、他施設で実施する職業訓練の可否は先方の判断による。
25	月形刑	R2.3.27	休日の指定日におけるVTR視聴中の新聞閲覧について、VTR視聴中にも新聞が閲覧され、閲覧新聞を閲覧できないことになってしまうため、新聞閲覧時間帯を配慮していただきたい。	休日における新聞の閲覧は、時事の報道に接する機会の付与を目的として、昼間の余暇時間帯に実施しているところ、VTR視聴は、余暇時間帯の活動の援助の一環として実施しているものである。当所においては、午前中のVTR視聴のみならず、午後1時から同2時までのテレビ視聴や午後1時から同3時までの午睡など、時限的に認めているものが多数あり、その時間帯と重ならないように、全ての閲覧対象者に閲覧することは事実上不可能な状況にあるため、VTR視聴時間帯であっても、新聞を閲覧する運用としている。
26	月形刑	R2.3.27	室内運動時間に筋力トレーニングができないので、できるようにしてほしいとの意見があり、被収容者には屋外運動もあるが、他の被収容者に影響を及ぼすことのない範囲で検討していただきたい。	従前、居室内運動については、ストレッチ体操のみに限定し、許可していたが、令和2年1月31日付け所長指示第63号「被収容者の居室内運動について」を発出し、危険な運動や騒音を発する運動など他の者に迷惑が掛からない方法であれば筋力トレーニングを認める運用に変更している。
27	月形刑	R2.3.27	LGBTと主張する被収容者が、単独室を希望したところ、「ゲイだと嘘をついて単独室に行こうとする者が多いから、みんな一度は共同室に入ってもらっている。」と言われ、共同室に入れられたとの意見があり、LGBTを主張する被収容者に対して、判断、対応等を職員に周知徹底するなど、適切な対応を検討していただきたい。	受刑者からLGBTの申告があった場合、処遇調査や面接等を実施してその実情を正確に把握し、必要に応じて、性同一性障害等の有無について医師の意見を仰いでいる。居室については、性的指向など個々の事情を考慮し、単独室の必要性を検討した上で適切に対応しており、一律的に共同室収容とする措置は講じていない。
28	函館少刑	R2.3.2	受刑者がテレビを視聴する際、VTRを流しているチャンネルの映像がかなり粗くて視聴しづらいところ、通常通りに視聴できるように送信及び受信の設備を改善等（新規のものを導入することを含む。）することを検討されたい。	居室内VTR等は、多重放映装置の自動操作によって放送されているところ、令和元年11月頃から、同装置のマトリクススイッチの不良によりテレビ画面にノイズが入る状態が続いていたことから、令和2年1月、同装置をVTRと直結させることにより、テレビ画面を良好な状態に改善した。
29	青森刑	R2.3.16	刑務所職員から受刑者に対して「おい」や「お前」といった威圧的な呼称を用いられることがあるとの苦情がある一方、受刑者から刑務所職員に対しては「先生」と呼ぶことが常態化しているように見受けられる。このような、相互の呼称は、刑務所職員と受刑者との上下関係を作ることになりかねず（実際に一部の受刑者からは職員から暴言を吐かれた、あるいは、他の受刑者に暴言を吐いているところを見たとの指摘もある。）、憲法の予定する刑の執行に伴う人権制約を超えた侵害を生じかねないものであるから、早急に改善願いたい。	刑務官という職務の性質上、職員は、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、この際も、被収容者の人権に配慮した指導を行わなければならないと考えている。当所では、適宜、職務研究会や集合研修を実施し、職員の人権意識の向上を図っている。職務研究会では、被収容者の人権に関することなどをテーマに参加者全員が自由に話し合うことで、被収容者の人権に関する理解を真に深めることができるよう工夫し、集合研修では、所長による研修のほか、外部講師を招いての研修も実施している。
30	青森刑	R2.3.16	受刑者から、刑務所職員の氏名が分からず、当視察委員会宛での意見の提出や国家賠償請求の際に不便を感じているとの意見も見受けられる。この点について、職員の安全確保上職員の氏名を明示する必要まではないものと思料するところであるが、訴えの提起等で受刑者においてできる限り行為者（職員）の特定が必要となる事態も存在するものと思料されることから、職員の特定方法について、職員の安全確保との均衡を考慮しつつ具体的な方法について検討していただきたい。	職員の安全確保のため、職員の氏名は表示すべきでないと考えており、受刑者が職員の不適切な言動等について訴えの提起等をする場合は、いつ、どこで、どのようなことを言ったのかなどを明らかにすることで足りると考えられる。
31	青森刑	R2.3.16	青森県は4月あるいは5月の春頃や10月ないし12月の秋から冬にかけて、気温の低い日がある。青森刑務所は施設自体が古い面もあり、構造上あるいは設備上防寒が十分でない点が見受けられ、そのために1月ないし3月にはカイロを支給しているとのことであるが、前記のとおり、他の月においても気温の低い日においては、カイロの支給等防寒対策を講じていただきたい。	防寒対策として、当所においては、11月上旬から4月上旬までの期間は、居室棟廊下にストーブを設置し、さらに、12月上旬から4月上旬までの期間は、居室棟の温水循環器及び空調機を運転している。これらの期間外であっても、気温が低い場合には、適宜、ストーブを使用させているほか、チョッキ、メリヤスの貸与、毛布の増貸与も行っている。カイロは自弁物品であり、支給してはいないが、令和元年は5月中旬まで使用期間を延伸し、同年10月以降は使用し得る期間に制限を設けないこととした。また、同じく自弁物品である手袋及び耳袋についても、使用し得る期間の制限をなくし、防寒対策の充実を図った。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
32	青森刑	R2. 3. 16	青森刑務所は完成までに長期間要しているとの事情もあり一部施設は相当に古い。青森刑務所においても適宜修繕が施されているところであるが、炊事工場の受刑者から当視察委員会宛てに側溝の蓋の破損について、修繕依頼の意見が複数回寄せられるなどしている。 青森刑務所に収容されている受刑者が高齢化しており、施設に破損があると重大なけがを招きかねないことから、施設全体を点検し、不具合等を発見した場合には、できる限り早期に補修するよう上級庁とも協議していただきたい。	炊事工場の側溝の蓋については、既に破損箇所を営繕工場において補修しているところであるが、本格的な補修のため、上級官庁に予算上申することを検討している。 日頃から施設全体の点検を行っているところ、施設のメンテナンスについては今後も留意し、自庁予算で対応し得る破損については早急に修理し、自庁予算で対応し得ないものについては、応急対策を執った後、補修について上級官庁と協議を行うこととする。
33	宮城刑	R2. 3. 31	使い捨てカイロの使用が認められ冬季の寒さ対策が改善されたが、引き続き可能な防寒対策を講じるように求める。	防寒対策として、予算事情を勘案しつつ、居室棟に据置型暖房器具の増設を検討する。
34	宮城刑	R2. 3. 31	衛生面に関し、①配膳係の監視・指導の徹底、②調理担当者の指導・教育体制の整備、③食器の洗浄・手洗いの徹底、④職員の白衣・帽子・手袋の着用をそれぞれ要望する。	衛生管理を徹底しているところではあるが、食品衛生管理の徹底及び職員への衛生教育を更に徹底する。
35	宮城刑	R2. 3. 31	被収容者の体重減少について、早急にその原因の究明と対策を講じる必要がある。	給与熱量についてはこれまでと差異がないところ、減塩対策を行った後、残飯の増加が認められることから、出汁を効かせるなど旨味を向上させ、食べ残しが減少するよう取り組むこととする。
36	宮城刑	R2. 3. 31	減塩対策については、食事を楽しみにしている被収容者への配慮をし、段階的な減塩等の更なる工夫を要望する。	減塩対策により、減薬等の効果が認められるところ、調味料や献立の工夫をしながら食事の満足度向上に努める。
37	宮城刑	R2. 3. 31	食材の具が少ない、具が入っていないとの意見があるので実態の調査や対策を検討されたい。	献立に関しては、栄養士の指導のもと栄養バランス等を考慮した献立を作成しており、引き続き嗜好調査等も踏まえて適切に対応する。
38	宮城刑	R2. 3. 31	自殺事故等を踏まえ、被収容者の心情把握のためのカウンセリング実施に人的補充を含めた予算措置を講じるよう求めるべきである。また、職員の教育を含め、定期巡回が適正に実施されるようにする措置を求める。	心情把握のための面接及びカウンセリングは、対象者を選定の上、心理有資格者によって定期的を実施している。また、職員に対しては、巡回間隔を維持しつつ、適正な巡回を行うよう内規の発出や研修を行い、適確な巡回視察により自殺事故等の防止に努める。
39	宮城刑	R2. 3. 31	職員が適正にその職責を果たすため、しかるべき研修・教育、刑務官のストレス対策、深夜の長時間労働に対する配慮・対策を要望する。	職員に対しては、各種研修の実施、ストレスチェックや職員面接により状況を把握し、必要に応じた助言等を行う。また、勤務環境面での配慮、超過勤務の縮減、年次休暇の取得促進等を行うなどして職員のストレス軽減に努める。
40	秋田刑	R2. 3. 16	意見書・提案書の申出内容検討は、視察委員会が施設運営の状況を検討する上で重要である。今後も速やかなる説明・回答を励行するよう要望する。	視察委員会から提出を受けた意見書、提案書に係る申出内容については、これまで同様、速やかに説明、回答等の対応をすることができるよう努める。
41	秋田刑	R2. 3. 16	食事の内容、量、メニューに意見があるが、規則及び予算等を考慮し、希望に添えるよう努力することを求める。	当所においては、毎月の献立会議において、管理栄養士の指導のもと、被収容者アンケート調査の結果を参考にし好みを考慮して献立を決定しているところ、今後もより良い献立になるよう努めていく。
42	秋田刑	R2. 3. 16	テレビ視聴については、時間・内容等に改善が見受けられるところ、今後もできる範囲で希望に添うように改善を求める。	受刑者の余暇時間におけるテレビ視聴は自由チャンネルに変更するなど改善を図っており、今後も適切に実施していく。
43	秋田刑	R2. 3. 16	暖房等による室温については、地域性もあるところ、できる範囲で適切に運用することを求める。	当所においては、冬季は、工場、居室棟廊下にストーブを設置するほか、居室設置のパネルヒーター及び廊下空調を稼働させるなどして適正な室温の維持に努めているところであり、今後も適切な室温管理に努めていく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
44	秋田刑	R2. 3. 16	数年前から、職員の言動等で被収容者から一部不満があったが、研修会を実施したとの報告を受けた。今後も職員の研修・教育を継続することにより、人権を考慮し、改善できるところは改善して不満や行き違いを少なくすることを求める。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、そのような場面においても被収容者の人権に配慮した言動となるよう各種研修・教育を通じて職員の人権意識の向上に努めており、今後も継続して実施していく。
45	山形刑	R2. 3. 27	全職員に対し、ロールプレイ等の方法を取り入れた、実効性のある人権研修等を実施・徹底し、職員の指導力の向上に努めることを求める。	各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めており、今後も継続していく。
46	山形刑	R2. 3. 27	山形刑務所は、全国的にも職員1名当たりの受刑者数が多いため、山形刑務所の規模や実情に応じて職員定員を増員するなどの適正配置を要望する。	職員定員については、当所限りでは対応できない事項であるが、上級官庁に働き掛けていきたい。
47	山形刑	R2. 3. 27	酒田拘置支所においては、公判が酒田と鶴岡の2か所で行われる可能性があることを考慮して職員定員を決定することを要望する。	職員定員については、当所限りでは対応できない事項であるが、令和2年度は、酒田拘置支所の定員は4名増員された。
48	山形刑	R2. 3. 27	米沢拘置支所における職員の労力を削減するため、被収容者に給与する食事については、予算措置を行い、外部業者から購入した弁当に切り替えることを求める。	米沢拘置支所の被収容者に対しては、令和2年度から、外部業者から弁当を調達して給与している。
49	山形刑	R2. 3. 27	視察委員会に対する意見・提案書の提出に萎縮効果が及ぶことのないように、運動場に意見・提案箱を設置するなどして、意見・提案書の提出方法を改善するよう求める。	令和2年2月から、意見・提案書の作成提出に係る願箋提出を廃止し、提出等に萎縮効果がないように改善を図っているところ、今後も、現在の意見・提案箱の設置場所・個数については、現状を維持しつつ、意見・提案書を萎縮することなく投かんできるように配慮していく。
50	山形刑	R2. 3. 27	夏季処遇期間中、被収容者が使用できるタオル数を増やしたり、休日に限り居室で石けんを利用してタオルを洗浄できるようにしたりするなど、夏期の衛生管理を向上させるよう求める。	夏季処遇期間中においては、随時拭身を認めている観点から、今後、居室内におけるタオルの洗浄について対応策を検討し、衛生管理の向上を図っていきたい。
51	山形刑	R2. 3. 27	被収容者に対し、アンケートを実施して食事のメニューや内容を改善しながら、被収容者の嗜好にも配慮したバランスのある食事を実施されたい。	令和元年度に引き続き、令和2年度においても、受刑者を対象として、食事に関するアンケートを実施し、その嗜好に配慮した献立作成を継続していく。
52	山形刑	R2. 3. 27	厚生労働省の勧告する塩分摂取量を厳守するためにみそ汁の給与を取りやめたが、そのねらいについて、被収容者に周知されたい。	減塩に配慮した献立作成については、その目的等について改めて被収容者に周知することとする。
53	山形刑	R2. 3. 27	受刑者の健康診断の際に肝炎ウイルス検査（血液検査）を行い、感染者に対しては治療を行うよう求める。	被収容者に対する肝炎ウイルス検査等については、引き続き、定期健康診断等においてC型肝炎ウイルス等検査を実施し、その結果に応じて必要な医療上の措置を行っていく。
54	山形刑	R2. 3. 27	肝炎ウイルスに関し、非感染者に対する予防接種ができるように予算措置することを求める。	被収容者及び医療従事者以外の職員に対する肝炎の予防接種については、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
55	福島刑	R2. 3. 25	受刑者の申出があれば、医師による診察をするべきである。そのためにも、上級官庁及び関係機関と協議して、受刑者の受診体制の充実を図ること。	受刑者から申出があった場合、その状況を把握した看護師、准看護師の報告を受けた医師において診察の要否を検討することとなっているため、必ずしも診察を行うわけではないことについて御理解いただきたい。なお、医療体制の充実を求める意見があったことについては、上級官庁に伝達したい。
56	福島刑	R2. 3. 25	受刑者に対する病状及び治療方法について、できるだけ丁寧に説明するように努めること。	受刑者を診察する際は、できるだけ分かりやすい説明に努めているところ、今後とも、丁寧な説明に努めていきたい。
57	福島刑	R2. 3. 25	暑さ、寒さ対策について、インフラ整備のために上級官庁と協議を進めること。居室の暑さ、寒さ対策を一層工夫すること。	暑さ、寒さ対策のうち多額の予算を要するもの等については、必要性等も踏まえながら上級官庁に要望していきたい。また、自庁限りで対応できるものについては、個別に検討していきたい。
58	福島刑	R2. 3. 25	パネルヒーターの運用時間を延長すること。	居室に設置されたパネルヒーターについては、気候、使用に伴う経費等を勘案しながら、適正に運用していきたい。
59	福島刑	R2. 3. 25	使い捨てカイロを支給すること。	使い捨てカイロは、被収容者に支給又は貸与する物品とされていないため、支給等することは困難であるが、御意見は、上級官庁に伝達したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
60	福島刑	R2. 3. 25	浴場の脱衣室を暖かくすること。	入浴場の脱衣室の採暖については、暖房設備の設置の可否等を検討したい。
61	福島刑	R2. 3. 25	洗髪後のヘアドライヤーの使用を認めること。	入浴後にヘアドライヤーを使用させる場合、一時に多数のヘアドライヤーを使用させる必要があるため、電力容量の関係等から困難である。
62	盛岡少刑	R2. 3. 30	夏場における熱中症予防や事故対策に向けた施設整備及び備品の調達を早期に進めるよう求める。 また、夏季処遇として居室内においてタオルで体を拭くことを認めた旨の報告を受けたが、熱中症対策としては不十分であり、ボディシート（ウェットタイプのシート）や濡れタオルで体を拭くなど、単に汗を拭くだけでなく、体温を下げるための物品の使用を許可するよう求める。	現在においても濡れタオルを使用して清拭を行うことは認めているが、今後も、気候、気温に応じ、予算事情を勘案しながら、必要な消耗資材や備品の調達等、所要の対応を執っていく。 なお、ボディシートは自弁物品の購入先となる指定事業者の全国統一取扱物品に含まれており、清拭に使用させることの可否について検討したい。
63	盛岡少刑	R2. 3. 30	令和元年度に引き続き、脱衣場の暖房器具の設置を求める。	現状では、脱衣場において電気式の暖房器具を設置した場合、給電設備の改修が必要であることから、速やかな設置は困難であるが、予算事情を踏まえ、引き続き設置について検討したい。
64	盛岡少刑	R2. 3. 30	令和元年度も委員会ニュース（こずかたニュース）を発行した。今後も掲示板への掲示のほか、第一号以降全てのこずかたニュースを各居室に備え付けるよう求める。	委員会ニュース（こずかたニュース）については、職員向けには庁舎掲示板に掲示し、被収容者向けには各居室にも備え付けているところ、今後も引き続き、同様の取扱いを継続することとしたい。
65	盛岡少刑	R2. 3. 30	法務省の実施する「釈放時アンケート」について、盛岡少年刑務所における分析結果を毎年、視察委員会へ報告されたい。	「釈放時アンケート」については、今後、その内容の分析結果を視察委員会に報告することとしたい。
66	盛岡少刑	R2. 3. 30	歯ブラシでの歯磨きでも不十分な場合もあるので、爪楊枝の使用許可を求める。	爪楊枝については、個別に支給して全ての被収容者が使用できるよう、その支給に係る運用を改善した。
67	盛岡少刑	R2. 3. 30	単独室と共同室との間でテレビの視聴時間の長さに差異があるので、同じ時間にしよう求める。	当所においては、従前、単独室収容受刑者と共同室収容受刑者でテレビの視聴時間について異なる取扱いとしていたが、視察委員会からの意見を受け、その取扱いを変更し、単独室、共同室の別にかかわらず、テレビの視聴時間を一律とした。
68	盛岡少刑	R2. 3. 30	夕方のニュースの視聴をしたい旨の意見も多く、午後7時から午後9時までとなっている視聴時間を、午後6時から午後9時までとすることを求める。	共同室において余暇活動として勉学する受刑者もおり、比較的静穏な環境を一定時間確保する必要もあることから、テレビの視聴時間を午後7時からとしている。なお、全ての被収容者に対し、ラジオで毎日ニュースを聴取する機会を与えている。
69	盛岡少刑	R2. 3. 30	盛岡少年刑務所においては、比較的若年の受刑者が収容されており運動の必要性は高いと考えられ、運動時間を増やすことを求める。毎日の運動時間の確保が難しい場合でも、例えば、曜日を設定したり、1か月に何日か決めたり、運動時間を増やす時期を決めたりするなどして、可能な限り運動の機会を与えるよう求める。	当所においては、毎日30分間、可能な限り戸外において運動の機会を与えており、全ての被収容者に平等に運動の機会を与えるために現行の運用としていることを御理解いただきたい。
70	盛岡少刑	R2. 3. 30	敏感肌等の影響で、身体を洗う石鹸とは別に洗顔フォームを使用する必要がある者もあり、入浴の際に洗顔フォームの使用を許可するよう求める。	当所においては、入浴時の洗顔フォームの使用は認めていないが、敏感肌等の者については、植物石けん、薬用石けん、無添加弱酸性石けんの使用を認め、そのような者に配慮した取扱いを行っている。
71	盛岡少刑	R2. 3. 30	体重を知ることは健康管理にもつながるため、浴場に体重計の設置を求める。	入浴場に体重計を設置し、全ての被収容者が使用できるよう改善した。
72	盛岡少刑	R2. 3. 30	施設職員の言動に対する提案・意見が散見されたことから、引き続き、施設職員に対する指導監督を徹底してもらいたい。施設職員による不適切な言動は処分されるべきであるが、必ずしも不適切とは評価されなくとも、被収容者からの誤解を招く言動がないように指導監督するよう求める。	職員は、その職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し厳しく注意指導しなければならない場合もあるが、被収容者からの誤解を招くような言動がないよう、冷静を旨とし、適切な距離を保ちつつも、厳格な中にも温かみをもって対応するよう、引き続き、指導していく。
73	水戸刑	R2. 3. 25	令和元年度になされた熱中症対策について、次年度以降も継続的に取り組まれたい。	令和2年度においても、前年度と同様に、被収容者の熱中症予防に取り組むこととする。
74	水戸刑	R2. 3. 25	感染症対策について、感染症は一気にまん延するおそれがあることから、部外者、職員等を問わず、予防対策を万全に検討・実施されたい。 また、新型コロナウイルス関係の対応についても、十分配慮願いたい。	新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る指示を発出し、職員等に対して周知徹底するとともに、同感染症感染防止対策ガイドラインに基づき、様々な感染防止対策を講じている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
75	水戸刑	R2. 3. 25	令和元年度、病気等が原因の死亡事例（移送中を含む。）が数件報告されており、かかる事例が発生したこと自体、対応の不備等を追及されるおそれもあることから、被収容者が体調不良の場合、関係各所と連携の上、早期に対応されたい。	被収容者から体調不良の申出等があった場合は、速やかに医務課に連絡し、病状等に応じた医師の診察を行い、病状により当所での対応が困難なときは、外部の病院で受診させるなど適切に対応していると考えているが、御指摘の内容を踏まえ、今後、更に適正な医療を実施していくこととする。
76	水戸刑	R2. 3. 25	被収容者に対する矯正指導プログラム・職業訓練の充実に向けた環境整備に引き続き取り組まされたい。	現在実施している改善指導のプログラムについて、より効果的なものとなるよう、内容や実施方法の見直し等を行うとともに、職業訓練についても、その内容の充実に向け、予算事情を勘案して環境整備を進めることとした。
77	水戸刑	R2. 3. 25	水戸・土浦両拘置支所の施設の老朽化が顕著であり、施設自体の改修等は予算措置の問題でもあるが、補修・修繕等をお願いしたい。	水戸拘置支所及び土浦拘置支所の老朽化に伴う修繕等については、当所全体の予算事情を勘案して、順次、実施しているところであるが、予算上、当所限りでの対応が困難な修繕等については、上級官庁に上申を行うこととしている。
78	栃木刑	R2. 3. 31	受刑者が視聴できるテレビの時間の関係で2時間を超える長さの映画を放映する場合には、前半・後半などに分けているとされているが、外国人受刑者は、日本語の映画ではなく、母国語の映画などの視聴を希望しているため、一つの映画で前半・後半に分けられてしまうと、居室内で日本人と外国人受刑者が対立し、午前と午後で別の映画を視聴することになり、映画の前半又は後半しか見られない状態になってしまう。他の刑務所での運用などを参考に、映画を前半・後半に分けることなく、受刑者が映画を見ることができるよう、工夫の余地がないか検討されたい。 また、字幕の一部が切れたり、フリーズしたりすることは、設備の問題であると思われるところ、娯楽の機会として提供しているテレビ・映画の放映が円滑に行われるよう、設備の修理・交換を検討されたい。	休日における受刑者のテレビ視聴時間は、午前10時から同11時50分までの1時間50分、午後3時から同4時までの1時間、同7時から同9時までの2時間と定められている。映画を前後半に分けて放送する場合は、午前中の1時間50分、夜間の2時間に分けて放送している。 外国語映画の多くは、2時間を超える作品が多いところ、前後半を分けて放送するためには、2時間超の連続した放送時間が必要である。当所では、休日に、午後1時から同3時まで、午睡時間を設けているところ、その時間に放送することが可能であれば、前後半に分けて放送することが可能である。 今後、他施設の取組状況を参考にしつつ、前後半に分けて放送すること及び設備の修理交換についても検討したい。
79	栃木刑	R2. 3. 31	外国人受刑者から母国語の辞典や勉強のための日本語の教科書が欲しいとの意見が寄せられており、外国人受刑者が、日本語を理解できず、刑務所内での生活や刑務作業に支障を生じる可能性があることを考えると、辞典などを手元に置き、勉強をすることは有益なことであると思われる。外国人受刑者が大使館に個別に依頼すれば、大使館から提供された辞典等を受け入れることが可能であると回答があったが、全ての外国人受刑者が大使館に直接依頼することは困難であると思われる。栃木刑務所収容受刑者に占める外国人の割合を考えれば、蔵書として辞典や教科書があっても支障はないのではないかとと思われるので、外国語の蔵書の充実を図る方法がないか、検討されたい。	外国人受刑者に対しては、一般改善指導として日本語教育を実施している。同指導は、2クラス（基礎クラス及び応用クラス）を設け、1クラス20名程度で、全8単元（1単元当たり1時間）実施し、教材として日本語学習ワークブックを配布している。また、外国人受刑者の日本語教育に資するために、平成26年に辞典17冊、日本語教育向け図書36冊、同27年に日本語教育向け図書10冊、同28年に辞典51冊、日本語教育向け図書31冊、同29年に辞典32冊、日本語教育向け図書144冊を購入した。令和2年度は外国語書籍を多く購入する予定であるところ、辞典、日本語教育向け図書も併せて購入したい。
80	栃木刑	R2. 3. 31	高齢受刑者に対して最も深刻であると思われるのが、健康上の問題であり、特に、持病がある高齢者に対して、適切な医療が提供されることは重要な問題である。拘置所や他の刑務所から移送される受刑者について、健康上の問題の引き継ぎがある場合には、事前に医師と相談するなどして、職員に注意事項を伝え、情報を共有すること、入所時に検査を実施することなど対応を徹底するようお願いする。	他施設から移送される高齢受刑者に持病や健康上の問題がある場合、移送元施設から当該受刑者に係る医療情報等（場合によっては診療録の写しなど）の送付を受け、医師である保健課長が確認の上、医務職員及び処遇部門職員において同情報を共有している。 入所後は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第61条に基づき、当所収容開始後速やかに保健課長等の医師による健康診断を実施し受刑者の健康状態等を把握している。 なお、移送元施設から引き継いだ医療情報や入所時健康診断等の診療情報は、病状連絡票等により職員間で共有しているところ、引き続き高齢受刑者に対する配慮に努めていく。
81	栃木刑	R2. 3. 31	栃木刑務所では眼科診療設備があるものの、眼科医が招へいされていないことから、健康診断の受診科目に眼科が含まれておらず、白内障・緑内障などの症状を持つ者が多くと考えられるため、健康診断の科目に眼科を設けるなど、受刑者が施設内で健康を害することがないように、配慮を願いたい。	新入時健康診断における眼科医による診察は実施していないものの、保健課長等の医師による診察を実施し、これまでの既往歴や現在の自覚症状又は他覚症状等を問診（刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第29条）しており、その際、眼科に係る症状についての申述等があった場合、必要に応じて東日本成人矯正医療センターでの医療共助による診察を受けさせたり、外部医療機関等を受診させたりするなどしている。 また、受刑中の方から眼科に係る症状についての申出等があった場合も同様に受診させている。 なお、当所に整備されている眼科設備は、視力検査器及び眼圧計であるところ、引き続き当所に勤務する医師等に紹介を打診するなどして眼科医の招へいに努めていく。
82	栃木刑	R2. 3. 31	令和元年度も、レトルト食品の苦情が多く、直ちに改善することは困難であると思われるが、食事メニューや減塩のための改善策などについて、再度回答いただきたい。	レトルト食品については、非常食として購入している物もあり、保存が利く安価なものを選択して購入しているところ、これらも通常の食品と同様に期限を考慮し消費していかねばならない。 現在、非常食として購入した食品を給与する際には、他の食品を追加したり、同時に給与する食品の内容を考慮しメニューを充実させる等、他の日のメニューと比べて質的、量的に遜色のないものを提供している。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
83	黒羽刑	R2.3.31	廃庁に至るまで、被收容者の処遇等の水準が不当に低下することのないように努め、被收容者の権利が侵害されることのないよう、適切に体制構築していくことを求める。	令和3年度末の廃庁に向け種々の準備を行っているところであるが、被收容者に対する処遇等については、法令等に基づき、今後も適切に実施できるような体制の構築に努めていく。
84	黒羽刑	R2.3.31	炊事工場の就業者については、他工場に比して負担が大きく、負担解消の努力もなされているが、今後、更なる減員の中で、公平な負担となるよう対応されるよう求める。	今後、減員に伴い、炊事工場就業者の確保は容易ではないものの、他工場からの就業者の移動、献立の工夫などの取組を行い、公平な負担となるよう努めていく。
85	黒羽刑	R2.3.31	夏季の暑さ対策及び冬季の寒さ対策について、被收容者の健康維持のため、適宜柔軟な対応がなされるよう求めているところ、今般の新型コロナウイルス対応についても、被收容者・職員の健康のため適切な対応がなされるよう要望する。	新型コロナウイルスについては、職員及び被收容者の感染防止に向け、積極的な取組を行っている。なお、防暑・防寒対策については、今後も、被收容者の健康維持に配慮しながら、時季に応じて、適切かつ柔軟に対応していく。
86	前橋刑	R2.3.31	診療を長期間待たされた、必要な薬を出してもらいたい、医務担当職員の対応が悪いなどの不満が寄せられている。受刑者の誤解に基づく意見、薬の副作用による被害防止等の観点からのやむを得ない制約もあるにせよ、不満を訴える者には、できるだけ事情を説明して理解を促すようにしていただきたい。	医師の診察については、緊急性のある場合を除いて、毎週、准看護師の医務巡回により申出状況等を確認した上で診察を実施しているところ、診察件数も多く、申出内容によっては診察までに日数を要する場合があるため、必要性、緊急性のある者から順次行っている旨、被收容者に対しできる限り丁寧に説明することとする。 被收容者から特定の薬を処方してほしい旨申出があった場合、その処方の必要性を、医師の診察により判断し処方している。 なお、薬を処方する場合には医師から、処方する薬について説明している。
87	前橋刑	R2.3.31	令和2年度に常勤医師1名が欠員になるとの説明がなされた。常勤医師を確保し、充実した医療体制を確保することは非常に重要であるので、まずは常勤医師を確保していただきたい。さらに、特に眼科などの比較的申出件数が少ないとみられる診療科において、診察まで長期間待たされたという意見が多く見受けられるので、非常勤医師についても、可能な限り診療日を多く設け、充実した医療体制を確保するように、引き続き努めていただきたい。	常勤医師の採用に向け、医療機関等を通じた広報活動を行っているところである。眼科等特定の診療科目の非常勤医師については、予算事情により対応が困難であるが、謝金や外部治療において、適切に対応するよう努める。
88	前橋刑	R2.3.31	暑さ寒さ対策として、特に、エアコンの設置、建物の断熱改修、施設の建て替えを進めていただきたい。一挙に刑務所全体にエアコンを設置する、断熱改修や建て替えを進めることが困難であるとしても、徐々にこれらの対策を執り、体力が低下している高齢者の所在する場所には、エアコンを設置するなど、特に体力面で不安のある受刑者が多く集う場所からでもやむを得ないので、着実に対策を進めていただきたい。そのための予算の確保を、法務省に対して強く要望していただきたい。	エアコンは、体調不良の被收容者の休養等のため、病棟の一部居室、女区に設置されているが、令和2年度は病棟内の全居室にエアコンを設置する予定である。予算面及び電気容量の関係から、直ちに増設を行うことはできないが、現状の施設で対応できる方法を検討しながら整備を進めている。 なお、熱中症予防のための拭身や扇風機の使用を令和元年度に比べて早い時期から実施している。
89	前橋刑	R2.3.31	貸出用の備付書籍が古い、少ない等の意見が令和元年度も見られた。予算のない中でできる限り努力していることは理解できるが、受刑者の知る権利や読書の自由はできる限り保障されるべきである。引き続き、書籍購入予算を十分確保し、受刑者もできるだけ新しい本を読むことができるように努めていただきたい。	被收容者の要望を踏まえた上で、書籍を購入しているところ、今後も有意義なものを整備していきたい。 なお、備付書籍については、前橋市立図書館、弁護士からの寄贈等もあり、徐々にではあるが冊数も確保されており、引き続き寄贈を募るなどの取組を継続したい。
90	前橋刑	R2.3.31	受刑者の経済的更生の観点から、職業訓練の充実が極めて重要であるので、引き続き、職業訓練を受けられる人数の増加や、職業訓練の種類の充実をお願いしたい。	職業訓練科目の増加等については、予算上の措置や訓練に伴う職員配置も必要であり、当所のみで対応することは困難であるが、今後とも一般社会における求人状況等を注視しながら訓練の内容を検討していきたい。
91	前橋刑	R2.3.31	刑務官が受刑者に対して、強く言わなければならないときがあることも理解できるが、行き過ぎれば人権侵害となる。引き続き職員に対し、意識させるよう指導していただきたい。	職員は、時と場合によって、厳しく注意指導を行うこともあるが、研修等を通じて機会あるごとに、監督者から職員に対し、注意喚起しており、引き続き人権意識の向上を図っていく。
92	前橋刑	R2.3.31	昼食の時間が短過ぎるという意見が時折出ており、食事時間が7分では短すぎるという意見もあった。食事時間が非常に短時間になってしまうと、ゆっくりしゃくすることもできず、胃腸に悪いことは否定できないので、十分な時間を確保できないか検討されたい。	昼食の時間については、法令等に基づき十分な時間を確保している。今後も引き続き十分な時間を確保できるように努めていく。
93	前橋刑	R2.3.31	食事の内容について、歯や胃腸の不調から、食事が固いとか消化が悪いといった、意見が寄せられており、健康に関わる部分であることから、被收容者から訴えがあったときは適切に対応されたい。	医療上必要が認められる場合は、刻み食、粥食、軟菜食への食事変更を実施しているところ、今後もできるだけ、被收容者個々の状態に応じ、摂取に支障の生じない食事の支給を検討していきたい。
94	前橋刑	R2.3.31	近年、食料品の価格が上昇しており、予算の関係で食事の内容が影響を受け、やや質が低下し、それが不満につながる、という傾向があるように思われる。受刑者からも、食事の内容が数年前より悪くなったという意見が寄せられている。法務省に対して実情を説明し、必要な予算を確保するよう働き掛けをされたい。	管理栄養士の指導のもと、献立を決める際は、良質で安価な旬の食材を使用し、予算の範囲内で質の高い食事を支給するよう努めている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
95	前橋刑	R2. 3. 31	刑事施設の娯楽について、カラオケ大会、囲碁将棋大会を行ってほしい、各工場に設置されている囲碁将棋の盤と駒が少ない、将棋クラブを認めてほしいといった要望が複数出ているので、検討していただきたい。	令和元年度において、基石や碁盤、将棋の駒や将棋盤を各工場に整備しているところ、予算事情、使用状況を踏まえ、数量を増やすことを検討する。 また、カラオケ大会、囲碁将棋大会及び将棋クラブについても、他の行事やクラブの実施状況を踏まえ、開催・設置を検討したい。
96	前橋刑	R2. 3. 31	所内テレビの視聴等について、自由チャンネル方式が可能かどうか、検討を進めていただきたい。	余暇時間帯におけるテレビ視聴については、令和2年3月16日から自由チャンネル方式としている。
97	千葉刑	R2. 3. 16	収容時に自死企図リスクの高い被収容者を見出すためのスクリーニングテストを実施した上、ハイリスクの被収容者については精神科医等の専門的知見を有する者との面談を行わせ、面談を行った専門家の意見を処遇に反映する取組が必要と考えており、その実現可能性についても検討されたい。	新たに入所した被収容者については、すべからず自殺危険性判定表によりスクリーニングを実施し、必要があると認められた者については、精神科医師による診察を受診させている。また、自殺の危険性のある者については、職員による面接と精神科医師の診察を積極的に実施して心情の安定を図るとともに、面接結果や精神科医師の意見を処遇に反映させることに努めており、今後も継続していく。
98	千葉刑	R2. 3. 16	被収容者からの意見を軽視せず、随時、研修等により意識喚起を行い、刑務官から被収容者に対する侮辱や必要以上に威圧的な態度での指導が行われる等のことがないよう努めるべきである。	随時、研修等により、被収容者の人権に配慮した処遇の徹底に努めているが、今後も継続していく。
99	千葉刑	R2. 3. 16	冷暖房設備について予算的制約を理由にいつまでも導入を見送ることは、もはや、時代の要請にそぐわないというべきである。随時に予算措置を求め、収容施設内の空調設備の設置、増強を図るように求める。	令和元年度、病舎にエアコンを整備したほか、令和2年度は一部の工場にエアコンを整備する予定としている。
100	市原刑	R2. 3. 31	自弁物品であるボールペンに関し、特定メーカーの製品はインクがすぐ切れてしまうので他のメーカー製に交換してほしいとの意見が複数散見され、数か月の間に同様の意見・提案が出されていることから、受刑者に対し迅速かつ丁寧に伝達することを要望する。	令和元年度、被収容者からボールペンのインクがすぐ切れて書けなくなった旨の申出はなく、交換した実績はない。 交換の必要性が認められた場合には、交換できる場合があることについては、被収容者に対して文書による周知まではしていないが、口頭による周知は複数回実施した。 なお、被収容者から意見のような申出があった場合は、購入時期や現物のインクの残量等を確認した上で会計課へ連絡し、業者に対応を求めることとしている（数年前に一部の被収容者から申出があり、その際は業者が交換に応じた経緯はある。）。
101	市原刑	R2. 3. 31	令和元年度からは、受刑者の希望がある場合にのみ視察委員会が面接を実施することとしたところ、結果的に面接希望者がいなかったため、受刑者に対し視察委員会の意義等を丁寧に説明されるよう要望する。	平成28年7月1日付けで内規を制定し、市原刑務所視察委員会の趣旨や活動内容のほか、視察委員との面接及び視察委員会に対する意見書の提出方法等を所内生活の心得に記載した上、個人貸与している。特に新入時教育においては、職員が当該制度について説明している。本件意見を踏まえ、引き続き丁寧に説明することとする。
102	東成医セ	R2. 3. 31	体育館で卓球台を使用できるようにすべきである。	体育館に設置している卓球台については、現状において、身体疾患及び精神疾患を有する者以外の被収容者について使用を認めている。身体疾患を有する被収容者については、身体に負担が掛かることから使用を認めるのは困難であるものの、精神疾患を有する患者については医師の許可を前提として、検討していく。
103	東成医セ	R2. 3. 31	集会で出る菓子の点数が減っても同額を徴収されることや、徴収される金額が出される菓子の内容や量に比して高額過ぎることがある。菓子代は自己負担なので、内容によっては辞退を可能とすべく、集会参加の願箋提出前に、当月の内容と金額（一つ一つの内訳を含む。）を明確にすべきである。	優遇措置の一環として摂取を許し、自弁購入させているし好品（菓子等）については、これまで支給した菓子等と同じものにならないよう配慮しつつ、一定の価格で調達可能な数量の範囲内で、季節性も勘案しながら選定している。 なお、購入できる菓子等の内容及び価格については、事前に写真付きで確認できるよう、その方法等について検討していく。
104	東成医セ	R2. 3. 31	意見・提案箱の設置場所の前に常に職員が2～3人立っていて、近づける雰囲気ではなくとも投かんしづらいことから、改善すべきである。	意見・提案箱は医務・管理病棟各収容フロアに設置されているところ、常時、職員が意見・提案箱の前で勤務するようなことはない。
105	東成医セ	R2. 3. 31	就寝中の職員の行動が非常にうるさく睡眠が阻害されるので静ひつにすべきである。例えば以下のような音に注意すべきである。 ・ 独り言を言いながら巡回する。 ・ ボタンを押すために走る。 ・ 電話の受け答え、着信音 ・ 廊下に置いてある岡持ち（木箱）の開閉 ・ 通行錠の開閉の際大きな音を立てる。 ・ 交代職員との大声での会話 ・ 配食の台車搬入	就寝中の職員の巡回については、①運動靴等を用い、歩行音を立てないように意識し、②居室区の扉を開閉する場合は、努めて音を出さないように注意し、③居室区中心部を避け、必要最小限の音量かつ被収容者に聞こえないように引継ぎを行い、居室区の静ひつを保つようにしているが、今後も職務研修等を通じて、職員に周知・徹底に努めたい。
106	東成医セ	R2. 3. 31	起床時間前も朝方は職員の行動による物音がうるさく起きてしまうので、周囲に迷惑にならない範囲で読書を認めるべきである。	起床前の読書については、医療上の制約等個別に判断する場合を除き、原則として禁止していない。 なお、居室区の静ひつの確保については、平素から配意しているものの、今後も職務研究会を実施するなどして職員への周知・徹底に努めることとしたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
107	東成医 セ	R2.3.31	現状、差入本の最終頁に番号と名前を直接書き込まれるが、消しても跡が残ってしまい、雑誌の写真の色も消えてしまう。個別に名前を書く必要があるなら付箋を使用するようにすべきである。	現状、差入れされた書籍等については、経理課において、同書籍の最終ページ右上に鉛筆で薄く称呼番号・氏名を記入している。そのような取扱いとしているのは、誤交付を防止するためであるところ、付箋を使用した場合は、差入れを受けた受刑者に同書籍が引き渡される前に付箋が剥がれてしまうおそれがあり、そうなった場合にいずれの受刑者に差し入れられた書籍なのか不明になり、不利益を与える可能性も否定できないことから、現状の書込みを止めて付箋を使用することとするという運用に変更することは困難である。
108	東成医 セ	R2.3.31	アルカリ電池を購入できるようにすべきである。	当所において、自弁物品である電池については、現在、マンガン電池のみを取り扱っているが、今後、マンガン電池の取扱いをやめてアルカリ電池を購入できるように調整中である。
109	東成医 セ	R2.3.31	歯磨き粉の種類が少ないので、種類を増やすべきである。	受刑者の自弁物品のうち歯磨き粉については、現在、2種類としているが種類を増やすことについて検討したい。
110	東成医 セ	R2.3.31	ちり紙の値段が500円と高額過ぎるので、合理的な額に引き下げるべきである。	受刑者の自弁物品のうち、ちり紙については、現在取り扱っている種類を増やすことにより、より安価なものを導入することを検討したい。
111	東成医 セ	R2.3.31	ラジオのチャンネルがいつも同じ（Jウェーブ）なので、他のチャンネルも聴けるようにすべきである。	当センターのラジオ番組については自由チャンネルではないものの、時間帯によって放送局を変更しており、常時1局のみを放送しているわけではない。 なお、4月のラジオ番組については「J-WAVE」の他に、「NHK第1」、「NHK FM」、「東京FM」及び「ニッポン放送」の4局を交互に放送している。
112	東成医 セ	R2.3.31	視察委員会の活動内容が周知される機会がないため、そういった機会を設けるべきである。	視察委員会の活動内容については、当センター入所時において口頭で周知するとともに、所内生活の心得に記載してあることについても説明しているところであるが、本件意見を踏まえ、引き続き周知を徹底するよう努めたい。
113	東成医 セ	R2.3.31	所内生活の心得の記載内容や、その他の東日本成人矯正医療センターにおける生活上の規則等について、被収容者から疑義が呈されたり、質問がなされた場合は、これを邪険に扱うことのないよう重々留意し、丁寧にその内容等を教示されたい。	当センターで生活するに当たり、所内生活の心得などの被収容者が守るべき遵守事項は、居室に備え付けた書面のほか、職員が被収容者に対し繰り返し指導することにより周知をし、質問がなされた場合には適切に対応しているが、本件意見を踏まえ、職務研究会を実施し、職員への周知・徹底に努めたい。
114	東成医 セ	R2.3.31	弁護士会の人権救済申立てに関する情報を、入所者に対して書面で配布する等の方法で周知されたい。	法律・人権相談を行っている機関は複数あり、特定の機関についてのみ情報提供を行うことは考えていない。受刑者から個別に問合せがあれば対応している。
115	東成医 セ	R2.3.31	法テラスの出張法律相談についても、利用に必要な情報を入所者に分かりやすい書面を配布したり、法テラスの発行している資料を閲覧に供する等の方法で周知されたい。	同上。
116	東成医 セ	R2.3.31	法テラスの出張法律相談の実施に際して、懲罰中等の理由で面会実施に至らないケースも想定されることから、出張法律相談実施日を予め打ち合わせ、その日に関しては懲罰を一時停止する等、出張法律相談が実効的に実施される措置を法テラスと協議されたい。	出張法律相談については、本人と先方との間で調整するものであり、当センターが関与するものではない。仮に、法律相談の実施日に懲罰を受けていた場合、個別の事情に応じて慎重に検討することとしたい。
117	東成医 セ	R2.3.31	今後毎年発行される、視察委員会発行の情報紙であるもくせいの杜通信について、既に各居室に備え置かれている所内生活の心得とともに適宜ファイリングの上、被収容者が任意に参照できるよう、各居室に備え置くことを求める。	もくせいの杜通信を各居室に備え付けることについて、検討することとしたい。
118	東成医 セ	R2.3.31	特に健康診断における二次検査の十分かつ迅速な実施と、被収容者が不調を感じてから受診できるまでの受診待機期間の短縮について、引き続き重点的に改善に取り組まされたい。	健康診断における二次検査や被収容者が新たに体調不良を訴えた場合、速やかに医師の診察を実施して迅速に対応しており、今後も継続していく。
119	東成医 セ	R2.3.31	一般刑事施設からの速やかな移送に尽力されているとのことであり、被収容者の健康・生命維持のため引き続き一層の努力をされたい。	他の刑事施設からの受刑者の移送については、週1回の移受送会議により移送される受刑者の情報を入手して、共有を図っている。また、入所後の迅速な対応のため、移送元施設から検査結果等を事前に入手し、入所後に速やかに治療に当たれるよう準備している。
120	東成医 セ	R2.3.31	東日本成人矯正医療センターでは、LGBTQの被収容者について、現状該当者はいないとのことであるが、該当者の入所を想定し、通達に沿って準備されたい。	LGBTQの被収容者について、当所における具体的な処遇指針を定めていなかったことから、今回の御意見を受け、矯正局から発出されている通知を踏まえた当所における具体的な処遇指針を定め、指示等を発出する準備をしている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
121	東成医七	R2.3.31	東日本成人矯正医療センターには重篤な基礎疾患を抱えた被収容者が多数収容されており、ひとたび施設内感染が起こった場合にはその結果が甚大なものとなるおそれが高い。被収容者や職員の生命・健康を守るため、最新の科学的知見を反映し、厳重な感染症対策をとられたい。	当センターにおいては、感染症専門医師の指導の下、最新の科学的知見から、院内感染対策マニュアルを作成して感染症発症時の適切な対応を実施し、医療廃棄物の廃棄方法の改善及び所内の見回り等を実施するなど、厳重な対策を実施している。
122	府中刑	R2.3.18	意見・提案書の交付・投かんに願箋を徴する運用について、そもそも、不正連絡を防止することが難しいことは施設側も認めているだけでなく、秘密を保持するかどうかは受刑者自身が判断すべきことであり、現に所定の意見・提案書の書式以外を用いて意見・提案事項を投かんしてくる受刑者も散見されることも踏まえ、「今後検討する」との回答に対する進捗状況を伺いたい。	体育館等における運動時、願箋の提出なく、同所に備え付けている提案書を使用させ、その場で提案を記載させた上、同所に設置した提案箱に被収容者自らが提案書を投かんする制度を試行的に導入する予定である。
123	府中刑	R2.3.18	令和元年度の意見書で、アンケートのジャンル分けが大きすぎるのではないかと指摘した点について、「改善について検討する」との回答に対する検討状況を伺いたい。	テレビ・ラジオ番組のアンケート調査について、視察委員会からの意見を踏まえ、テレビ番組について18ジャンルから34ジャンルに、ラジオ番組について11ジャンルから12ジャンルにそれぞれ細分化し、より受刑者の希望をしん酌できるよう改善した。また、外国人受刑者についても、日本人受刑者同様のジャンル分けとし、さらに、翻訳言語について、18言語から25言語に増やすことで、より広く受刑者からの希望を聴取できるようにした。同アンケート調査については、令和元年11月26日付け事務連絡をもって実施し、調査結果について現在の番組構成に反映させている。
124	府中刑	R2.3.18	購入可能な自弁物品の質が悪く価格が高いという意見に対し、令和元年度の意見書で、本省に対して、各施設からの要望を取りまとめ、責任をもって納入業者に伝達すべきではないかとの指摘をしたが、「本省を通して、申入れしていくことを検討する」との回答に対する検討状況を伺いたい。	上級官庁（東京矯正管区）に実情を説明しているところであり、今後の対応について検討中である。
125	府中刑	R2.3.18	令和元年度の意見書で、自弁購入菓子の内容や金額に問題があるのではないかと意見を述べたところ、「改善更生の意欲の喚起に配慮しつつ、適正な金額設定をしていく」との回答について、改善状況を伺いたい。	優遇措置としての自弁菓子について、視察委員会からの意見を踏まえ、改善更生の意欲の喚起を目的として、指定金額500円の範囲において、優遇区分による金額及び選択肢の数について差異を設けることとし、以下のとおり、基準を設定することとした。 1類：500円の範囲内で20品目から自由に選択 2類：350円から450円の範囲の4セットから選択 3類：300円から350円の範囲の1セットを選定
126	府中刑	R2.3.18	令和元年度の意見書で、冬季も寒さ対策として週3回の入浴を実現してほしい旨要望したが、「クリアすべき事項について検討したい」との回答に対する検討の進捗状況を伺いたい。	予算上及び職員配置の都合上、現状では冬季に週3回の入浴を実施することは困難な状況であるが翌年度も継続して検討したい。
127	府中刑	R2.3.18	貸与される枕の高さや硬さについて、現状では統一の規格で作成されており選択の余地がないだけでなく、自弁購入も法令上認められておらず、それらを可能にする法令改正の上申や規定を変更することを要望してきたが、「慎重に検討していく」との回答に対する検討状況を伺いたい。	枕の高さや硬さ等については、被収容者から要望が出されていることは承知しているが、一部の被収容者からの要望で規格を変更することは公平性に欠けるため、本件について、引き続き検討はしていくものの、枕の自弁購入についても、直ちに法令改正の上申等を行うことは考えていない。 なお、医療上等の事情により、枕の高さ及び硬さ等に特別な配慮を要する場合については、個別に検討している。
128	府中刑	R2.3.18	土日祝日については午睡の時間（午後1時から同3時まで）のみでなく、それ以外の時間帯にも睡眠をとることができることや、平日の午後5時から6時までの時間も寝ることができるよう改善してほしいという意見があり、「今後の参考とさせてもらい、処遇上、必要と認められれば変更を検討する」との回答に対する検討状況を伺いたい。	受刑者の処遇の原則の一つとして、社会生活に適応する能力の育成を図ることとされており、社会において休日に終日就寝している状況は余り一般的でないと思料され、平日においても、睡眠時間は十分に確保できており、一律に休日、平日の睡眠時間を増やすことは考えていない。 また、現状では、令和元年10月11日付け処遇首席指示第77号「被収容者の感冒対策の実施について」を発出し、感得対策時期において、矯正指導日を除く休日については、朝食空下げ終了後から午前11時までの間、睡眠の時間を設けている。また、平日についても、工場就業者は夕食空下げ終了後、昼夜間単独室収容者は夕点検終了後に仮就寝開始時間を繰り上げて実施している。
129	府中刑	R2.3.18	通数外発信を許可する内容については平成30年3月15日付け所長指示第65号「受刑者外部交通取扱細則の運用について」記6(4)において10項目が示されているが、⑩の内容（⑩その他相当な信書）は不明確であるため、本来、通数外として認めるべきものも通数内としてカウントされ、結果的に発信数が制限されることになる場合があると考えられるため、想定される主要な内容を例示・列挙し、周知するなど運用の改善を求める。	令和2年3月31日付け所長指示第59号「受刑者外部交通取扱細則の運用について」（以下「同規定」という。）記6(4)のロ（「その他、通数外として許可することが相当と認められる信書」、以下「その他の信書」という。）については、願箋でその必要性等を疎明させているところ、通数外発信を認めない場合に、自動的にこれを通数内として発信することはせず、発信書を申請人に返戻をしている（通数は消費しない）ことから、本来通数外として認めるべき発信を通数内として処理することはなく、結果的に発信通数が制限されることとはならない。 なお、通数外発信については、被収容者個別の事情に鑑みて、その必要性等から例外的に許すものである

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				が、これを安易に許した場合、通数外発信の乱発を招くなどして刑事施設の限られた人的能力における検査業務に支障を来すおそれがあるほか、受刑者に平等に発信の機会を与えるという趣旨も没却されることとなり、管理運営上の支障を来すおそれがあるため厳格に運用しているところ、その判断を明確かつ簡便に行うことができるよう、同規定6(4)アからケまでにおいて該当する名宛人及び内容について画一的に規定して被収容者にあらかじめ明示しており、その余については被収容者の個別の事情に鑑み個別判断をする必要性があることから、名宛人や内容から画一的に判断できるものとして明示せず、「その他の信書」として規定していることを御理解いただきたい。
130	府中刑	R2.3.18	権利行使に関わる発信が止められたり、弁護士宛ての発信内容が筒抜けになっているとの意見があるが、検査の実施については具体的にどのようなようにしているのか、権利行使が実質的に阻害されることがないようにする保障措置はどのようにされているのか伺いたい。	「権利行使に関わる信書」について、受刑者に関しては刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第127条2項1号「受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書」、同2号「受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体に対して発する信書」、同3号「受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し、弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士（弁護士法人を含む。）との間で発受する信書」、未決拘禁者に関する同法135条2項1号「未決拘禁者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書」、同2号「未決拘禁者が自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する職務を遂行する弁護士から受ける信書」を指しているものと思料されるが、当所においては、同規定にのっとり、原則として、同信書の検査に当たっては同信書に該当するかの確認にとどめる程度の検査を行っている。
131	府中刑	R2.3.18	本の宅下げには、施設側からは受領証明のできる赤のレターパックしか扱っていないとの回答であるが、受領証明のない定形外郵便での発送を現在も扱っているのであれば、安価な青のレターパックを利用できるようにすることを要望する。	レターパックライト（青）を導入した場合、レターパックプラス（赤）とは異なり、厚さ3センチメートルの制限があるため、その都度、確認作業が加わることで業務が煩雑化するとともに、交付記録（配達証）がないため、受取り状況等の追跡調査が第三者機関（郵便局等）に委ねることになり、その作業は容易ではなく、さらに補償問題等のトラブルが生じることが危惧されることから、現状においては、レターパック（青）を書籍の宅下げに利用できることとする予定はない。
132	府中刑	R2.3.18	職員の振舞い、言葉遣い、動静、対応などの悪さについて改善を要望する意見がしばしば寄せられており、施設側からは「継続的に言動には注意するよう指導を行っている」との回答であるが、具体的にどのような注意・指導を行っているのか伺いたい。特に若年職員の言動に問題が目立つとの意見が多いため、研修の充実や、注意の仕方などについて伝達するといった方策を検討すべきではないか。	職員の被収容者に対する振舞い、言葉遣い等の言動については、定期的実施している職員研修において、処遇部門の各区長から指導を実施しており、特に若年職員については、被収容者に対し、誤解を招くような言動が認められれば、個別に指導を行うこととしている。
133	府中刑	R2.3.18	所長宛てに、区の主任の対応や処遇について苦情を訴えているのに、その対象者が事情を聞きに来るといったことがあり、改善を求める意見があった。施設側からは、通例は他区の主任等を指名し、聴取を行わせるという回答であるが、運用に委ねるといふことでは不十分であり、内規で定めることを検討されたい。	令和元年5月31日付け事務連絡「口頭による所長に対する苦情の申出に係る聴取者の指名について」を発出し、同内規に基づき、事情聴取することが適当である職員を指名しているため、施設の対応に問題はないものと承知している。 なお、区の主任の対応や処遇についての苦情は、区長が対応することとしている。
134	府中刑	R2.3.18	受刑者が懲罰を受ける際、職員の補佐人がサポートすることになっているが、名前だけの存在になっているとの指摘があり、施設側からは、面接、情報収集、弁解録取書の作成・提出、懲罰審査会での意見陳述など適正に職務を遂行しているとの回答であるが、どのような立場の職員が、何人程度資格を与えられていて、どのような訓練を受けているのか、補佐人としてのマニュアルはあるのか、補佐人としての活動内容は記録化されているのかなどを伺いたい。	当所においては被収容者の懲罰に係る補佐人は主に教育部の統括矯正処遇官及び主任矯正処遇官の計4名の職員において実施しており、特段の訓練やマニュアル等の整備はしていないものの、法令に基づき、当該被収容者を補佐し、その権利を擁護する立場であることを十分理解した上で可能な限り丁寧に当該被収容者から事情聴取している。また、懲罰審査会では、補佐人として、個別事案に応じて意見を述べる機会があり、その内容は、懲罰表に記録している。
135	府中刑	R2.3.18	受刑者が施設内を移動する際には、行列して行進するよう指示されているが、行進をやめてほしいとの意見があり、施設側からは、「施設の規律秩序の維持や限られた職員で多数の受刑者を適切に管理するために必要な範囲で行っている」との回答であるが、法令上の根拠があるのか伺いたい。	刑事収容施設法第73条第2項により、刑事施設の規律及び秩序の適正維持の目的を達成するために執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない旨規定されているところ、これらの措置を具体的に定めるにあたっては、上記目的の範囲を超えることがないように、刑事施設の長の合理的な裁量によることとされているところである。 当所においては、職員が居室棟外において複数の受刑者を連行する場合、職員の数に限りがあり、逃走、けんか等の保安事故を防止しつつ、多数の受刑者を短時間内に連行するためには、受刑者に同一の行動を取らせる必要性は高く、その一つの方法として、必

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				要に応じて職員の号令に歩調を合わせて、受刑者を移動させる場合もあるところ、これが上記裁量の範囲を超えるものではないと考えている。
136	府中刑	R2. 3. 18	<p>矯正指導日の視聴プログラムとして、月に一度覚醒剤についての番組の視聴があるが、覚醒剤に関係ない者にとっては苦痛で無駄な時間であるとの意見があったところ、「覚醒剤に関係ない受刑者に対しても、覚醒剤の害悪と依存性を認識させ、覚醒剤使用等の防止を啓発する目的で行っている」との回答であった。</p> <p>受刑者であれば一律に覚醒剤使用のリスクが高いということではできないが、薬剤依存のリスクがあることを啓発することには一定の意義があるため、覚醒剤に特化しない形で依存症のリスクを啓発する内容の教材に改めるなど、視聴の意義が感じられるものに工夫していただきたい。</p>	<p>矯正指導日の視聴プログラムとして、月に一度薬物依存離脱指導として番組の放送を行っているが、当所に収容されている日本人受刑者の64.1パーセントが何らかの薬物乱用歴を有しており（2019年）、薬物事犯以外の理由で受刑している者についても薬物乱用歴を有している者が相当数いることから、薬物依存に関するVTRを視聴させることについて、一定の意義があるものとする。今後も視察委員会からの意見を踏まえ、教材の充実を図ることとする。</p>
137	府中刑	R2. 3. 18	<p>病棟養護工場就業者は、現在の運用では、昼夜単独室処遇者と同様に、雨天時の運動は居室内で実施されているが、工夫次第では、他の工場の集団運動に参加する等により実現することが可能であるはずである。確かに、昼夜単独室処遇者について、集団運動を実施できないのは理解できるが、心身の健康を維持する上で重要な機会であるため、体育館での運動を実施できないか検討されたい。</p>	<p>病棟養護工場就業者は、他の養護工場就業者よりも身体状況が悪い者が多く、また、施設の構造上、病棟から体育館までが遠距離であることから、移動に時間が掛かることに加え、移動中につまづくなどして負傷する可能性もあり、実情では雨天時に病棟養護工場就業者を体育館で運動させることは困難な状況である。</p>
138	府中刑	R2. 3. 18	<p>令和元年11月に初めて被收容者合同採用面接が開催され、採用内定者を得たことであったが、こうした取組は再犯防止にとって極めて有用であり、今後とも充実させていきたい。また、採用面接の機会を増やすとともに、作業・職業訓練・改善指導等と就労支援を有機的に組み合わせる仕組みも検討していただきたい。</p>	<p>令和元年度は就労支援説明会や合同採用面接会などの集団による就労支援を実施することで、これまで以上の採用内定者を得ることができ、また、被收容者に対し、就労支援の重要性を周知することについても一定の効果があった。今後も集団的就労支援の機会をより多く取り入れていくとともに、採用内定を得た被收容者が、円滑に就労生活を開始できるような職業訓練等の方法について検討することとしたい。</p>
139	府中刑	R2. 3. 18	<p>平成30年度及び令和元年度の各診療科の医師の定員とその充足状況、それに今後の体制整備計画、また、平成30年度及び令和元年度の各診療科の診察件数を伺いたい。</p>	<p>医師の定員は11名であり、常勤で対応することのできない診療科目については非常勤医師、外部医療機関による診療等で対応している。</p>
140	府中刑	R2. 3. 18	<p>診察を希望する願書を出しても、診察されないことがあるとの苦情に対して、願書に記載された症状等により医師が診察実施の判断を行っているため、問題はないとの回答であったが、原則としては、診察を行った上で判断すべきであり、そのような運用としていただきたい。</p>	<p>診察を希望する願書の提出がなされた場合は、看護師又は准看護師が当該被收容者の心身の状況を観察し、医師に全件報告している。</p> <p>これを受け、医師は診察の要否や優先順位等を考慮して対応している。</p> <p>よって、被收容者に対する診察等は適正になされており、現在の体制下における運用の変更は考えていない。</p>
141	府中刑	R2. 3. 18	<p>精神科の診察を願い出ても2、3か月放置される、という苦情が寄せられており、施設側からは、急変等の場合を除いておおむね1か月から3か月に1度診察の機会を設けているとの回答であったが、1か月から3か月という期間は、当事者にとっては相当長い期間であり、もっと頻りに診察できる体制を目指すことを検討されたい。</p>	<p>診察希望への対応は、上記のとおりであるところ、医師が被收容者の入所時の診察を実施した際、精神科診察の必要性を認めた場合は、精神科医師に引き継ぎ、これを受けた精神科医師は速やかに精神科の診察を実施している。また、在所中に精神科の診察（初診）の希望があった場合は、対応する処遇部門の職員等から、近時における当該被收容者の動静について意見を聴取した上、必要に応じて速やかに診察を実施している。</p> <p>なお、精神科については、投薬等により長期的に経過を観察しつつ効果をみて治療等をしていくものであることを踏まえ、精神科の医師の指示により、次回までの診察の期間を定めている。当然、当該被收容者の心身の状況に著変が認められ、必要な場合は、速やかに精神科の診察を実施して対応している。</p> <p>よって、被收容者に対する診察等は適正になされており、これ以上頻りに診察することの必要性が認められないため、現在の体制下において、運用の変更は考えていない。</p>
142	府中刑	R2. 3. 18	<p>診察の際に、社会にいたときの医師の診断書を疎明資料として用いることを認めてほしいとの意見があり、施設側からは、既往歴等は入所時の健康診断や通常の診察時の聴取などで把握しており、現時点で必要な情報は収集できているとの回答であったが、過去の診断書等を疎明資料とすることを認めても、判断材料が豊富になるだけで、特段の支障はないように思われるので、過去の診断書を疎明資料として活用することを検討されたい。</p>	<p>医師が確認する必要があると判断した場合は、疎明資料として提出させており、現時点において、既に活用している。</p>
143	府中刑	R2. 3. 18	<p>新型コロナウイルスの蔓延が心配される状況であるが、施設内は一度感染者が発生すると集団感染のおそれが極めて高い場所であり、無防備な状態では受刑者も不安を感じていると思われる。必要な対策をとるとともに、どのような対策をとっているのかを受刑者に御説明いただきたい。</p>	<p>当所においては、既に年始から新型コロナウイルス対策を講じており、必要の都度、内規を発出するなどして、全職員に対し、同ウイルスへの対策内容を周知しているところである。現状では、被收容者に対しても必要な情報は職員から情報提供しており、不安が生じないように慎重に対応している。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
144	横浜刑	R2. 3. 26	職員を対象とした人権研修なども行われていると報告を受けているが、特に若い職員に対しては自分が被収容者に対し優越的な地位にいることを自覚させ、それを背景とした威圧的言動等を控えるべきことを改めて徹底するよう、更なる研修等の施策を要望する。	被収容者に対する言動について、令和2年1月及び同年3月に、それぞれ処遇部門に勤務する職員に対して、処遇次席が研修を実施している。 その中で、他の刑事施設における不適正処遇事案における職員の言辭を例として出しながら、職員に対しては、指導が感情的になることにより、不適切な発言につながることもあること、常に冷静沈着な対応が事故防止につながり、適正な処遇の実現になることを伝達している。 管下支所においては、主に未決拘禁者を収容していることから、「未決」としての法的地位を意識した処遇を心掛けており、令和元年度において職員の威圧的な言動等に係る問題の発生はなかったものの、他施設で発生した公表案件等を職員点検時又は各課ミーティング時に伝達し、注意を喚起している。
145	横浜刑	R2. 3. 26	処遇基準の運用について、他の刑事施設と比較して、横浜刑務所だけ運用が異なるという苦情・不満が多数あった。 被収容者に対する意見を見ると説明が不足しているのではないかと。なぜ横浜刑務所ではそのような運用をしているのか、特に運用を変更した場合は、なぜ変更したのかを含め説明すると納得が得られると考えられるので検討されたい。	当所は、犯罪傾向が進んだ被収容者を多数収容しており、規律及び秩序の維持のため、身体等の検査方法や外部交通の許否判断及び各分野の指導についても厳格に対処しているのが現状であるところ、カイロなどの日用品の使用や熱中症対策などの収容環境の向上については、他施設と同水準以上になるよう努めている。 また、当所では処遇変更を行う度に、各種所内規の改廃又は発出を行い、その変更内容について、各工場又は居室棟担当職員から受持ち受刑者に告知し周知を行っている。
146	横浜刑	R2. 3. 26	入浴場のカランから出るお湯について、温度調整ができず、水や熱湯が出てしまうという苦情が多数寄せられた。設備の問題であり、改善には相当の予算措置が必要と認識しているが、被収容者にとっては大切な入浴の問題であり、熱湯が出てしまった場合には火傷の危険もあるので、上級官庁と協議し、可能な限り対応されたい。	当所の入浴場の給湯方式は、入浴に適した温度まで加熱した水を貯湯した上で各カランまで給湯する方式ではなく、ボイラー室からの熱源（加熱蒸気＝100℃超の水蒸気）を各入浴場の機械室まで送り、カランからの給湯量に応じて水と熱源を混合し、給湯する方式であることから、温度調整が難しい形となっているところ、給湯設備の経年劣化により、細かな湯温調整ができなくなり、数十人が同時にカランの開閉を繰り返した場合、適温になるまでの時間差が生じ、水や熱湯が出てしまう状況である。 本設備については、平成5年の施設新営以来更新がされておらず、不具合も頻発していることから、上級官庁に対し予算措置を受けられるよう引き続き働きかけていく。
147	横浜刑	R2. 3. 26	居室の雑巾について、以前は通常の拭き掃除用の雑巾1枚と、便器等トイレ回り用の1枚の計2枚が支給されていたが、雑巾をトイレに流して排水管を詰まらせる事案が発生したことから、居室に支給する雑巾を1枚のみとする運用に変更したとの説明を受けたが、被収容者から、同じ1枚でトイレと他の場所を拭くのは不衛生で抵抗があるとの苦情が多数寄せられた。同苦情は理由があると考えられるので、改善を検討されたい。	御意見を踏まえ、便器ブラシのみでは、便器周辺の汚れを拭き取ることに支障を生じると判断し、全ての居室内に便器等トイレ用の清掃に用いる雑巾1枚を追加整備することとした。
148	新潟刑	R2. 3. 19	職員の職場環境における衛生面の改善及び職務上のストレスを緩和するため、これまで以上に職員の勤務設備の充実及び職員に対するメンタルヘルス対策の充実を求める。	職員の勤務設備の充実については、仮眠室の廊下に換気扇を設置し、個室のエアコンと同時に作動させることにより、定期的に換気を行うことを検討している。職員に対するメンタルヘルス対策については、現在、処遇部門の鍵管理室脇及び非常勤職員等が昼休憩を行う庁舎応接室にメンタルヘルスに関わる相談連絡先を常時掲示しているところ、今後も、所内誌、掲示等により、機会のある都度、周知徹底してまいりたい。
149	新潟刑	R2. 3. 19	高齢被収容者が今後も増加することを踏まえ、高齢被収容者特有の処遇上の問題点の抽出及びその対策の検討を他施設と連携してさらに進めていくこと、並びにその対策に必要な予算措置について上級官庁に要望していくことを求める。	高齢被収容者のうち、認知症の疑われる受刑者に対しては、簡易検査を実施して、福祉的調整や社会復帰支援指導（個別）に活用しているところ、社会復帰支援指導の受講者数の増加に努めたい。また、事故防止対策として、工場出入口で勾配が急な箇所をなだらかにし、手すりを設置する等必要な措置を講じ、高齢被収容者の適正な処遇を一層推進してまいりたい。
150	新潟刑	R2. 3. 19	各刑事施設における遵守事項及び所内生活のルールの不統一による苦情が多いことを踏まえ、上級官庁に対し最低限統一すべき遵守事項等の運用基準の策定を要望することを求める。 ① グラウンドの使用制限と代替策	遵守事項及び所内生活のルールについては、被収容者の日常生活全般に日々注意を図り、施設間で大きく異なった運用とならないよう、各種協議会等を通じ、統一的な運用に努めてまいりたい。 なお、令和元年度、業務マニュアルを一部見直して職員に再周知したところであり、職員個々の統一的な処遇を一層推進してまいりたい。 ①について 改築工事中のため、仮設運動場での屋外運動では、今後、運動時のランニングを認め、運動用具を設置するなどの措置を講じ、運動内容の充実を図ってまいりたい。
151	新潟刑	R2. 3. 19	各刑事施設における遵守事項及び所内生活のルールの不統一による苦情が多いことを踏まえ、上級官庁に対し最低限統一すべき遵守事項等の運用基準の策定を要望することを求める。 ② いわゆる優遇集会の時間・場所	②について 優遇集会の実施時間を変更するなど、実施要領の変更を検討することとした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
152	新潟刑	R2. 3. 19	各刑事施設における遵守事項及び所内生活のルールの不統一による苦情が多いことを踏まえ、上級官庁に対し最低限統一すべき遵守事項等の運用基準の策定を要望することを求める。 ③ 就寝時間中の読書の許可	③について 就寝時間中の夜明け後の読書について、静かに読書することは差し支えないこととしているが、今一度、被収容者への周知徹底を図ってまいりたい。
153	新潟刑	R2. 3. 19	各刑事施設における遵守事項及び所内生活のルールの不統一による苦情が多いことを踏まえ、上級官庁に対し最低限統一すべき遵守事項等の運用基準の策定を要望することを求める。 ④ 自室で洗剤を使用してのタオルの洗濯の禁止	④について 居室用及び工場用の2種類のタオルのうち、ア「工場用のタオル」は入浴時に洗うことを認めており、イ「居室用のタオル」は1週間に1回の頻度で被服工場において洗濯を実施し、夏季は拭身時に居室内で洗うことを認めているところ、今後も衛生上必要な措置を講じてまいりたい。
154	新潟刑	R2. 3. 19	LGBT特有の問題点の抽出及びその対策の検討を他施設と連携してさらに進めていくこと、並びにその対策に必要な予算措置について上級官庁に要望していくことを求める。	LGBTに対する理解を深めるため、令和2年4月6日に全職員への研修を実施した。今後は、個別の処遇要領の策定に当たり他施設と連携し、また、方策を講じる上で必要な予算措置等について上級官庁に要望するなど、必要な措置を講じてまいりたい。
155	長野刑	R2. 3. 30	新型コロナウイルス感染症について、被収容者及び職員等に感染者が生じないよう十分な予防対策を講じるとともに、発熱などの体調不良を訴えた被収容者には早期に医療上の措置を執るなどの対応策をとるよう求める。	新型コロナウイルス感染症予防のため、①職員のマスク着用、②職員及び被収容者の手洗い、手指のアルコール消毒の励行、③ドアノブ等の消毒、④「3密空間」を避けるため、不要不急の会議等の取りやめ、⑤他施設からの護送に際し公共交通機関を利用した者等を一定の期間他の被収容者の収容区域とは別の区域に収容する等の対策を講じているほか、発熱等の症状のある被収容者については休養させる等の医療措置を講じているところ、引き続き、状況を見つつ、必要な対応策を講じることとしたい。
156	長野刑	R2. 3. 30	被収容者の生命、健康を保持するため、より一層効果的かつ徹底した熱中症対策を講じるよう求める。	令和元年度は熱中症対策として、扇風機の使用やスポーツ飲料等の給与のほか、暑さ指数や気温の状況に応じて刑務作業を中止としたところ、令和2年度も引き続き十分な熱中症対策を講じることとしたい。
157	長野刑	R2. 3. 30	被収容者に対する刑務官の対応について、ハラスメント防止等、刑務官に対する実践的、効果的な教育・研修を実施するなどして刑務官の人権意識の向上を図るとともに、具体的にどのような内容の教育・研修をしたかについて、視察委員会に情報提供することを求める。	令和元年度は法務局の人権擁護担当者による全体研修等を実施しており、令和2年度も引き続き研修を実施することで職員の人権意識を向上させるとともに、実施状況については、視察委員会の席上において情報提供する。
158	長野刑	R2. 3. 30	資格試験について、できるだけ多様な資格試験の実施を求めるとともに、日商簿記検定については、3級試験より上級の試験の実施を求める。	資格試験については、現状を踏まえつつ内容や有用性を吟味し検討していくこととし、また、令和元年度から日商簿記検定3級試験を実施しているところ、まずは同3級試験の実績を積み重ねて定着を図り、その上で同検定2級以上の試験の実施に向けて関係機関と調整を図りたい。
159	長野刑	R2. 3. 30	被収容者にとって、より充実した娯楽的活動となるよう、被収容者の希望に配慮した映画上映がなされるよう求める。	毎年1回、被収容者から映画を含む書籍等のアンケート調査を実施した上、その結果を踏まえて放映する映画を決定しており、今後もアンケート調査を継続して行い、より充実した余暇活動の援助を実施することとしたい。
160	静岡刑	R1. 7. 18	工場の運搬係は、運搬のほか、作業指導も行っているが、それらの作業中は、材料等の供給が滞るため、指導係を設置した方が生産性が向上する等の意見があった。作業効率が向上するのであれば、工場に指導係を設置することを検討されたい。	各工場においては、運搬係が複数名おり、作業中の受刑者の作業材料が不足した場合は、速やかに補充等を行っているが、作業材料が不足して作業することができなくなった場合は、挙手して申し出ることにより、運搬係がすぐに補充しているため、非効率的な作業が実施されていることはない。 当所では、作業指導を行う受刑者を指定していないところ、作業指導については、作業専門官等の職員が直接行っており、現状の運用で支障は生じていない。
161	静岡刑	R1. 7. 18	レクリエーションについて、被収容者の意見を取り入れることを検討されたい。	受刑者に対しては、視聴したい映画、テレビ番組など、休日が続くときは、事前にアンケートにより希望を聴取し、その結果を反映させている。そのほか、ラジオ放送や回覧新聞紙、運動会の競技についてもアンケートを実施し、その結果を勘案して決めている。 ラジオ放送については、一般社会から離れているという感覚を少なくするためにFM放送で放送されているものを多く取り入れている。
162	静岡刑	R1. 7. 18	数学検定の導入について検討されたい。	当所では、英語検定試験、珠算検定試験、簿記検定試験及び高等学校卒業認定試験を実施している。 数学検定試験の導入について検討の余地はあるものの、数学検定の団体受検に関しては、団体受検を初めて実施する場合、事前に「実施校」としての登録が必要となること、また、5人以上の志願者が必要であることを考慮すると、現状では検定の実施は困難である。
163	静岡刑	R1. 7. 18	自弁書籍の購入に関して、「待たされる」、「取扱いなしとされた」という意見が繰り返し認められる。これらの改善の余地について検討されたい。	自弁書籍は、申込月の翌月に入荷するところ、書籍販売業者による取扱いや入荷ができない場合は、入荷月の翌月に「入荷なし」と告知している。「入荷なし」となるのは、当該書籍等が休刊であったり、書籍名が誤っていたりするほか、地域限定誌のような書籍業者に在庫がないために期間内の取り寄せが困難であった場合である。 書籍販売業者に対しては、一度に大量の書籍等を発注していることから、被収容者に告知するまでの期間を短縮することは困難と思料される。 また、全被収容者分の書籍をまとめて発注している

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				ことから、注文取消しの都度追加申込みを受け付けることは、事務処理上対応困難である。
164	静岡刑	R1. 11. 28	令和元年7月9日、受刑者9名がエレベーターに5分間程度閉じ込められた事案があったとのことであるが、エレベーターの作動不良が原因であるならば、必要に応じて修繕を求める。	歩行に難があり、他の受刑者と共に階段を乗降することが困難な受刑者に対しては、当該受刑者のみをエレベーターに乗せ、エレベーターの階上階下に職員を待機させて移動させる方法を探っている。 本件について調査した結果、同日、受刑者を連行していた職員が、1階から2階の新講堂へ移動させるに当たり、エレベーターに受刑者を乗せた際、行先ボタンを押し忘れたためにエレベーターの扉が閉まったまま停止した状態となったことが判明している。 なお、エレベーターについては、業者により、毎月1回の保守・点検を実施しており、異常が認められていないことを確認している。
165	川越少刑	R1. 8. 29	視察委員会はどのような活動をしているのか分からないという意見があり、他の施設では、文書で周知させているところがあるが、文書等で周知を行っているのか。	被収容者向け所内誌に、視察委員会のお知らせを毎月掲載しているが、今後も、掲載する文書については視察委員会が作成し、当所で確認した上で、同所内誌に掲載するなどの方法で周知することは可能である。
166	川越少刑	R1. 8. 29	就寝時間が午後9時となっているが、社会に出ると午後9時に就寝することはないので、釈放前に、社会に合わせて就寝時間を午後11時とするよう検討されたい。	就寝時間を午後11時とした場合、起床時間や食事の時間など、その他の動作時間に影響を与えることから、施設の管理運営上困難である。
167	川越少刑	R1. 8. 29	出所時にいらぬ私本を寄贈できるよう要望する。	出所時に限らず、受刑者から自発的に提供された不要書籍を買取業者に売却し、同売却代金を社会の子供たちの勉強を助けること等に活用する特定非営利活動法人に対して提供する取組を行っている。
168	川越少刑	R1. 12. 20	CDの購入枚数の制限を増やすよう検討されたい。	優遇区分第1類の受刑者には、娯楽的活動に用いることができる物品として、音楽CDの自弁を許しているところ、事務手続上の事情などからその購入は毎月1枚を限度としており、当該枚数を増やした場合、管理運営上支障を生ずるおそれがあるので、CDの購入枚数を増やすことは困難である。
169	川越少刑	R1. 12. 20	作業報奨金の指印を徴取する際に、合計金額以外の部分を隠す必要はないのではないか。	作業報奨金の金額（合計額）は告知しなければならぬが、その余の箇所（作業時間や生産高など）を告知する義務はないため、告知していなかったが、合計額以外の箇所を隠す必要もないことから、文書を発出し、作業報奨金合計額の告知方法について、記載内容の全てを示した上、告知するよう改めた。
170	松本少刑	R2. 3. 12	被収容者が遵守すべき生活等の決まりごとについて、不合理な過度の規制になっているのではと疑問に思われるものが存在する。令和元年度、被収容者から、意見・提案があった電話通信のプリペイドカードの枚数制限、居室内の物品の置く場所等について、視察委員会から、松本少年刑務所に指摘をし、見直しがなされたものもあった。今後も、視察委員会としては、被収容者からの意見・提案が寄せられたもののうち、必要と考えるものについては規制の見直しを求める所存であるが、松本少年刑務所としても、従来からの決まりごとのうち、不合理な過度の規制になっているものがないかに常に留意し、見直しが必要なものがあれば、柔軟に対応されたい。	被収容者の行動規制については、遵守事項及び所内生活のしおりに記載された事項のほか、所内例規に基づく職員の口頭による指示等により行っているところ、これらの規制は、当所の規律及び秩序を維持するため、又は多人数が集団生活を送る上での管理運営上必要な措置である。しかしながら、過度に被収容者の人権を制限したり、社会通念上、不合理な規制であってはならず、今後も視察委員会からの意見・指摘を受けて適切に対応してまいりたい。
171	松本少刑	R2. 3. 12	被収容者の寝具については、例えば、夏場に貸与されるタオルケットについて、定期的な洗濯をしていないという状況があった。衛生面で問題があると考えるので、定期的な洗濯・交換をするか、汚れた場合に交換ができることを被収容者に周知されたい。また、衛生的な布団カバー、毛布カバーの支給についても検討されたい。	夏季に貸与されるタオルケットについては、盛夏処遇の実施期間中、全被収容者に1枚貸与しており、他の寝具とともにおおむね週1回（天候による。）の頻度で天日干しを行っているが、その際、職員が汚損を確認した場合や被収容者からの申出により、汚損の状況が著しく、洗濯又は交換が必要と認められるものについては、適宜洗濯等を実施しており、その旨、被収容者に周知している。 なお、被収容者に貸与する寝具については、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令（平成19年法務省矯正訓第3339号大臣訓令）により、その種類（掛布団、敷布団、毛布、タオルケット、まくら、敷布、襟布及びまくらカバー）が定められており、布団カバー及び毛布カバーは含まれておらず、現時点では貸与する予定はない。
172	松本少刑	R2. 3. 12	松本少年刑務所には、視察委員会への意見提案書の提出に当たり、願箋提出を不要とする扱いについては生活心得の改訂という形で被収容者に周知していただき、また、提案箱の設置場所についても配慮していただいているところである。今後、より一層、被収容者が気兼ねなく意見提案書の投かんができるよう、運動の時間に体育館に意見提案箱、用紙、筆記用具を設置するなどの工夫を求める。	視察委員会への意見提案書の提出方法について、体育館に提案箱を設置することについては、用紙や筆記用具を備え付けることにより、受刑者間の不正連絡に供されるおそれがあることなどの理由により、設置しないこととしていることを御理解願いたい。今後も引き続き、被収容者が気兼ねなく意見提案書を提出できるよう配慮してまいりたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
173	松本少刑	R2. 3. 12	職員と被収容者とのトラブルを防止し、安全を確保するためにも、必要に応じ、職員が、被収容者と対応する際、ウェアラブルカメラを身に着け、録画記録を残すことを検討されたい。	ウェアラブルカメラの使用については、反則行為の抑止効果やけん制作用、戒護力の増強等に資するため、一定の場合に、職員に装着させ、録画記録を残している。今回の御指摘を踏まえ、今後もウェアラブルカメラの活用に努めてまいりたい。
174	松本少刑	R2. 3. 12	居室の暖房設備については、引き続き、早急に修繕し、改善されたい。	令和元年度、居室棟廊下に大型ストーブ8台を増設したほか、令和2年度に拘置場廊下に冷暖房設備を設置する予定である。
175	東京拘	R2. 3. 11	死刑確定者が親族以外の者に対する外部交通を申請したところ、保留になったまま、何度申請しても、その判断が変更されないという不満が多数寄せられている。この保留について、「相手方との外部交通の状況から許可の判断を直ちに示すことができない場合、事後の外部交通の状況を厳密に注視し、今後、外部交通を認めるか否かを判断することとするものである」という回答を得た。また、視察委員会が「保留の期間とその理由等」について詳細な回答を求めたことに対し、「本人の動静や外部交通の状況、届出のあった相手方からの受信内容や差入等の状況、さらには関係機関等からの情報などを収集し、再度の届出があった場合に、それらの事情等を踏まえて個別に許可判断する旨の回答を得た。しかし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第120条第1項第3号によれば、「面会により死刑確定者の心情の安定に資する」というのが面会の許可条件であり、本人の動静や外部交通の状況、届出のあった相手方からの受信内容や差入等は、心情の安定に資する者かどうかの一指標にすぎない。死刑確定者も、面会の許可申請をするときには、「心情の安定に資する者」を選んでいるので、許可申請があった時には、可能な限り保留ではなく、許可を出すべきである。	当所では、法令等の規定に基づき、外部交通の相手方について届出させているところ、これは、面会の届出等があった場合に、円滑・迅速に面会等の許可を判断するための情報・資料を収集するという趣旨からであり、届出の結果、外部交通を許可する方針としないこととしても、実際に、面会等の届出があれば、個別の事情等を勘案して、その許可判断をしている。外部交通の相手方については、法律上、権利的に認められる者と施設長の裁量で認められる者に区別され、裁量で認められる者については、一定の要件を満たした者が許可されることとなるが、死刑確定者が、新たに親族以外の者との外部交通を申請した際、その相手方と当該死刑確定者との外部交通を開始してから日が浅く、実績が乏しい状況にあるなど、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定する、交友関係の維持その他面会（信書の発受）を必要とする事情までは認められない場合があることから、許可判断については慎重に行っている。
176	東京拘	R2. 3. 11	面会者が来た場合でも、他人を優先するために、面会が不許可になる場合に、面会者に面会拒否と伝えられる場合があったようであるという指摘に対し、「被収容者が面会を拒否していないにもかかわらず、当所職員が面会者に対し、面会拒否と伝えることはない」という回答を得た。面会の重要性に鑑み、面会の許可について慎重に対応し、被収容者に誤解が生じないように努めてもらいたい。	内規に基づき、一般面会の回数は1日1回と定められているところ、面会の届出があった場合、接見禁止等決定など、法令上、面会を実施することが許されない場合を除き、被収容者が面会に応じるか否かの意思確認の上、実施の有無を判断しており、当所側の理由をもって、面会を不許可にすることはなく、また、被収容者が明確に面会を拒否していないにもかかわらず、当所職員が面会者に対し、面会拒否と伝えることはない。
177	東京拘	R2. 3. 11	弁護人の面会は、無立会でこれを行うことができるが、依然として観察窓から観察するなどの行為が行われている。その理由として、東京拘置所が「規律及び秩序の維持上の必要性」を挙げたことに対し、あまりに抽象的であり、具体的な必要性を明らかにするよう求めたところ、写真撮影の防止や面会室からの逃走事案を挙げている。逃走事案は警察の留置施設で起きた特殊事案であり、東京拘置所の面会室の構造からは、同様の事案が不可能であると考えられること、また、写真撮影については、最高裁及びそれを是認した高裁の判断の正当性には疑問があるが、その内容を弁護人も理解しているので、東京拘置所の懸念は杞憂に過ぎないと考えられる。むしろ、観察窓から観察することで、面会に対する威嚇力が生じ、面会に支障が出ることもあるので、実質的に立会と同様の効果を持つことから、引き続き改善を求めたい。	職員が、面会室の観察窓から観察するのは、当所の規律及び秩序の維持上実施しているものであり、正当な職務行為である。もとより、法令上、立会とは異なる行為であることは明らかであり、秘密交通権を侵害するものではない。全く観察をしなかった場合、弁護人面会中に写真撮影を行う事案が発生したり、面会終了に気付かず、被収容者を一人で面会室に留め置いた結果、逃走事故や自殺事故をじゃっ起すおそれが考えられることから、秘密交通権に配慮した最低限の観察は必要であるとする。
178	東京拘	R2. 3. 11	平成25年12月10日の最高裁判所の判決に基づき、再審のための弁護士との面会を無立会で行わせるべきであるということ指摘したのに対し、最高裁の趣旨を踏まえ、適切に対処しており、法令違反を知った後に、直ちに取扱いを改めるとともに、上級官庁を含めた関係機関及び東京拘置所の職員に対し、本件事案を周知する等の再発防止策を講じているとの回答を得た。引き続き、最高裁の趣旨を踏まえた運用に努めてもらいたい。なお、念のため、最高裁の判決によれば、再審のための弁護人との面会への立会いが認められるには、秘密面会により施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認められる場合、又は死刑確定者の面会についての意向を踏まえその心情の安定を把握する必要が高いと認められるなどの特段の事情が必要であり、しかも、その特段の事情の証明責任は立会いをする当局の側にあるということ、改めて指摘しておく。	死刑確定者と再審請求に関する打合せ等を行う弁護士との面会について、引き続き、平成25年12月の最高裁判決の判示等を踏まえ、刑事収容施設法第121条等の関係法令に基づき、職員の立会いの有無について適切に判断していきたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
179	東京拘	R2. 3. 11	<p>令和元年度も、多数の意見提案書が投かんされた。今後も引き続き被収容者が意見提案書を投かんしやすい環境を整えるべく努力をしてもらいたい。</p> <p>なお、女性被収容者から、意見提案書の作成・投かん方法について職員に問い合わせたところ、自分の答えるべきことではないと返されたという苦情があった。意見提案書の重要性に鑑みて、用紙は自由であり、運動の際に投かんすることができる旨答えるよう、職員に周知してもらいたい。</p>	<p>視察委員会宛て意見・提案書の投かん方法については、運動の際（当所執行受刑者については、刑務作業を実施するために、居室から出室する際）、被収容者に同提案書を保管袋（同提案書作成に係る申出があった際に、提案書の内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるよう貸与しているもの。）に入れて居室から持ち出させ（原則として被収容者が出室する際は、職員が当該被収容者の衣体検査を実施する。）、運動場出入口壁等に設置した提案箱に投かんさせる取扱いとしており、また、同提案書作成に係る申出をしていないため保管袋の貸与を受けていない被収容者及び戸外運動を実施しない被収容者については、居室において、庶務課職員が持参した提案箱に投かんさせる取扱いとするなど、被収容者が意見提案書を投かんしやすい環境を整えるべく努力している。</p> <p>なお、当所では、意見提案書の投かん方法については、達示を発出し、全職員に対して周知している。</p>
180	東京拘	R2. 3. 11	<p>現在医師は定員を満たしているが、診療待ちに関する意見書も相変わらず多い。東京拘置所は多くの未決拘禁者を収容しているが、これらの者は東日本成人矯正医療センターに移送することが難しいので、施設の医療体制の充実が望まれるところである。引き続き医療スタッフや医療機器の充実に向けた努力をしてもらいたい。</p>	<p>当所は常勤医師に加え、非常勤及び招へい医師がおり、診療待ち期間が長期に及ばないような医療体制を執っているほか、レントゲンの機器更新など医療機器の計画的な更新・整備に努めている。</p>
181	東京拘	R2. 3. 11	<p>歯科診療についても、引き続き、充実を図るべく努力をしてもらいたい。令和元年度も、歯科診療を申し込んでも診療してもらえないという不満が出ている。歯科ユニットが2台しかなく、歯科医の確保もなかなか難しいという事情も理解できるが、さらに医療スタッフを増員して1週間当たりの診療の回数を増やすなど、歯科診療の充実に向けた努力を継続してもらいたい。</p>	<p>現在、常勤歯科医師1名のほか、非常勤の歯科医師2名で歯科治療を実施しているところ、緊急性及び治療の必要性の高い者から優先的に治療を行っている実情にあり、診察件数は増加しているが、引き続き複数の歯科医師による診療体制を維持しつつ、適切に歯科治療を行いたい。</p>
182	東京拘	R2. 3. 11	<p>薬の投与について、引き続き運用改善の努力を求めたところ、「薬の処方、医師が各個人の症状に合わせて処方しており、その後薬が合わない等の申出があれば、診察などをその都度実施し、再処方するなど適切な処置をとっている」との回答を得た。しかし、被収容者との面接などにおいて、薬が合わないなどの苦情が出てきているのも事実である。投薬の運用については、引き続き改善の努力を求めたい。</p>	<p>被収容者に投与する薬剤は、医師が各個人の症状に合わせて処方しており、その後薬が合わない等の申出があれば、診察などをその都度実施し、再処方するなど適切な処置を執っている。症状に合わせて処方しているため、必ずしも本人の希望どおりの処方が行われるわけではないが、被収容者に病状を説明し、処方内容に対する理解を得るよう努めているところである。</p>
183	東京拘	R2. 3. 11	<p>性別を変更した者には、ホルモンの投与を認めるべきであるとの意見に対して、東京拘置所から、係争中であることを理由に回答が保留されているので、令和元年度も同じ指摘をしたい。</p> <p>性同一性障害の処遇の根拠とされている「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について」は、性別適合手術を受けた者と受けていない者を区別せずにホルモン療法等について規定しており、しかも、極めて専門的な領域に属するとしておきながら、医師の診断及びホルモン投与等を行わなくても、直ちに回復困難な損害が生じるものとは考えられないとしているのは、疑問である。専門医によれば、骨粗しょう症などの更年期障害類似の症状が出たり、脂質異常、動脈硬化などの症状が出るなどのことなので、性別適合手術を受けた被収容者には、外部の専門的な医師の診断を受けさせ、その判断に従い、ホルモン投与を認めるべきである。</p>	<p>性同一性障害を有する被収容者に対するホルモン療法の実施については、東京地方裁判所平成28年（ワ）第18814号国家賠償請求事件（平成31年4月18日判決）において争われたが、平成23年6月1日付け法務省矯正第3212号矯正局成人矯正課長・矯正局矯正医療管理官通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について」において、性同一性障害者等に対するホルモン療法は極めて専門的な領域に属するものであり、また、これらの治療を実施しなくても収容生活上直ちに回復困難な損害が生じるものとは考えられないことから、特に必要な事情が認められない限り、刑事収容施設法第56条に基づき国の責務として行うべき医療上の措置の範囲外にあると認められるとされているところ、被収容者の身体状況等を検討した結果、ホルモン療法が特に必要な事情が認められない場合にホルモン療法を実施しないことは、刑事施設の長の合理的な裁量の範囲を逸脱し、又はその乱用に当たるとは言えないと判示されている。</p> <p>また、刑事収容施設法第63条の指名医による診療において、ホルモン療法を実施することを直ちに否定するものではないが、いずれにしても病状を勘案して実施するものであると考えられる。</p>
184	東京拘	R2. 3. 11	<p>特に冬季のマスクの着用を認めてもらいたい。風邪だけでなく、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルスが蔓延している昨今の状況を考えると、マスクを着用する必要性は十分にあると思われる。また、風邪の予防にも一定の効果が期待できるので、医務の負担の軽減にもつながると考えられる。</p>	<p>被収容者のマスクの着用について、これまでは、当所内規により、出廷、来庁調べの際に着用させていたほか、発熱など、インフルエンザ、新型コロナウイルスが疑われる者については、医師の指示に基づき、マスクを交付して着用させる取扱いとしていたものの、現在では、新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、被収容者に対し、指定業者からの購入品に制限することなく、マスクの差入れ及びマスクの居室内外での使用を許可する取扱いに変更している。</p>
185	東京拘	R2. 3. 11	<p>廊下等に設置されている観葉植物を増やしてもらいたい。被収容者、とりわけ死刑確定者の中には日々の植物の変化を観察することを非常に楽しみにしている者もあり、心情の安定に資する効果があると考えられる。</p>	<p>巡視路等に設置した観葉植物を増やした場合、巡視路等自体が狭くなってしまい、同場所を通行する際に、支障を生ずるおそれがある。なお、観葉植物は、死刑確定者が収容されている居室前巡視路において、見える位置に設置している。</p>
186	東京拘	R2. 3. 11	<p>令和元年度も、被収容者との面接や提案箱の意見で度々、職員の態度や言葉遣いへの不満が挙げられている。特に令和元年度は特定勤務箇所の職員の一部に対する不満が多く見られた。また個人名が特定されている場合もある。同一の人物からの不満であれば、その者の受け止め方の問題とも考えられるが、意見提案書の筆跡が明らかに異なっているため、複数の被収容者が同じ不満を持つ</p>	<p>職員研修については、各種の内容のものを実施しているところ、令和元年度は、不適正処遇について、とりわけ被収容者に対する不適切発言について研修を実施した。</p> <p>引き続き、各種研修の企画実施により、被収容者に対する人権意識を向上させ、適切な被収容者処遇に努める。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			<p>ていると考えられる。この点について当委員会が指摘したところ、東京拘置所は、そのような事実は認められないが、誤解が生じないように引き続き職員研修を行っていきたいと回答している。その回答については、小菅新聞を読んだ被収容者からは、施設の回答は事実ではないという不満が寄せられている。また、職員研修が本当に行われているのか疑問に思っている被収容者もいる。被収容者が一部の職員の対応について苦痛を感じ、具体的にハラスメントと訴え出ていることを真摯に受け止め、令和2年度以降も継続的に職員の研修を行い、被収容者の疑念を払拭するよう努めてもらいたい。なお、当然のことながら、被収容者の中には、職員に対する不満は一切なく、職員からよくしてもらっているということ述べる者もいるということ付記しておく。</p>	
187	東京拘	R2. 3. 11	<p>令和元年度は東京拘置所の職員定員が増やされ、824名になったが、引き続き現在の定員で十分なのか検証してもらいたい。職員の過剰な業務量は被収容者の処遇にも影響を与える可能性があるため、増員後の職員の業務量が適正な範囲に収まっているか検証し、場合によってはさらなる増員も検討してもらいたい。</p>	<p>現在の職員事情において、今後も、更なる業務効率化等を図り、勤務状況の緩和に努めて適切な被収容者処遇を行ってまいりたい。また、必要に応じて今後も上級官庁への増員の要望等を継続する所存である。</p>
188	東京拘	R2. 3. 11	<p>宗教教誨を申し込んでも、許可されないとの意見が少なくなく、特定の死刑確定者から度々訴えがあったということ指摘したところ、「調査した結果、死刑確定者を含め被収容者の個人教誨を不許可とした事実は認められない」との回答を得た。しかし、度々訴えてきていたのは、既に死刑を執行された者であり、現在未執行の者を調査しても、そのような訴えは出てこないと思われる。死刑の執行が近いために宗教教誨を認めなかったという疑念さえ持ちえ、刑事施設収容法第68条第1項に反すると考えられるので、今後は、そのような運用がなされないように、慎重に判断してもらいたい。</p>	<p>個人教誨の機会が一切ないということはないよう配慮しているところであるが、例えば一人の者が複数の教誨を受けたいと希望したような場合に、教誨師の負担や本人の教誨等の状況を勘案して許可しないというケースもあると考えられるところ、許可については、慎重に判断していきたい。</p>
189	東京拘	R2. 3. 11	<p>令和元年度も引き続き、テレビやラジオの番組、備付の新聞の種類等についての意見も散見されることから、それらに関するアンケート調査について、更なる工夫を求めたい。特に女子受刑者の意見が反映されるように工夫してもらいたい。</p>	<p>今後は、ラジオ及び新聞のアンケート調査については、結果の集計段階において、男女別に集計した結果の傾向を把握するなどした上で、総合的に参酌して、ラジオ番組や備付新聞を決定するよう工夫していきたい。</p>
190	東京拘	R2. 3. 11	<p>被収容者が物品制限を受けた場合の理由が分からずに戸惑う場合が相変わらず多い。被収容者が戸惑うことがないような物品制限の運用をしてもらいたい。</p>	<p>当所では、精神状態が不安定な被収容者について、必要に応じ、自殺等に供される可能性がある物品の使用等を制限しており、その制限品目及び制限内容については、対象となる被収容者の動静等に応じて、個別に判断している。 同措置を執ると判断するに至った理由については、当該被収容者に説明すべき性質のものではなく、また、その理由を具体的に説明することにより、偽装を誘発するなど、被収容者の動静把握や心情把握をより困難にさせるおそれが高いことを、御理解いただきたい。</p>
191	東京拘	R2. 3. 11	<p>証拠保全として必要な場合には、弁護人の面会時に面会室での写真撮影を認めるべきであるという意見に対して、東京高判平成27年7月9日、福岡高判平成29年10月13日及び福岡高判平成29年7月20日の判断が最高裁決定により確定したことを根拠に、写真撮影を許可しないと回答を得た。しかし、写真撮影が接見交通権の範囲に含まれないとしても、東京高裁は、「メモ以外の情報の記録化のための行為が許されるか否かは、記録化の目的及び必要性、その態様の相当性、立会人なくして行えることからくる危険性等の諸事情を考慮して検討されるべきものである。」としており、写真撮影を絶対的に禁止するとしているものではない。弁護人が写真撮影の必要性を示さない場合に写真撮影を禁止するのはやむを得ないとしても、これを示す場合には、写真撮影を認めるべきである。</p>	<p>弁護人等における写真撮影については、当所の規律秩序の維持及び被収容者のプライバシー保護の観点から、庁舎管理権に基づき、原則として禁止としている。</p>
192	東京拘	R2. 3. 11	<p>被収容者が民事裁判を提起したとしても、出廷することができないという点について、「被収容者の民事出廷については、収容目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において、当該事件の性質、内容、進行状況から見て当該被収容者が出廷することの必要性の有無、程度等、出廷が収容に及ぼす影響、護送の難易等の諸事情を総合的に勘案し、許可判断している」という回答を得ているが、裁判を受ける権利の充実のためにも、可能な限り、認める方向での運用を求めたい。</p>	<p>刑事施設の被収容者は、逮捕、勾留及び刑の執行等、種々の裁判の執行として収容されている。 被収容者であっても、憲法32条が保障する裁判を受ける権利を有するものの、同条は、民事事件については、裁判所に訴えを提起する自由を保障するとともに、自ら裁判所に訴えを提起して訴訟を進行する自由まで保障したものではないと解される。 この点、平成22年10月6日東京地裁判決も、憲法32条について、「民事・行政事件については、裁判所に訴えを提起する自由を保障し、反面、裁判所は適度な訴えに対しては裁判を拒絶してはならないことを規定したにとどまるものであって、自ら裁判所に訴えを提起して訴訟を進行する自由まで保障したものと解されない。」旨を判示している。 民事訴訟については、訴訟代理人の制度が定められており、自ら出廷することが必要不可欠のものではなく、訴訟代理人を選任する費用のない者に対して法律</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				<p>扶助等の制度が定められていることに加え、一般に民事法廷は、刑事法廷に比べて開放的であるから、当該被収容者を民事事件に出廷させるに当たっては、その戒護や警備のために刑事公判廷への出廷の場合よりもさらに多くの職員を増員する必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、被収容者の民事出廷については、収容目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において、当該事件の性質、内容、進行状況から見て当該被収容者が出廷することの必要性の有無、程度等、出廷が収容に及ぼす影響、護送の難易等の諸事情を総合的に勘案し、許否判断しているところであり、引き続き適切に判断していくこととしたい。</p>
193	東京拘	R2. 3. 11	<p>近年、台風等の自然災害により全国的に甚大な被害が生じるようになってきており、不安に感じている被収容者もいる。具体的な対応策について被収容者に説明し、被収容者が安心して生活できるように努めてもらいたい。</p>	<p>被収容者に対しては、総合防災訓練時に水害時は上層階に避難するよう訓示するとともに、日頃から緊急時には職員の指示に従うよう指導している。</p>
194	東京拘	R2. 3. 11	<p>当視察委員会に対する被収容者のカルテ（診療録）について、極めて秘密性の高いものであって、一部であっても開示は困難であり、また、死刑確定者を含む被収容者の心身の状況を把握することに努め、適切に把握しているとのことであるが、面接や意見書によると、施設の把握している状況と異なると思われる状態の被収容者もおり、施設の把握している状況が適切かどうか疑われる場合もある。特に、令和元年度は、死刑確定者の自殺や病死、未決被勾留者の原因不明の死亡事例が起きている。被収容者の病名や治療状況、処遇上の参考となるべき情報などは、まさに刑事施設収容法第9条「刑事施設の運営の状況」に該当する情報であり、視察委員会が把握しておくべきものであり、開示するべきである。</p> <p>また、被収容者やその遺族からのカルテ開示の要請に対し、施設は一切応じていないようであるが、カルテやそれに付随する医療情報は、患者の個人情報としての性質を有するため、少なくとも患者である被収容者やその遺族からの請求に対しては開示がなされるべきである。</p>	<p>死刑確定者のみならず、全ての被収容者の診療録について、従前から説明しているとおおり、ほぼ全体にわたり、病名や治療状況、医師名などの医療上の情報のほか、処遇上の参考となるべき情報などが記録されているため、秘密性の高いものであり、部分的にであっても開示は困難である。また、患者である被収容者やその遺族に対しても、同様の理由から、開示は困難である。</p>
195	東京拘	R2. 3. 11	<p>被収容者が共犯者の弁護人と面会した場合に、同日中の親族等からの面会の申込みは制限回数の対象となること、個別の事情を考慮して許否を判断しており、面会人が遠方から来所し、次回以降の面会の予定が立たないなどの事情がある場合には許可する場合もありえ、刑事施設収容法に基づいて適正な運用を行っていきたいという回答を得ているが、引き続き、被収容者が望んで行う面会とは異なる点に鑑み、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>当所では、被収容者と弁護人等（弁護人又は弁護人になろうとする者）以外の者との面会回数を、法令に基づき制限しているところ、この制限は、当所の人的・物的資源が有限であり、多数の被収容者を収容する中で、被収容者に等しく面会の機会を保障するためのものであり、必要かつ合理的な範囲のものと考えている。</p> <p>そして、被収容者が、共犯者の弁護人と面会する場合は、弁護人等以外の者と面会する場合に当たり、面会回数の制限の対象となること、共犯者の弁護人との面会を実施した被収容者に対し、当日中に親族等から面会の申込みがあった場合、面会人が遠方より来所し、次回以降の面会の予定が立たないなど、特別な事情があると認められるのであれば、個別の事情を考慮して許否判断している実情にある。</p> <p>なお、刑事収容施設法においては、弁護人（等）と弁護士は明確に分けられており、当所においては、同法に基づき、適正に面会の運用を行っていきたい。</p>
196	東京拘	R2. 3. 11	<p>視察委員会として刑場視察を求めたが相変わらず拒否回答がなされている。東京拘置所はその理由として、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第9条第2項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる」と規定されているところ、刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察になじまない箇所であり、視察の対象外と」しているとする。しかし、平成30年度も指摘したが、運営の状況を把握するのに必要かどうかということは、視察委員会が判断することであること、また、視察の対象は刑事施設全域に及び、法律上特に限定がないことから、当然刑場にまで及ぶと考えるべきであって、施設側の判断により視察の対象が限定されることは視察委員会が設置された趣旨に合わないことから（刑場は視察の対象外とする解釈があるようであるが、刑事収容施設法に刑場を対象外とする規定がない以上、そのような解釈には問題がある。そもそも視察は「運営の状況を把握する」ために行われるのであり、「処遇の状況を把握する」ためだけではない。運営と処遇を同義に理解することは不可能なのであって、死刑の執行も「運営の状況」に含まれる。）、当局の判断により視察の対象外とすることを可能とするのは、視察委員会制度が設けられた趣旨を没却するものである。また、刑場はすでにテレビでも放映されているため、視察の対象から外す理由はない。</p>	<p>刑事収容施設法第9条第2項において、委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる」と規定されているところ、刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であり、視察の対象外とさせていたいただいている。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
197	東京拘	R2.3.11	<p>毎年、視察委員会の意見書は3月に提出し、それに対する東京拘置所長からの回答は夏になされていた。（2016年は7月6日付、2017年は8月4日付、2018年は8月9日付で回答されている。）</p> <p>ところが、令和元年度に至り、夏から何度か催促したが、本省との調整に時間がかかっているとの理由で、例年より2か月遅れた10月7日付で回答書が作成され、同日郵送されたため、各委員はその翌日以降に受領した。</p> <p>視察委員会の開催の都度、視察委員会からの個別の意見・質問に対し、次回委員会開催日までに調査した上で文書にて全て漏れなく回答は頂いているが、平成30年度末の3月に提出した意見書に対する回答が、秋までなされないのでは、視察委員会側の一方的な意見に終わってしまいがちである。</p> <p>意見書に対する回答を速やかに発信し、それに対して更に視察委員会の会議で議論が深められるよう、尽力していただきたい。</p>	<p>視察委員会意見書に対する回答書の提出について、速やかに委員会宛て提出するように努める。</p>
198	立川拘	R2.3.31	<p>職員の被収容者に対する言葉遣いや態度について、アンガーマネジメント研修等の実施を提案する。</p>	<p>令和元年度中にアンガーマネジメント研修の実施を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により不実施となっており、令和2年度において同感染症の終息を待って実施する。</p>
199	立川拘	R2.3.31	<p>精神科医の診断を受けられないという申出が多いようであるところ、予算や人的資源の問題もあることから、医師による診察が困難であるようであれば、外部カウンセラーの配置を提案する。</p>	<p>外部カウンセラーの配置には予算措置が必要であり、当所限りでは対応できない事項であるところ、意見があったことは上級官庁に伝達したい。</p>
200	立川拘	R2.3.31	<p>タオルケットの洗濯頻度について、期間の見直しを検討されたい。</p>	<p>タオルケットの洗濯頻度については、間隔の見直しを実施する予定である。</p>
201	立川拘	R2.3.31	<p>年次休暇取得について、若手職員や特定職員の取得率が低いようであれば、原因を確認した上で解消していただきたい。</p>	<p>夜勤者の平均取得日数が8.3日であり、拝命5年未満の若年職員の平均取得日数が7.1日となっているところ、突出して取得日数が少ない者は認められないが、今後もワークライフバランスの観点から継続して年次休暇の積極的な取得を推奨していく。</p>
202	立川拘	R2.3.31	<p>座談会やアンケートを実施し、上司や先輩からの指示・指導のそごが認められる場合には、改善願いたい。</p>	<p>職員による座談会を継続的に実施しており、各意見に基づいて対応していることから、今後も継続して実施する。</p>
203	立川拘	R2.3.31	<p>被収容者に対する指導の仕方について、TPOをわきまえた指導の仕方の研修を実施されたい。</p>	<p>職員に対する研修については、各種研修を実施して職員の職務能力向上に努めているところであるが、今後も継続してそのような取組みを進めていくこととしたい。</p>
204	富山刑	R2.3.31	<p>2か工場の検身場に暖房器具が設置されていない。被収容者の健康にも関わる問題であるので、整備を要望する。</p>	<p>2か工場の検身場に、ストーブを整備した。今後も、被収容者の健康管理に万全を期したい。</p>
205	富山刑	R2.3.31	<p>受刑者の集会時のお菓子のアンケートを実施し、被収容者のし好を踏まえた菓子の選定を実施願いたい。</p>	<p>受刑者に対して、集会時の菓子類（優遇措置の一環として摂取を許すし好品）についてのアンケートを実施した。今後、アンケート結果を菓子類の選定の参考とする。</p>
206	富山刑	R2.3.31	<p>たばこ臭い職員がいるとの意見があるが、施設側の適切な措置を要望する。</p>	<p>喫煙室に消臭剤を設置するほか、職務に就く前にうがいなどを行うよう職員に対する指導を徹底した。</p>
207	富山刑	R2.3.31	<p>被収容者の熱中症予防対策や感染症予防対策に配慮いただき、健康及び衛生管理を充分に実施願いたい。</p>	<p>熱中症予防対策については、スポーツ飲料の給与、工場にスポットクーラーを設置するなどし、感染症予防対策としては、刑務所内におけるウイルス感染防止のため職員等のマスク着用や手指消毒のほか、健康管理の徹底を図っている。</p>
208	金沢刑	R2.3.18	<p>刑務官の被収容者に対する言葉遣いや態度が横柄ないし威圧的であるなどの意見が年間を通じて寄せられており、刑務官の人権意識を向上させるための十分な対応策がなされていると言えるのかを分析・検討する必要がある。具体的には、研修の実施頻度などの量的な面はもちろん、刑務官に対して定期的に実施されている研修の内容が実践的かつ効果的なものとなっているかなどの質的な面で十分と言えるか等を検討されたい。</p>	<p>採用時及び毎年1回定期的に、被収容者の人権に配慮した被収容者対応について、全職員に対し研修を実施している。</p> <p>また、令和元年度については、視察委員会意見を受けて職員全体研修を実施した際、処遇部長が障害のある被収容者に対しては、より人権に配慮した言葉遣いをするよう訓示するとともに、処遇部門において被収容者に対する適切な言葉遣いについて解説した資料を職員に配布する措置を講じているところ、今後は、刑務官としての誇りの高揚策や研修実施の効果測定、自らが考える参加型の研修など人権教育に取り組んでいきたい。</p>

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
209	金沢刑	R2. 3. 18	被収容者の訴えの内、かなりのものが拘禁反応を背景としたものであるとの印象を受けているので、病的な拘禁反応を軽度の段階から拾い上げて対応し、早期の診断、治療を行うため、カウンセリング対応の可能な臨床心理士の常勤勤務の体制整備等のより一層の精神保健医療体制の整備が必要であるため検討されたい。	各職員は日頃から被収容者の動静を視察し、特異な動静等がある場合には、上司への報告、医務課との情報共有により、精神科医師による診察等につなげている。今後とも、心理専門職である法務技官による対応や篤志面接委員による民間のノウハウを用いた面接の導入など精神保健医療に係る部分の充実に取り組んでいきたい。
210	金沢刑	R2. 3. 18	医療事故等未然防止の観点から矯正医療において発生したインシデント又はアクシデントの背景や課題を分析して再発防止策を講じ、所内及び他の刑事施設と情報共有できるシステムを構築する必要があるため検討されたい。	薬剤の誤配布等が発生した場合、ヒューマンエラーのみならずシステムエラーにもその原因があると考えられるため、その原因を分析し、物的改善・配布方法等の改善の両面から再発防止対策を講じている。薬剤の誤配布事案の原因等について処遇部門と医務課が情報共有して防止策を講じているが、他の刑事施設での誤配布事案等の情報についても共有し、適切な医療安全の在り方についても検討していきたい。
211	福井刑	R2. 3. 10	暑さ対策の抜本的な解決が予算上困難な中、可能な限りでの積極的な対策として、高齢者だけではなく、若い人にもアイスノン（保冷枕）の貸与を検討されたい。	令和元年度は、高齢者、著しい体力の消耗を伴う経理作業従事者等を中心にアイスノンを貸与したが、アイスノン貸与による暑さ対策及び熱中症防止の効果を検証しつつ、追加整備を検討する。
212	福井刑	R2. 3. 10	提案書の用紙が所定の書式ではなく、ノートや便箋に記載したものが多いため、制度とその趣旨が被収容者全体に周知徹底されるよう検討されたい。	制度とその趣旨については、所内生活のしおりに記載し、刑執行開始時の指導の際に説明しており、被収容者全体に周知されているものと承知しているが、今後も視察委員会の制度が被収容者全体に浸透するよう努める。
213	岐阜刑	R2. 3. 4	新型コロナウイルス感染症対策について、万全を期されたい。	新型コロナウイルス感染症対策として、職員については、戒護区域内外でのマスクの着用、うがい・手洗いの励行、不要不急の外出の自粛、10名以上が集まる会議の自粛等を実施している。被収容者に感染者が出た場合には、単独室に隔離して接触感染及び飛沫感染を防止するとともに、対応する職員を限定し、防護服を着用して対応することとしている。
214	岐阜刑	R2. 3. 4	代用監獄の廃止のため、拘置支所における収容可能人員を拡大されたい。	拘置支所における収容可能人員の拡大については、当所限りでは対応できない事項であり、そのような意見があったことは上級官庁に伝達したい。
215	岐阜刑	R2. 3. 4	代用監獄の廃止のため、拘置支所における収容可能人員の拡大に関し、警察との間で話し合われたい。	拘置支所における収容可能人員の拡大については、当所限りでは対応できない事項であるが、今後、警察署との間で調整の必要があれば、話し合いの機会を設けることを検討する。
216	岐阜刑	R2. 3. 4	幹部職員が出席した上で視察委員会が開催される状況を継続されたい。	今後も視察委員会開催時には幹部職員が出席することを継続していく。
217	岐阜刑	R2. 3. 4	令和2年度の視察委員会の開催回数については、年度当たり4回の開催が相当である。	視察委員会の年間の開催回数については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
218	岐阜刑	R2. 3. 4	円滑な視察委員会の開催のため、視察委員会に参加している幹部職員全員が一斉に転勤することは避けられたい。	視察委員会に参加している幹部職員の異動については、職員の意向等を踏まえた上で、最終的に上級官庁が決定しているものであって、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
219	岐阜刑	R2. 3. 4	敗訴判決については、判決文の閲覧のみならず、判決文の写しを交付されたい。	当所に係る訴訟のうち敗訴判決に係る判決文の写しについて、今後は視察委員会に交付する予定である。
220	笠松刑	R1. 5. 28	性同一性障害の受刑者が入浴しない場合において、他の受刑者が入浴するときは、性同一性障害の受刑者を入浴場内の体重計付近で待機させないでほしい、男性に体を見られているのと同じで不愉快だとの意見があった。改善を検討されたい。	他の受刑者に配慮するため、入浴場脱衣場外のベンチで待機させることとした。
221	笠松刑	R1. 7. 28	炊事工場で焼いた自家製パンの支給回数を増やしてほしいとの意見があった。検討されたい。	令和元年度から、自家製パンを支給しているが、炊事工場就業適格者を確保することがままならない状況であり、直ちに自家製パンの支給回数を増やすことは困難である。安定して炊事工場就業適格者を確保できる状況になった段階で検討していく。
222	笠松刑	R1. 7. 28	冬季に洗濯洗剤が溶け切らず、衣類に残ってしまうことがあり、液体洗剤を使用してほしいとの意見があった。検討されたい。	液体洗剤を使用したいといった希望については、全国統一の商品を調整している上級官庁に対し、要望していきたい。
223	笠松刑	R1. 7. 28	し好品に係るアンケートを実施してほしいとの意見があった。検討されたい。	令和2年2月、し好品調査を実施した。本調査結果をし好品の品目の選定に活用していくこととした。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
224	笠松刑	R1. 10. 1	以前から起床前に書籍等を閲覧することを認めてほしいとの意見がある。検討されたい。	所内での取扱いを改め、令和元年11月から、他の被収容者の就寝を妨げない態様で起床前に書籍等を閲覧することを認めることとした。
225	笠松刑	R1. 10. 1	ビジネススキル科の職業訓練について、講義の際にノートを使用させてほしいとの意見があった。外部講師からの講義の内容を記録し、それを復習することは、社会復帰の一助となるので検討されたい。	ビジネススキル科の職業訓練を受けている受刑者に対し、ノートを貸与し、講義の際にノートを使用すること及び室内での所持を認めることとした。
226	笠松刑	R1. 10. 1	休日に支給されるアイソトニック飲料について、平成30年度にあつては昼食後に支給され、令和元年度にあつては朝食後に支給されたが、気温が上昇して水分不足になりやすいのは午後なので、午後には支給してほしいとの意見があった。検討されたい。	アイソトニック飲料については、午後の時間帯に支給することを検討していく。
227	笠松刑	R1. 10. 1	昼食に支給されるおでんが、袋のまま配膳されることについて、以前のようにお椀や器を備えてほしいとの意見があった。副食の配膳方法について改善されたい。	昼食時におでんを支給する際は、器を添えて配膳することとした。
228	笠松刑	R1. 11. 19	就寝時、枕元にはハンカチとちり紙しか置くことが許されていないが、排便後、痔の薬剤を塗布したいときなどに困るため、軟膏を置くことも許してもらいたいとの意見があった。検討されたい。	就寝時にハンカチ、ちり紙のほか、外皮用薬等、書籍等1冊を枕元に置くことを認めることとした。
229	笠松刑	R2. 3. 17	副食で支給される即席デザートが、他の副食と同じ容器に盛られて配膳されるので、別の容器での配膳又はスプーンの使用を認めてほしいとの意見があった。検討されたい。	副食の即席デザートについて、他の副食と別容器で配膳することは困難であることから、スプーンを配布することとした。
230	笠松刑	R2. 3. 17	定期健康診断において確実に診察を行うことを求める。	定期健康診断において確実に診察は行われている。
231	岡医刑	R1. 12. 10	共同室の冬季仮就寝位置等において、3人部屋の場合もテレビと反対側に3人並んでいることから、被収容者同士が窮屈な状態となっている。夏季と同様の就寝位置であれば、同問題は解消されるので検討をお願いしたい。	本指示は、冬季に仮就寝時も布団に入りテレビを視聴することを可能とすることを目的としている。少しは窮屈な状態になるが、夏季の就寝位置で仮就寝時に布団に入った場合に、人員が3名部屋か4名部屋かの瞬時の視察が阻害されることとなる。さらに当所は、一般施設と異なり精神患者を多く収容し、それらの者は寛容性が乏しく、3名部屋の就寝位置を夏季等と同様にすると4人目が配室された際に、3名部屋の快適性を殊更追求するため無用のトラブルが懸念される。
232	名古屋刑	R2. 3. 27	平成30年度に発生した名古屋刑務所収容受刑者の熱射病による死亡事案を受けて、平成30年度の当視察委員会の意見書において、次年度以降も熱中症対策を講じられたいとの意見を提出させていただいた。これに対し、令和元年度は、早期に平成30年度並みの熱中症対策を講じられただけでなく、高温が予測される舎房へのエアコン設置など更なる熱中症対策を講じられた結果、平成30年度との比較で熱中症が疑われる受刑者数が大幅に減少したとの報告を受けている。こういった熱中症対策に関する対応等については、当視察委員会としても評価するとともに、令和2年度以降も同様の対策を講じられることを要望する。	平成30年度に発生した受刑者1名の熱射病による死亡事案を受け、令和元年度、当該居室棟を中心に室温の上昇が予測される複数の居室棟へエアコンを設置したことに加え、工場の出入口扉に設置された窓ガラスを撤去したり、居室棟の出入口扉を格子状の扉に交換するなどして通風を確保し、室温の上昇を抑えたほか、毎日冷凍したペットボトルを配布するなどの対策を講じたところであるが、令和2年度においても、令和元年度同様に万全の熱中症対策を早い時期から講じる予定である。
233	名古屋刑	R2. 3. 27	当視察委員会は、名古屋刑務所宛ての過去の意見書や毎回の視察委員会の質疑において、受刑者よりボールペンの品質が悪いとの指摘が多々ある旨を指摘し、改善を要望したところであるが、これに対し、自弁物品として使用できるボールペンについて、令和元年12月購入受付分から、従来は黒色油性ボールペンのみ購入できたのを、黒、赤及び青色水性ボールペンを購入できるように運用を変更したとのことである。当視察委員会としては、名古屋刑務所が自弁物品として使用できるボールペンの運用を変更したことについては評価するとともに、今後も、受刑者からボールペンに関する意見・提案がないかを見守っていく。	御指摘のボールペンについては、指定事業者の取り扱う商品を購入させることとなるが、今後とも、受刑者からのボールペンに関する意見・提案等の内容を確認し、これを踏まえた上で、適正に対応していく。
234	名古屋刑	R2. 3. 27	当視察委員会は、平成30年度の意見書において、被収容者が施設内を移動する際の軍隊式の隊列と行進の実施を再考されたいとの意見を出したところ、名古屋刑務所においては、被収容者の行進要領を含む動作要領等に係る内規を変更して、軍隊式行進と指摘されないような行進要領としたことである。当視察委員会としては、上記内規変更について一定の評価をするものの、さらに、腕の振り方や復唱等に関する運用について軍隊式行進と指摘されないように改善されることを要望する。	行刑改革会議において指摘された軍隊式行進については全面的に改めている。具体的には、職員の「1、2」の号令に続いての復唱を取りやめ、殊更オーバーな腕の振りは抑制させ、腕は前方におおむね60度、後方におおむね30度振り、足はももを自然に上げるように統一し、軍隊的行進と指摘されないよう改善した。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
235	名古屋刑	R2. 3. 27	令和元年度は、豊橋刑務支所視察の前に、同じ女子被収容者を収容する笠松刑務所を視察していたことから、同視察を踏まえて豊橋刑務支所の視察をすることができ、また、建設的な意見交換ができたと思われる。 従前と比べて、豊橋刑務支所の食事等の日常生活に関する意見・提案の数は減ってきていることから、引き続き、他の女子刑務所での運用も参考にして、より被収容者の生活面での不満等が出ないように運用されたい。	今後も引き続き、被収容者に対する食事等の日常生活について、名古屋刑務所や他の女子刑務所の運用を参考にし、改善の必要があれば見直しを図り、適正に運営を行っていききたい。
236	名古屋刑	R2. 3. 27	岡崎拘置支所については、施設が老朽化していることは、毎年指摘しているところであるが、一向に改善される兆しは見られない。当視察委員会としては、予算上の都合があることは理解するものの、職員の働くスペースも狭く、職員らの精神衛生上も問題があることから、速やかに改築や新築を必要とする必要があることを強く指摘する。 なお、改築、新築の予定の概要が作成されるときには、当視察委員会及び愛知県弁護士会に開示されることを要望する。	施設の老朽化が顕著であることは認識しており、上級官庁宛てに施設新営に係る要望書を提出しているところであるが、引き続き、可能な限り早急に改築等を実施できるよう、機会を捉えて要望を継続していく。
237	名古屋刑	R2. 3. 27	令和元年度は、名古屋刑務所にてアルコール依存症回復プログラム、豊橋刑務支所にて家族改善指導の研究授業がそれぞれ行われた。受講生が限られているようであるので、より多くの受講生が得られるように努力されたい。 令和2年度以降も、多様な特別改善指導といった更生プログラムの研究授業を見学したいので配慮されたい。	令和元年度の研究授業では、一般改善指導のうち標準化され、刑事施設で統一的に実施されている「アルコール依存回復プログラム」による指導を実施した。当該指導は、1回60分、全12回の指導を約6か月かけて実施しており、令和2年度においては年2クールの実施を計画している。1クール当たり8名の受講者を選定するため、年間16名の受刑者が受講する予定である。 一方、指導に当たる法務教官たる教育専門官は、当所において、対象受刑者人員が10名と定められていることから、1クール最大10名までとなり、集団を編成して実施する改善指導にはおのずと限りがある。特に、特別改善指導については、入所時に必要と認められた受刑者に対しては必須であるため優先的に実施しているが、一般改善指導及び特別改善指導と併せて、集団を編成して実施する指導は合計で年間41クール、最大対象人員410名の計画となる。引き続き、その充実に努力する次第である。 その他、単発の指導や全受刑者を対象とする指導等も、毎月第2第4金曜日の矯正指導日での実施をはじめとして、処遇部担当職員による担当訓話等も実施している。研究授業は、管内全刑事施設及び少年院において、毎年度1回、名古屋矯正管区主催で行われ、施設での指導等の取組を関係機関等に理解いただくとともに担当者の指導力向上をその目的としている。令和2年度も実施の予定であるので、内容等決まり次第御案内したいと考えている。
238	名古屋刑	R2. 3. 27	職員の言動等に対する不満を述べる意見書が相変わらず相当数見られ、その中には、職員の具体的な氏名を指摘するものや、特定の工場の担当職員を指摘するような同じような意見が複数見られた。規律・秩序を維持するために一定の威厳を持って受刑者に接することはやむを得ないと思われるが、受刑者の人権や尊厳をないがしろにする言動等や受刑者に対する不平等な取扱いが許されないことは言うまでもないところである。 そこで、職員の被収容者に対する言葉遣いや態度などに関し、名古屋刑務所及び豊橋刑務支所が各職員に対し実施している指導や研修等の具体的な内容を書面で御報告いただきたい。	令和元年度、首席矯正処遇官（処遇担当）が全職員を対象に、被収容者に対して指示、注意、指導を行う際は、職員自らが常に厳正な勤務姿勢を保持しつつ、言葉の選び方、語調、内容等に注意し、いたずらに感情的にならず、指導者としての立場を守り、相手の人格や尊厳を傷つける言葉は用いず、矯正職員としてふさわしい言葉を遣うよう研修を実施した。 また、職員の言葉遣いについては、あらゆる機会を捉え、又は事あるたびに職域単位での研修等を通じて注意喚起しており、被収容者に注意、指導等を行う場合には、人をとがめるのではなく、行為をとがめ、被収容者に教えるという気持ち（言葉や態度）を持ち、相手の知能や理解度、性格に応じた言葉を選び、被収容者になぜ注意を受けているかを理解させるような指導を行うよう説示している。
239	名古屋刑	R2. 3. 27	名古屋刑務所及び豊橋刑務支所の意見提案箱のうち、内部が一杯に意見・提案書が入っている箱がある一方で、意見・提案書が1通も入っていない箱もある。豊橋刑務支所の意見書の中に、提案箱の中が一杯で入らないとの意見があったことから、意見提案箱の設置場所の見直し、大型の提案箱や同一場所での複数の提案箱の設置などを検討する必要があると思われる。そのため、意見提案箱が一杯で入らなかったり、あふれ出ているなどの事実を把握されている提案箱があれば、設置方法の変更を検討されたい。	提案箱の中で、意見書が一杯で入らない箇所として、豊橋刑務支所収容棟2階渡り廊下前に設置している提案箱がある。同設置箇所は、多数の被収容者が通行する通路にあるところ、提案箱が1つしか設置されていないため、同提案箱が一杯になっているものと推認されることから、同通路に提案箱を2つ増設（計3つとする。）する予定である。
240	名古屋刑	R2. 3. 27	自費購入品の購入金額が市場と比べて高いとの意見が複数出されている。自費購入物品については、全国統一取扱物品であることは理解しているものの、購入可能物品を選定するに当たっては、上記意見にも配慮していただくとともに、上級庁へ上記意見のある旨を報告していただくことを要望する。	当所の自弁購入品は、全国統一取扱物品として指定業者が取り扱っているものの中から、価格や品質等を勘案して決定しており、市場価格と比較しても可能な限り低廉なものとなるよう配慮しながら選定している。 なお、貴視察委員会から提出された要望については、同要望に対する当所の回答とともに上級官庁へ提出する。
241	名古屋刑	R2. 3. 27	名古屋刑務所から平成30年度及び令和元年度の作業災害を報告していただいたところ、作業事故の中には労働災害にもつながりかねない事例も散見されることから、引き続き、職員及び受刑者に対する作業安全教育を徹底されたい。	安全教育を含めた安全衛生管理について徹底を図り、作業災害の根絶に向け全力を尽くしていく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
242	名古屋刑	R2. 3. 27	意見・提案書の中に、視察委員会との面談を希望したとの意見もあったが令和元年度は、豊橋刑務支所視察の時も含めて被収容者の面談は一度もできなかった。令和2年度以降、豊橋刑務支所の被収容者から面談希望が出された場合は、その旨視察委員会に通知していただくとともに、豊橋刑務支所視察の際あるいは、本所での視察委員会開催時に面談を実施することを検討されたい。	豊橋刑務支所被収容者から刑事施設視察委員との面談希望があった場合は、同支所視察の際に面談の機会を設けることとしたい。 また、要望があれば、面談を本所で実施するために当該被収容者の護送を行うなど、積極的に協力する。
243	名古屋刑	R2. 3. 27	令和元年度の意見・提案書中に、豊橋刑務支所での医務に関し、持病の薬をもらえない、診察が遅い、診療してもらえないなどといった不満等の意見が複数見られた。限られた予算や人員等の医務体制であることは理解しているものの、早期の診察や必要な処方等が可能となるように、医療体制の充実を図られたい。	処方薬については、被収容者が社会で使用していたものと、全く同一の医薬品を投与することができない場合もあるが、ジェネリック医薬品を使用したり、同等の効能を有する代替医薬品を使用することで、日常生活が著しく困難になるような事態は生じていないと理解している。 なお、診察が遅い、診察してもらえないという意見については、令和元年10月に、常勤医師が着任し、診察は毎日実施しており、診察が遅いという事態は解消されていると理解している。
244	三重刑	R2. 4. 3	自弁物品購入先として指定されている事業者について、市場の小売価格と比較すると高額であることから、次回以降、競争入札の参加者から除外するよう上級官庁へ伝達することを要望する。	全国統一取扱物品を取り扱う指定事業者は、全国的な公募により選定された事業者であり、施設限りで対応することはできないため、意見があった旨を上級官庁に伝達する。
245	三重刑	R2. 4. 3	精神科診察において、診察待ち期間が短くなるよう診察回数を増やすなどの改善を求める。	精神科医師の診察を必要とする被収容者のうち、受診の緊急性がある者を優先して実施しているところであるが、診察待ち期間の短縮については、1回当たりの診察人数を増加させるなどして改善に努めていく。
246	名古屋拘	R2. 3. 31	新型コロナウイルス感染症の予防対策（手洗い・うがいの励行等を含む）に努められたい。	当所においては、職員に対しての感染症予防対策として、全職員に手洗い、うがいを励行させ、執務中マスクを着用して勤務するよう指示するとともに、出勤前に検温を実施させ、発熱等体調不良の場合は登庁を見合わせるよう指示するなどして、感染症予防に係る各種の対策を講じている。 また、設備面の感染症予防対策については、飛沫感染防止のため、新入調室、差入窓口等にビニールカーテンを設置したり、面会室遮蔽板の通声孔にテープを貼付したりするなどの対策を講じて対応している。 被収容者に対しての感染症予防対策は、当所への入所前の健康状態の把握に努めるとともに、入所時には検温を実施し、警察留置場から当所へ入所後同ウイルス感染症の潜伏期間とされる2週間程度は単独室に収容し、他の被収容者との接触をさせないよう配慮しているほか、仕切りがない状態で被収容者が部外者と接する場合については、マスクを着用させて応じさせ、委員面接などは仕切り版のある面会室で実施する等、被収容者と外来者との接触に細心の注意を払い、感染防止に万全を期するよう対応している。
247	名古屋拘	R2. 3. 31	視察時点（令和2年3月3日）では、新型コロナウイルス陽性と判定された被収容者は存在しないとのことであるが、今後は、未決の被収容者を含め、新型コロナウイルスに感染していることが判明する者が出る可能性がある。その場合に、刑事施設としての性質上、集団感染に移行する可能性がある。前項に記載した感染症予防以外にも、実際に感染者が認められた場合を想定し、収容場所の変更、外部医療機関との連携を含めた具体的な対応について、あらかじめ検討し準備を進められたい。	新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に備え、感染者を隔離するために、使用していない居室フロアを使用するよう準備しており、処遇に当たる職員用の感染症用マスク、防護服、ゴーグルなども準備している。 また、新型コロナウイルス感染症患者の治療に当たっては、保健所、外部医療機関と連携して対応する。
248	名古屋拘	R2. 3. 31	レターパック・プラスについては、平成31年4月10日付けでの「平成30年度名古屋拘置所視察委員会意見書に対する回答について」（名拘収第964号）2項で、平成31年3月18日からレターパック・プラスの使用を開始させたとの回答を得ているところであるが、レターパック・ライトについては使用は許可されているが、レターパック・プラスについては、使用許可が進んでいないとの被収容者からの要望があった。改めて、その運用状況を確認されたい。	平成30年度、貴視察委員会から、レターパック・プラスの運用について検討されたいとの意見を頂き、他施設の実情も調査し、平成31年3月18日からレターパック・ライト及びレターパック・プラスの使用を開始している旨回答していたところであったが、レターパックの運用状況を確認したところ、レターパック・ライトについては平成31年3月18日から購入できるようにしていたものの、レターパック・プラスについては購入することができない取扱いになっていることが判明したため、令和2年3月23日からレターパック・プラスを購入できるようにしている。
249	名古屋拘	R2. 3. 31	被収容者からスマート・レターの使用を求めたいとの要望がある。施設側の事務手続としては、レターパック・ライトやレターパック・プラスと大きな違いはないと推察される。またこれらレターパックと比較して安価であることから、被収容者にとって利便性が高いとも考えられる。他施設の利用状況等も勘案の上、施設運営上で大きな支障がない場合には、スマート・レターの使用を認める方向で検討を進められたい。	現在、スマート・レターの導入については実施していないものの、今後、他施設の動向や社会的ニーズを踏まえながら、引き続き導入の検討をしてまいりたいと考えている。
250	名古屋拘	R2. 3. 31	留置施設から移送される被収容者（未決）について、留置施設で服用していた内服薬等は、これを引き続いて服用させることはせず、改めて拘置所において同種の成分薬を処方している。留置施設で服用していた薬剤を無駄にしないためにも、留置施設で服用していた薬剤は、その薬剤が残っている限度では、引き続き服用できるよう留置施設	留置施設からの残留処方薬の引継ぎについては、矯正局の通知に基づいて、刑事施設に入所後、速やかに医師による健康診断が実施できない場合において、病状等の必要事項が確認できた場合などに、留置施設から引き継いで使用させることができるとして運用されていることから、当所の事情だけで運用を変更することは困難と考えられる。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			設との協議（薬剤手帳等，薬剤の成分が判明する資料の引継ぎ等を含む），あるいは上級庁との協議が進められるよう要望する。	
251	滋賀刑	R2. 3. 13	滋賀刑務所での意見・提案書は紙片を用いたものが多く，判読が困難なものや趣旨の理解困難なものが少なからずあるため，意見・提案書定型書式の設置若しくは被収容者への配布を検討されたい。	当所では，平成18年5月23日付け矯総第3255号矯正局長通達「刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）」に基づき，内規を制定しているところ，「意見・提案書」については，同内規により様式を定めており，各居室備付けの生活心得に所定の様式を準備している旨を記載することで，当所被収容者に対して広く周知を図っている。「意見・提案書」の配布方法については，被収容者からの申出に応じ，同書面を1枚交付するとともに，秘密保持の観点から，同書面作成期間中における保管用封筒1枚を貸与する方法としている。「意見・提案書」の管理方法については，意見・提案箱付近への設置はしておらず，職員が別途管理している状況であるところ，同管理方法を当所が行っている理由については，貴見にある意見・提案箱付近への設置を実施した場合，上記秘密保持のための措置（保管用封筒の貸与）を適切に行うことができないためである。今後は，告知放送又は担当職員からの告知を実施することで，「意見・提案書」の様式を広く活用できるよう，周知を図ることとしたい。
252	滋賀刑	R2. 3. 13	滋賀刑務所全体としての運営の改善・向上のため，被収容者のみならず，（幹部職員を除く）施設職員からの意見も反映させるため，何らかの形で同職員との意見交換の場を開催し，意見反映の機会を設けることを要望する。	今後，年に1回は幹部職員を除く職員と視察委員の意見交換の場を設けることとする。
253	滋賀刑	R2. 3. 13	新型コロナウイルスへの対応について，被収容者の高齢化が進む滋賀刑務所での感染症の拡大は重大なリスク要因となるため，上級庁や各所関係機関等と連携しつつ，適宜必要な対応をとられたい。	現在，上級庁や各所関係機関等との連携を密にし，職員及び被収容者に対する感染防止対策を徹底して行っている。情勢は日々変化しているが，今後も最新の情報を漏らすことなく収集し，細心の注意を払って対応していくこととする。
254	京都刑	R2. 3. 17	令和元年度に発生した元職員による受刑者に対する暴行・陵虐事案については，引き続き再発防止の取組に尽力されたい。	今後も職員に対する人権研修の実施など特別公務員暴行陵虐事案の再発防止のための取組を継続していく。
255	京都刑	R2. 3. 17	舞鶴拘置支所のリノベーション工事においては，保護室・静穏室の整備・居室への冷暖房設備の設置・女性の被収容環境の整備・必要な医療設備の整備等について十分に配慮されたい。	リノベーション工事後の舞鶴拘置支所には，保護室・静穏室や全館空調設備が整備されるとともに，女性用単独室の数も1室増加となる予定である。
256	大阪刑	R2. 3. 30	被収容者が，意見・提案書を視察委員会に提出する際，体育館等に意見・提案箱を設置し，その秘密が保持される運用を整備することを求める。	提案箱の設置等については，「刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）」において，刑事施設内の適宜の場所に設置することとされているところ，当所においては，各居室棟1階の出入口に設置しているほか，持ち運び可能な移動提案箱も設置しているため，現状で十分であると考えている。また，意見・提案書の保管及び投かん方法は，保管袋に保管させた上で，内容の検査に及ぶことなく投かんさせているものであり，その秘密を保持する運用としているものであるが，引き続き適切な運用に努めてまいりたい。
257	大阪刑	R2. 3. 30	堺拘置支所では女性刑務官一人あたりの業務負担量が大きいことから，女性刑務官の増員を求める。	管下各支所の職員数については，女性職員の配置定員等が定められているわけではないところ，令和2年度において，堺拘置支所に3名（看護師1名を含む。），岸和田拘置支所1名，丸の内拘置支所4名，田辺拘置支所0名（看守補助女子職員1名），新宮拘置支所1名の配置となっている。各支所における女性職員の業務負担量を確認の上，精査し，上級官庁に実情を報告して職員の増員を求めていく。
258	大阪刑	R2. 3. 30	女子被収容者単独室内に監視カメラが設置されているところ，堺拘置支所においては，女子刑務官が常時監視することができないため，男子刑務官が監視カメラ映像をモニター監視しており，女子刑務官が常時監視できるよう改善を求める。	法令上，監視カメラ映像のモニター監視については，被収容者の性別により，これを行う職員の性別を限定されていない。刑事施設としては，被収容者の自殺・自傷を未然に防止し，そのような行為に及ぶおそれがある被収容者に対し，これを未然に防止する責務を負っているところ，被収容者のプライバシーに配慮した方法で実施している。
259	大阪刑	R2. 3. 30	懲罰審査会において，当該審査に係る受刑者が懲罰審査会に出席し，弁解を求めることが望ましいと考えることから，本人に対してできる限り懲罰審査会に出席を促すことを求める。	関係法令及び関係通達により，被収容者に懲罰を科そうとする場合には，あらかじめ，書面で，弁解をすべき日時又は期限及び懲罰の原因となる事実の要旨を通知することとなっているところ，懲罰審査会への出頭の有無については，反則容疑者の自由意思に委ねられているところである。なお，通知を受けた被収容者は，懲罰審査会への出頭の有無を決めた上で出頭しない場合は弁解書を提出したり，補佐人に弁解を録取してもらったりするなどして，必要な弁解をすることができるところ，引き続き懲罰に係る手続の適正な実施に努めたい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
260	大阪刑	R2. 3. 30	懲罰審査会において、補佐人が本人の弁解内容、その他有利な情状事実を丁寧に聴取したことがうかがうことが難しかったことから、補佐人に対しては、受刑者の利益のために最大限の職責を尽くすこと、また、審査ごとに異なる補佐人を選任することを求める。	補佐人は、関係通達に基づき、反則容疑者が反則行為の存否を左右する事実関係を否認している場合は、できる限り面接の機会を設けており、また、関係書類の閲覧、その他の方法により必要な情報を収集し、反則容疑者の立場に立って必要な意見を述べているところ、引き続き必要な情報収集を行って反則容疑者を適切に補佐することとしたい。 なお、日常的に多数発生する懲罰事犯の審査ごとに異なる補佐人を選任することは現実的ではないが、複数の補佐人を指定しており、反則容疑者を適切に補佐することとしている。
261	大阪刑	R2. 3. 30	現状の懲罰審査会の在り方について、出席委員から特段の質疑、議論がなかったことから、当該審査会が形骸化しないよう実質的な審理を求める。	懲罰審査会における質疑や議論の有無は、事案の内容や容疑者の認否といった個別具体的な事情に応じて異なるのであって、特段の質疑等がないからといって形骸化はしているわけではない。現に、当所視察委員が視察した際の懲罰審査5件について、2件は累行の作業拒否事犯、1件は初回の作業拒否事犯、1件は累行の静穏阻害事犯、1件は単純な暴行事犯であったところ、関係証拠から当該事犯の認定に争いもなく、かつ、当該反則容疑者が事犯を素直に認めていたことから、審査において特段の質疑や議論が生じなかったものではあるが、引き続き法令の規定に基づいた適正な手続を行っていく。
262	大阪刑	R2. 3. 30	被収容者との面接から、ベテラン職員の処遇スキルと若手職員の処遇スキルに歴然とした差が生じていると感じることから、若手職員の処遇スキル向上を図るため、「高齢者（認知症）への対応」「発達障害を含む障害者への理解、対応」等の喫緊の課題に対応できるよう職務遂行能力向上を図る施設内研修及び職務研究会の充実を図ることを求める。	ベテラン職員及び若手職員にかかわらず、「高齢者（認知症）への対応」や「発達障害を含む障害者への理解、対応」等の課題に対応できるよう施設内研修及び職務研究会を実施しているところ、引き続き、効果的な職員研修を実施するなどして各職員の職務遂行能力の更なる向上を図りたい。
263	大阪刑	R2. 3. 30	外国籍を有する被収容者（特に日本語での意思疎通が難しい者）が入所した際、通訳人を介した生活上の心得や各種手続等を周知することを求める。	日本語の意思疎通が困難な外国籍の被収容者の入所予定日については、国際専門官や常駐通訳人の勤務日に設定し、入所当日に通訳人を介して各種手続ができるよう配慮している。
264	大阪刑	R2. 3. 30	外国籍を有する被収容者（特に日本語での意思疎通が難しい者）と刑務官との意思疎通において、即座に意思疎通ができるようにするため、できる限り多数の言語に対応できる通訳を常駐させることを求める。	当所では、国際専門官により4言語、常駐通訳人により12言語に対応しており、在所収容者の52パーセントの言語ニーズを満たしている。 なお、その他の言語については、必要の都度、民間の通訳事業者に業務委託することで対応している。
265	大阪刑	R2. 3. 30	外国籍を有する被収容者が入所する当所において、比較的安価で持ち運びが容易な自動翻訳機の導入を検討されたい。	上記のとおり通訳需要に対応しているものの、通訳人が不在となる場合を想定し、携帯型翻訳機の導入等について、引き続き検討してまいりたい。
266	大阪刑	R2. 3. 30	信仰する宗教によっては、日常生活において、特段の配慮が求められるところ、食生活及び信仰する宗教による定められた礼拝等においては、できる限りの配慮を求める。	被収容者が信仰する宗教に応じて、その食事及び礼拝等においては可能な限りの配慮措置を講じているところ、引き続き適切な措置を講じていく。
267	大阪刑	R2. 3. 30	高齢受刑者の処遇だけでなく、受刑者の高齢化に伴う悪性腫瘍の早期発見、対応においては、施設運営に大きな影響を与え兼ねない現状において、自覚症状がある受刑者の速やかな医師の診察、検査体制の構築を求める。	今後も、受刑者の身体状況に応じて、適切に医師による診療及び検査を実施していく。
268	大阪刑	R2. 3. 30	歯科治療については、診察申込みから診察までの間が長いことから、できる限り速やかに診察実施体制を整備されたい。	今後も、受刑者の身体状況に応じて、適時、適切に医師による診療及び検査を実施していく。
269	大阪刑	R2. 3. 30	再犯防止に係る指導プログラム実施においては、受刑者の改善更生や社会復帰のため、自分を見つめ直す機会とするための指導方法を検討されたい。また、再犯防止に効果のある指導プログラムを受刑者別に判断し、適切な指導プログラムを受講できるよう検討されたい。	入所時に個々の受刑者の問題性に応じた矯正処遇の処遇要領を決定した上で、改善指導及び教科指導を実施している。改善更生及び円滑な社会復帰を図る上で、支障があると認められる受刑者には、問題性に応じた薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、交通安全指導及び就労支援指導等を実施している。指導効果を高めるため、特に性犯罪再犯防止指導では動機付け面接等自覚を促す方法を実施している。
270	大阪刑	R2. 3. 30	再犯防止について、大阪刑務所出所者の再入率と今後の再入率低下を図るための取組みを明示されたい。	平成27年に当所から出所した者の2年以内再入率は25パーセント程度だったが、平成28年、29年は、いずれも22パーセント程度となっている。今後も再入率の低下を図っていくためには、帰住地と出所後の就労を確保するため、仮釈放を積極化するとともに、出所後の仕事が決まっていない者に対して就労支援を適切に行い、入所中の就労の内定を目指す。帰住地の定まらないまま満期で出所する受刑者についても、出所後の支援を求める者に対しては、自立準備ホームにつなげるなど、地域への定着を図る。
271	大阪刑	R2. 3. 30	当所における社会復帰支援策は、特別調整に限らず、特別調整の指定がなされない受刑者については、独自調整という取組みを実施しているところ、社会復帰支援を充実化させるため、円滑な社会復帰支援を求める。	円滑な社会復帰、地域への定着に際して、福祉的な支援が必要だと考えられるものの、年齢的に特別調整の枠組みに合致しなかったり、特別調整を受けて帰住するのを拒否したり、これまでも特別調整を受けて出所しているにもかかわらず失敗を繰り返すなど、特

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				別調整の枠組みで支援が整わない受刑者については、帰住地や支援の設定などを当所独自で調整している。引き続き、調整を円滑に行うために、自治体の福祉担当部署や地域生活定着支援センターとの関係を密にしておくとともに、近在の福祉施設とのネットワークの構築を図っている。
272	大阪医刑	R2. 3. 25	医療刑務所において、矯正医官の兼業の特例等に関する法律がどの程度効果をもたらしたのか検証するとともに、矯正医官の量的・質的確保について改善を図るなど、適正な医師の確保を要望する。	矯正医官の兼業の特例等に関する法律の施行後、同法の内容に係る広報や啓発活動等が活発に行われており、矯正医療の認知度は向上しているものと思料され、当所医師が同法の制度を利用して、部外診療や施設外勤務を行っており、同法に基づく兼業及び勤務時間の弾力的な運用はなされていると認められる。ただし、現実的には多くの医師は専門医を目指し日本専門医機構に認められたキャリアを選択する傾向が強く、機構に属していない矯正医療に興味を示す医師は限られている。 しかしながら、法令の効果検証は、当所限りでの対応は難しいことから、意見があった旨を上級官庁に報告したい。 なお、当所においても、医師の確保に向けて5つの大学医学部において、医療部長あるいは所長が矯正医療に関する学部講義を少なくともそれぞれの大学において年1回以上は実施し医学部学生への啓蒙活動に努めている。その際に矯正局や矯正管区からも協力を得ているところであり、今後も上級官庁等の協力を得ながら引き続き医師の確保に努めたい。
273	大阪医刑	R2. 3. 25	刑務官及び医療関係スタッフの執務状況が依然として厳しいことから、労働条件の改善とともに職員の増員を要望する。	職員のワークライフバランスを推進するため、早出・遅出勤務の導入、超過勤務の縮減など、労働条件の改善に取り組んでいる。また、本年度は新型コロナウイルス感染症対策も兼ね積極的にテレワークを導入し勤務状況を改善する方向に進んでいる。また、職員の増員に関しては、准看護師資格を有する刑務官の研修を今期から複数名開始しており、医療研修が主であるが、処遇上の手助けになることも多く、労働条件の改善に寄与するものと思われる。 なお、職員定員の改定については、当所限りでの対応は難しいことから、意見があった旨を上級官庁に報告したい。
274	大阪医刑	R2. 3. 25	職員間の各種ハラスメント対策を要望する。	幹部職員による年2回の相談助言制度や期首面談及び期末面談を活用して、各種ハラスメントの有無を確認しているほか、各種ハラスメントの相談先の周知に努めているほか、ハラスメントのない明るく風通しのよい職場づくりを推進するため、平成30年10月以降に医療部長が医療部職員の大半と個別面談を行い、種々の問題解決のために医療部伝言板という情報発信を全職員宛てに開始し、現在も継続している。全ての職員が情報を共有できるようになることで、風通しの良い風土作りに繋がるものと考えている。 また、ハラスメント防止職員全員参加型研修を実施し、職員個々のハラスメント防止に係る意識を高めている。
275	大阪医刑	R2. 3. 25	職員の被収容者に対する言葉遣いに関する研修の効果の検証と、不適正処遇を含めた不祥事防止に向けた更なる取り組みを要望する。	職員は職務の性質上、状況に応じて被収容者に対し、厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も引き続き、職員研修等の機会を通じて、人権意識の啓発に努め、適切な言葉遣い等について注意喚起する。 また、他施設において発生した職員不祥事事例も都度周知を行い、不祥事防止の意識が職員個々に浸透するように努めていることから、今後もこれを継続する。
276	大阪医刑	R2. 3. 25	熱中症対策の徹底を要望する。	WGBT（暑さ指数）の計測を行い、その数値に基づき刑務作業、運動の中止等を判断するなど、各種の熱中症対策に取り組んでいる。また、本年度は熱中症の中で最重症であり、致命的になりうる古典的熱中症に関する対処法等を既に改めて全職員に教育した。 今後も引き続き、処遇上、医療上、予算上の観点から踏まえて熱中症対策に取り組む。
277	大阪医刑	R2. 3. 25	継続的な園芸作業の実施を要望する。	当所収容受刑者のうち一部の者については、日頃から所内の花壇、樹木等の手入れ等の園芸作業に従事させているところ、今後も継続的に園芸作業を実施していきたい。
278	大阪医刑	R2. 3. 25	大阪医療刑務所の建替えに当たっては、陰圧室の設置など、東日本成人矯正医療センターの設備・医療体制に準じた水準を確保することとし、多様な医療スタッフの見解を聴取する機会を設け、これを反映させることを要望する。	感染症対策の基本となる陰圧室、画像診断の要の一つであるMRI及び現在より多列化したCT装置の設置を含め、当所職員らからの多種多様な意見を勘案した設計に加えて、医療設備及び機器の充実といった物的資源の充実についても、上級官庁に要望している。
279	大阪医刑	R2. 3. 25	高額すぎて生活必需品を自費購入できない状況の速やかな改善を要望する。	いわゆる統一取扱物品を取り扱っている指定事業者は公募により決められており、統一取扱物品の具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されているなど、当所限りでの対応は困難であることから、意見があった旨を上級官庁に報告したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
280	大阪医 刑	R2. 3. 25	医療刑務所に移送後短期間で死亡する例が少なからずみられ、移送元施設の医療体制に大きな問題があったのではないかとこの疑問も生じることから、検診項目・検査体制の充実と、疾病の早期発見、外部診療・医療共助の拡充をはじめ、適正かつ迅速な治療のための方策を講じられたい。	当所への移送協議がなされる被収容者は、入院を要する内科的疾患及び外科手術が必要な者と末期がんに対する緩和ケアを必要とする者が多くを占めている。特に緩和ケアにおいては移送元施設の方針によって移送のタイミングが異なり、自庁で可能な限り対応し、医療対応の観点から看取りの段階で移送を希望する場合もあり、そのような場合は移送後短期間で死亡につながる可能性がある。一方、かなり早期から緩和ケアでの移送を希望される場合もあり、このような場合は当所での入院治療期間が自然に長くなる傾向がある。外来共助には昨年度末から循環器領域も追加し、さらによろず相談も加え、さ細な問題でも相談できるような体制作りを行っている。なお、他施設における検診項目・検査体制の拡大・充実等に係る意見については、意見があった旨を上級官庁に報告したい。
281	大阪医 刑	R2. 3. 25	各矯正施設からの迅速な医療刑務所への移送共助の推進、医療機関等との協力関係強化に向けた具体的な措置を講じることを要望する。	他施設からの受入れについては積極的に進めており、外来共助のよろず相談などでも個別の相談を受けられるようにし、早期に入所できるよう調整しているところである。昨年度末には近隣の4つを超える病院にも協力関係強化に向かっているところであり、今後も引き続き、上級官庁及び当該施設と積極的な情報交換により、移送に係る連絡調整を速やかに行えるよう協議の上、早期受送及び必要に応じた病院移送の実施に努めたい。
282	大阪医 刑	R2. 3. 25	建替え後においては電子カルテを導入するとともに、被収容者又は遺族からカルテ開示の要求があれば応じることとし、これらを早期に実現することを要望する。	電子カルテの導入については、上級官庁に要望している段階である。被収容者の診療録については、ほぼ全体にわたり、病名や治療状況、医師名などの医療上の情報のほか、処遇上の参考となるべき情報などが記録されているため、秘密性の高いものであり、部分的にであっても開示は困難である。
283	大阪医 刑	R2. 3. 25	新型コロナウイルスへのり患防止対策として、職員に、適時新型コロナウイルスについての正しい情報を伝えるとともに、感染予防を周知徹底することを要望する。	所内回覧を通じて新型コロナウイルス感染症に対する最新の情報、感染予防の考え方を適宜提供している。同時に、出勤日における毎朝の検温等の体調確認を徹底させており、施設内に「持ち込まない」ことに努めている。
284	大阪医 刑	R2. 3. 25	当施設に限らず刑事施設で新型コロナウイルスのような感染症が発生した際、医療刑務所が受入れ先にならざるを得ない。その際必要な設備として、複数の陰圧室の設置について、建設計画を見直してでも要望する。	新型コロナウイルス感染症は、基本的には飛沫感染及び接触感染であり、建設計画におけるそれらを考慮した病室運営・ゾーニング対策は現在検討中である。なお、建設計画の変更要望については、意見があった旨を上級官庁に報告したい。
285	大阪医 刑	R2. 3. 25	蚊・ダニ対策を講じることを要望する。	蚊・ダニ対策として、定期的な清掃と併せて、居室、廊下等の網戸の整備と管理に努める。
286	大阪医 刑	R2. 3. 25	休養患者の安静時間中の読書等の一律禁止の見直しを要望する。	以前は、安静時間中における読書及び認書については認めていたものであるが、安静時間中は安静とすることに専念し、病状回復に努めることが肝要であることに鑑み、令和元年6月から現在の取扱いに変更した経緯がある。ただし、要望を受け、医学的理由及び心機安定等の目的のために医師が必要と判断した際は、処遇上に影響がない範囲で許可する方針に変更した。
287	大阪医 刑	R2. 3. 25	備え付けられた書籍を選択する方法の見直しを要望する。	高齢受刑者が多いことを考慮し、文字の大きな書籍の整備、備付書籍の選択方法等を検討する。
288	大阪医 刑	R2. 3. 25	水の不正な使用を防ぐための、許可を求めやすくする方策を検討することを要望する。	職員に対して、排せつ行為に失敗したなどの理由から水の使用許可をちゅうちょする者には、積極的に声掛けするように周知を行う。
289	大阪医 刑	R2. 3. 25	処遇担当に対する苦情や反発的な言動を理由に、過度の懲罰が科されることのないよう、要望する。	懲罰の運用については、これまでも法令に基づき適正に行っているが、今後も過度の量定の懲罰を科することのないように、適正に調査を行い審査した上で科すべき懲罰を決定する。
290	大阪医 刑	R2. 3. 25	受刑者の優遇措置に関する訓令第6条を改め、医師の指導に基づき休養している受刑者については、優遇区分第4類へ指定するとの規定の見直しを行うこととし、患者被収容者の仮釈放率の上昇に向けた取り組みを要望する。	訓令の改正については、当所限りでの対応は難しいことから、意見があった旨を上級官庁に報告したい。
291	大阪医 刑	R2. 3. 25	病棟及びその近辺では、職員は大声を控えるよう要望する。	被収容者に対する指導等を行う際は、指導場所等を考慮し、不要不急な場面で過分に大きな声を出すことのないようにしているものであるが、意見を踏まえて、引き続き職員に指導していきたい。
292	大阪医 刑	R2. 3. 25	患者と接する職員に対する「におい」に関する注意喚起を要望する。	過度に香りが強い衣料洗剤等の使用は避けるように、職員に対して指導を行う。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
293	大阪医刑	R2. 3. 25	経理係受刑者が患者受刑者の介護に際し、嘔吐物や排泄物等を扱った場合、必要に応じて清潔を保ち、感染を除去する機会やシャワーの利用等、具体的な方策を講じることを要望する。	おう吐物や排せつ物等が付着した場合は申し出るように指導しているところ、必要に応じて洗浄も認めており、病棟にはシャワー設備が設置されているため、汚損の状況によってはシャワーの利用を認めることも考えられる。
294	大阪医刑	R2. 3. 25	視察委員会の開催回数について、当視察委員会が必要として開催しようとする会議の開催を認め、それに対する予算が不足する場合は、事後的にも予算措置を講じることを要望する。	視察委員会委員の手当については、予算の範囲内で執行することが求められていることから、追加の予算を得ることは、当所限りでの対応が難しい事項でもある。意見があった旨を上級官庁に報告したい。
295	神戸刑	R2. 3. 31	当視察委員会のみならず、多くの国民に、施設の運営、矯正処遇について施設の処遇の実情に関する情報発信を積極的に行うことを求める。	今後も積極的な情報発信に努める。
296	神戸刑	R2. 3. 31	高齢の受刑者の介護や通院時の人員態勢の問題等、処遇担当の職員の員数不足による問題が恒常化しているため、職員増員の意見を公表された。	職員の増員について直ちに実現することは見込めないが、介護資格を取得した受刑者を受け入れて、高齢受刑者等の介護に当たらせるなどの施策を実施し、職員の負担軽減に努めている。また、今後も職員の増員に関する意見については、継続して上級官庁に伝達したい。
297	神戸刑	R2. 3. 31	職員の言動を問題にする受刑者の意見が令和元年度も後を絶たなかった。特に、診療・常備薬希望時にトラブルとなっている事例に当たることが多い。また、他の刑務所で収容されていた受刑者からは、他の刑務所と異なり、神戸刑務所の処遇担当が受刑者に発言する際の言動について問題がある旨の指摘が多数あった。受刑者の職員に対する誤った認識を形成されるおそれもあるため、円滑な処遇を行う上でも、これまでの研修実施にとどまらず、他の刑務所における処遇なども参考にした上で、職員の教育を行うなど一層の努力・工夫を求める。	被収容者に対する言葉遣い等については、職員に対し、研修を実施しているところ、今後についても、研修等を実施していく予定である。
298	神戸刑	R2. 3. 31	施設において、引き続き、矯正医療に理解のあるスタッフを活用できるように検討されたい。	人的資源を更に有効活用するため、今後も引き続き職務研究会等により医療スタッフのスキル（知識・技術・態度）向上を図っていく。
299	神戸刑	R2. 3. 31	令和元年度も、引き続き、診察や投薬の願望の提供を受けられないなどと申し出る受刑者が多かった。また、診察を希望しても受診に至らないという意見も多数あった。医務と処遇の各部門の連携も確認した上で、改めて、受刑者に対する説明を行うなど処遇上の工夫を行うことを求める。	処遇部門職員と医務部職員が連携を密にし、被収容者の身体状況等の情報共有に努めている。さらに、工場巡回を行う医務部職員に対し、被収容者からの健康上の訴えは詳細に聞き取り、確実に医師へ報告するよう徹底している。また、診察の要否は医師が判断しているが、経過観察とした場合でも、医務部職員が次の工場巡回で本人の症状を確認している。
300	神戸刑	R2. 3. 31	配膳時の交談禁止は部分的に解除されているようであるが、引き続き、配膳時の交談禁止措置を全面的に解除するよう求める。	「配食用意」の号令後から食事時間の交談は差し控えるよう指導しているところ、これは職員が配食作業の立会に専従することで居室内の視察頻度が低下し、規律維持上の支障が懸念されるため、必要な措置として行っており、現時点において配食時の交談禁止の全面的解除は困難であるが、今後も改善すべき点について検討していく。
301	神戸刑	R2. 3. 31	今後も、施設においては、当視察委員会への意見・提案が促進されるように努めるとともに、当視察委員会がアンケートを行う際には、引き続き協力されたい。	今後も視察委員会と意見交換を実施し、適正な施設の運営に努めたい。
302	神戸刑	R2. 3. 31	高齢の受刑者が入通院する際に戒護職員が発生する際には、職員の勤務状況に相当程度の負荷が生じている。職員の増員を中心とした職員配置を踏まえ、職員の負担軽減策を検討されたい。	病院移送が複数件発生した場合又は病院移送が長期に及ぶ場合などは、上級官庁に対し、他施設からの職員の応援に係る相談をするなどして職員の負担軽減に向け適切に対応していく。
303	神戸刑	R2. 3. 31	処遇を担当する職員の過労を回避するに当たり、介護福祉士の増員を求める。	当所職員であった介護福祉士が退職したため、現在、当所職員である介護福祉士は不在となっているが、今後、新たな採用について検討する。
304	神戸刑	R2. 3. 31	疾病を理由とした処遇困難な受刑者は、医療刑務所への移送上申を行うなど、職員の負担軽減に努められたい。	当所医師が診察した上で、医療専門施設での治療が必要と判断した被収容者については、すべからく医療刑務所への移送上申を行っている。
305	神戸刑	R2. 3. 31	勤務中の職員がさらされるストレスは他の職務に比しても相当程度大きい。職員の精神疾患を予防するためにも、職員の勤務を理由とした有給休暇の連続取得など、さらに休暇を取得しやすい環境をさらに整えるよう求める。	これまで勤務を理由とした有給休暇の取得のほか、誕生日を理由とする有給休暇の取得などを推奨しており、今後も引き続き有給休暇の取得しやすい環境を整えていく。
306	神戸刑	R2. 3. 31	昼夜間の単独室処遇については、既に、施設においても可能な限り施設清掃などの作業を促し、集団処遇につなげるなど高く評価されるべき措置を講じられているが、今後も医療スタッフや技官との協力・連携を図りつつ、集団処遇につながる工夫について検討を続けるよう求める。	新たな取組として、就業拒否を繰り返す受刑者について、昼夜単独室で就業の上、集団運動等を通じた就業意欲の向上、集団処遇への移行を図るグループワーク工場の設置などを実施しており、今後も各課・各部門間の連携を強化し、新たな取組の検討を継続していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
307	神戸刑	R2. 3. 31	受刑者の高齢化についても、施設において適宜対応されているところ、加齢による能力の減退により、職員がこれまで以上に高齢者対応を求められていると思われる。担当職員の増員、介護福祉士の増員等を前提として検討されたい。	職員の負担軽減の一環として、近隣施設から介護福祉科の職業訓練を修了した受刑者を介護係として受け入れるなどしており、併せて介護福祉士の採用も検討していく。
308	神戸刑	R2. 3. 31	単独室に扇風機を設置するなどの措置を講じているが、冷暖房が完備されている施設との処遇上の公平性の観点からも、今後も夏季冬季の室温管理については、扇風機が設置されていない居室への設置やストーブの増設なども含め検討されたい。	季節ごとの処遇変更は、画一的な運用とならないよう、気候、気温等に応じ、柔軟な対応を行っていく。
309	神戸刑	R2. 3. 31	既に、外形変更を伴う性同一性障害の受刑者の処遇上の必要性から女性職員を配置する必要がある旨、再三、意見を述べているが、現在も、代わる代わる男性刑務官が当該受刑者に対し、下着のみを着用させた状態で検身を実施している状態が続いているため、改めて、神戸刑務所から上級官庁に対し、当該受刑者を適切に処遇するためにも、女子職員の配置を求めるよう重ねて意見する。	現在、当所に収容されている受刑者については、戸籍上は男性であるものの、性自認が女性であり、自己の睾丸及び陰茎の一部を切除している者がいるところ、平成23年付6月1日付け矯正3212号矯正局成人課長・矯正医療管理官通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」に基づき、同人の処遇に係る首席矯正処遇官（処遇担当）指示を発出してその処遇を行っており、現状において、必要的に女性職員を配置することは職員配置上の問題から困難であるが、検身については複数名の職員で実施することとし、その方法は前記通知に基づき配慮しているものである。
310	加古川刑	R2. 3. 31	医療の改善のため、医師1名、看護師1名、薬剤師1名及び医務課職員5名（准看護師資格保有者）を増員することについて協議いただきたい。	被収容者の医療上重篤患者の増加に加え、医療に関する不服申立ての対応等により医療以外の業務が増加した結果、純粋な医療業務に従事する時間や労力を削られているという現実もある。職員定員の増員については、当所限りの対応は困難であり、上級官庁に要望したい。
311	加古川刑	R2. 3. 31	引き続き、被収容者の健康及び衛生面の向上に努められたい。	当所の施設運営方針に保健衛生の充実強化を目標に掲げ、取り組んでおり、引き続き、被収容者の健康及び衛生面の向上に努める。
312	播磨セ	R2. 3. 18	被収容者及び職員のプライバシーに今後も配慮いただきたい。	同姓の被収容者を呼ぶ際は、称呼番号を用いることを徹底している。また、職員の氏名を被収容者の前で呼ぶことのないよう指導しており、今後もこれらの取組を継続する。
313	播磨セ	R2. 3. 18	暑さ対策及び寒さ対策、衛生管理の徹底について、引き続き、御対応いただきたい。	夏季の熱中症対策、冬季の防寒対策及び衛生管理について、より適切なものとなるよう引き続き検討を加えながら対応する。
314	播磨セ	R2. 3. 18	今後も地域行事等への積極的参加などを通して、地域社会に貢献されたい。	令和元年度は、はりま矯正展の開催のほか、職業訓練成果物（農作物）のフードバンクへの寄贈を行ったところ、今後もこれらの取組のほかに町内会行事への積極的な参加など地域社会への貢献を継続する。
315	和歌山刑	R2. 3. 31	夏の異常なまでの暑さは、年々ひどくなることが予想されるところであり、収容棟の廊下へのエアコンの設置は大いに評価できる。今後も、受刑者の生活環境の改善に積極的に取り組んでいけるよう、積極的な意見交換を望む。	受刑者の生活環境の改善については、予算措置が必要となるものが多いので、今後も上級官庁に相談しながら取り組んでいきたい。
316	和歌山刑	R2. 3. 31	食事等に関して、甘いものが欲しいという意見が特に多く、また、おかずのボリュームを増やしてほしい、パン食を増やしてほしい、集会の菓子が少ない、祝日菜の菓子も少ないといった意見が恒常的に見受けられ、レトルト食品が増えたことを指摘する意見・提案書も多かった。食事については、今後とも工夫・配慮されることを望む。	食事については、受刑者を対象とした食事に関するアンケートを実施することにより希望を調査し、同希望を考慮しつつ、予算、栄養価及び調理技術等を総合的に検討した上で、献立部会で献立等を策定しているところ、引き続き適当な献立等を策定していきたい。なお、集会の菓子（優遇措置の一環として摂取を許すし好品）については、食べ残しが多かった菓子を選定から除外したり、高齢者が食べやすいものを選定したりするなどの配慮を行っており、今後も選定には配慮していきたい。
317	和歌山刑	R2. 3. 31	数は多くはないが、意見・提案書の中には、職員の受刑者に対する言動について苦情を申し出るものがあつた。受刑者も人格を持った個人として尊重され、更生に向けた途上にあることから、今後とも、受刑者の更生を支援することを念頭におき、受刑者と接することを望む。	受刑者の人権に配慮し、改善更生の意欲を喚起する指導ができるよう、引き続き、職員研修を行っていききたい。
318	和歌山刑	R2. 3. 31	職員から、労働環境等に関する様々な悩みが聞かれたが、そうした悩みについて匿名で相談できる専用の窓口がなく、なかなかそうした悩みを打ち明けことができないといった声もあつた。職員が心身共に健康で、ゆとりのある精神状態を保つてこそ、良い処遇につながるものと考えられる。個々の職員が悩みを打ち明け、そのストレスを解消でき、またそれを職場の労働環境の改善につなげていけるようなシステムの構築を望む。	メンタルヘルス相談員やハラスメント相談員のほか、匿名でも相談できる各種窓口を設置しており、改めて職員に周知したい。
319	和歌山刑	R2. 3. 31	平成30年度、和歌山刑務所から職員用の視察委員会宛て意見・提案箱を撤去したい旨の提案があつたが、視察委員会の強い要望により設置を継続し、改めて意見・提案箱の存在を職員に周知したところ、職員からの投かん数が増加した。上級職員向けの意見箱等には投かんしにくい問題等に	職員向けの視察委員会宛て意見・提案箱については、設置を継続する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			ついて、数少ない意見表明の手段であることから、今後も当該意見・提案箱の継続的な設置を望む。	
320	和歌山刑	R2.3.31	高収容率とはいえ、収容人員が定員の500名を下回っているのは、受刑者の収容環境を改善し、また、職員の負担を考えると望ましいことであり、今後も維持されることを望む。	受刑者の収容人員の調整については、当所限りでは対応が困難であるが、今後も処遇環境の改善に努めたい。
321	姫路少刑	R2.3.11	当視察委員会が視察した限りでは、特段、緊急に改善を要すると思われる点は認められなかったが、今後も、適切な施設運営に努められたい。	引き続き、適切な施設運営に努める。
322	京都拘	R2.3.23	職員及び被収容者に対する夏の熱中症対策の充実・強化について、引き続き取組みを要望する。	令和元年度、熱中症対策として、いくつかの単独室及び居室棟廊下にエアコンを設置及び水分補給、塩分補給などの対策を講じた。次年度以降も予算の範囲内で熱中症発生の防止対策を講じるとともに、抜本的な対策として、老朽化した施設の全面建て替えを上級官庁に要望したい。
323	京都拘	R2.3.23	葛城拘置支所の医療体制の見直し（内科受診体制の確保）を要望する。	地域医療機関の協力を得ながら、今後とも適正な医療体制の整備に努める。
324	京都拘	R2.3.23	責任や自覚を持った姿勢がうかがえない職員が見受けられた。研修等の機会に問題提起するなど、職員のモチベーションの維持・向上に努めることを要望する。	職員が使命感や責任感を持って職務に取り組めるように、幹部職員が率先して働き掛けるなどして、職員の意識改革に努める。 また、職員のワークライフバランスの推進や執務環境の改善にも努める。
325	京都拘	R2.3.23	受刑者の更生については再犯防止対策について、国の施策にのっとり一層努力し、刑事施設側でもやれる範囲内で実践して一歩一歩前進することを要望する。	再犯防止に向け、被収容者に働き掛けるとともに、関係機関等と連携、協働し、地域社会に広報するなど、再犯防止施策を推進する。
326	大阪拘	R2.3.16	工事の都合上として旧棟における屋外運動場の使用が困難となっており、旧棟に収容中の被収容者については居室内運動のみとされているが、刑事収容施設法第57条に規定する「その健康を保持するための適切な運動」とは言えないため、改善が必要である。	令和元年11月5日（火）から開始した渡り廊下（女子専用通路）等の設置工事に伴い、旧棟単独室運動場が使用できなくなったことから、当該工事期間中、旧棟の戸外運動については中止し、室内運動としている実情にあったところ、女子専用通路等の設置工事期間終了後である令和2年6月頃から、速やかに旧棟での戸外運動を再開する予定である。
327	大阪拘	R2.3.16	朝の起床時までの時間における読書を認めることについて検討されたい。	起床前の読書については、単独室は他の被収容者への影響は懸念されないところ、共同室においては、同室者への影響が生じるおそれがある。単独室収容中の者のみ認めることも可能であるが、その場合、共同室に収容されている者との間に処遇格差が生じること、また、単独室への転室を企図して共同室収容中の他の被収容者との関係を悪化させる者が出る可能性もあるものの、今後、これらのことを踏まえ、導入に向けて検討する。
328	大阪拘	R2.3.16	性同一性障害者の処遇について、処遇方針（平成23年6月1日、改正平成27年10月1日）は承知しているが、今般、全国的にも問題が多く生じてくるものと思われ、当所においても個別事案に応じてより柔軟に処遇されるよう要望する。	性同一性障害者の処遇については、矯正局通知に基づくほか、所長指示を発出し、個別の事情を考慮し、柔軟に運用している。
329	大阪拘	R2.3.16	自費購入品について、価格が高く、品質も悪い（特にボールペン）との意見が従前から出ている。業者に注意喚起して、改善の余地があると思われる。	当所における自費購入物品のうち、ボールペンなどの日用品については、全国統一取扱物品として、公募により選定された事業者が提供しており、価格及び取扱品目については全国で統一されているため、当所限りで対応することはできないが、いただいた意見については、上級官庁に報告する。 なお、ボールペンについては、不良が認められる場合には指定事業者へ申し入れし、交換に応じているところである。
330	大阪拘	R2.3.16	希望の書籍が入手できるように取扱店に改善を求められたい。	できる限り被収容者の希望に応えることができるよう、引き続き、指定事業者に対し、必要に応じて申し入れていきたい。
331	大阪拘	R2.3.16	警察留置施設で使用され、移送とともに持ち込まれた日用品の扱いについては、一律に廃棄させるなどの扱いをせず、柔軟に行われたい。	従前から、警察留置場から移送されてきた者が携帯してきた衣類及び大部分の日用品について使用を認め、所長指示を発出し、警察署から持ち込まれた日用品について、当所の規律・秩序及び管理運営に与える影響が少ないと見込まれる物品について使用の拡大を図った。
332	大阪拘	R2.3.16	鼻毛切、スティックのりの購入や使用を認められたい。	被収容者に自弁を許す物品については、関係法令、訓令及び通達等で定められていることから、当所限りにおいて当該物品の使用を認めることはできないが、頂いた意見については、上級官庁に報告する。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
333	大阪拘	R2.3.16	特殊郵便の取扱いが令和元年9月から廃止されたが、法的な権利の行使上、必要不可欠なケースもあり、柔軟に行われたい。	特殊取扱いによる郵便については、当所の職員等が直接郵便局の窓口へ赴いて手続をしなければならない等の負担を考慮して、原則廃止とした経緯があるところ、いただいた意見に基づき、個別の必要性に応じた柔軟な運用ができるよう、再度検討していきたい。
334	大阪拘	R2.3.16	民事訴訟への出頭について、原則認められていないが、裁判を受ける権利（憲法32条）が実質的に損なわれないよう、柔軟に対処されたい。	民事訴訟への出廷については、一律認めないという運用はしておらず、個別具体的に検討した結果により決定している。引き続き、出廷の許否について個別具体的に検討する取扱いとしていきたい。
335	大阪拘	R2.3.16	死刑執行場所の視察について、視察の対象外とされているが、視察委員会は、刑事施設の運営に関し、意見を述べることができる（刑事収容施設法第7条）のであり、当所には死刑確定者がいる以上、再検討して頂きたい。	刑場は厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外としている。
336	大阪拘	R2.3.16	視察委員を増員して、大学の有識者の方などに加わっていただくことが職務の充実のために必要である。刑事収容施設法では、「委員10人以内」（第8条）と定められており、当所のような規模の施設で「6名」は少ないというべきである（大阪刑務所視察委員は8～9名である）。予算措置の改善を上級官庁に申し入れていただきたい。	視察委員定員の増員については、当所限りにおいて判断できることではないため、いただいた御意見は上級官庁に報告する。
337	神戸拘	R2.3.30	今後とも、医療体制の整備・維持について努力されるよう求める。	引き続き医療体制の充実を推進し、関係機関等との連携を強めて、被収容者の診療についてより一層の理解を求めるとともに、夜間等の急患の受入についても協力を要請していく。
338	神戸拘	R2.3.30	年1回、全被収容者を対象とした「ラジオ放送についてのアンケート」を実施し、特定の年齢やし好に偏った番組編成とならないよう留意しているとのことであるが、被収容者にとって負担のない番組編成に留意されるよう要望する。	今後も、被収容者にとって偏りの少ない番組編成となるよう留意する。
339	神戸拘	R2.3.30	設備面の問題として、将来的に、被収容者側でラジオ番組を視聴するかしかないかを操作できるようにすることについても検討願いたい。	ラジオ放送の設備面として、施設だけでは対応が困難であることから、意見があったことを上級官庁に伝達する。
340	神戸拘	R2.3.30	規模・種類の異なる他の刑事施設を見学することは、視察委員としての見識を深めることに役立つため、今後も、他施設見学の機会・予算を確保されるよう、強く要望する。	令和2年度の視察委員会活動計画策定時に、御意見を踏まえて検討したい。
341	神戸拘	R2.3.30	被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施されたい。	各種研修を実施して職員の人権意識の向上に努めており、今後も継続していく。
342	神戸拘	R2.3.30	被収容者から苦情や要望等があった場合には、当視察委員会への情報提供とともに迅速・適切な対応を継続されたい。	被収容者から出された苦情、要望等については今後も情報提供に努め、視察委員会から御指摘、御意見には真摯に対応する。
343	神戸拘	R2.3.30	今後も、被収容者の意見をくみ取る努力を継続されたい。	今後も引き続き、被収容者の意見をくみ取る方策について、施設としても努力する。
344	鳥取刑	R2.3.31	診察した被収容者に対して、今後の治療や投薬に関する情報について分かりやすく説明するよう今後とも努めていただきたい。	被収容者の健康診断及び診察については、適切に実施し、投薬についても医師の処方に基づき、適切に投与し、本人に対する医療方針について、診察の都度説明を行っており、引き続き、被収容者に対し、適切な医療を実施する。
345	鳥取刑	R2.3.31	反抗的な被収容者への対応は、職員の大きな負担であり、その負担を職員一人が抱え込むことのないよう、職員への研修、職員が相談できる体制の構築等について更なる検討をし、職員への教育・啓発及び体制の構築に努められたい。	鳥取刑務所における職員トータルサポート制度の活用を周知して職員の心理的負担を軽減させることに努め、今後とも適切な処遇が継続されるよう努める。
346	鳥取刑	R2.3.31	入浴時におけるビニール製やポリエステル製の体を洗うタオルの使用の可否について検討していただきたい。	ナイロンタオル（ビニール製及びポリエステル製含む。）については、通常のタオルと比較して、伸縮性に優れていることから、より細いひも状にすることができ、い首等の自殺の道具として使用されるおそれがあり、各種事故の発生や反則行為を誘発するおそれと生活向上の観点とを比較衡量し、検討したものの、その使用を認めていない。
347	鳥取刑	R2.3.31	必要性に応じ、柔軟に居室内におけるマスクの使用を認める運用について検討していただきたい。	例年インフルエンザ流行期には、全ての被収容者に対し、マスクの着用を指示しているところ、運動、入浴及び食事時間を除いて終日着用することとしており、就寝等の時間は任意として、居室内における着用を認めていないという事実はない。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
348	松江刑	R1. 6. 12	保護室において被収容者が死亡することはあってはならないことであり、検証や再発防止策の実施を徹底すること。	令和元年5月23日に全職員を集め、事案の説明、注意喚起を行うとともに、アンケート調査を実施し、結果を踏まえて検証と再発防止の取組を進め、また、監督職員に対する研修を行った。
349	松江刑	R1. 7. 24	令和元年度は新営工事に進捗がみられなかった。毎年の意見となるが、仮設の状態では保安面や災害対策において不安を残すため、早期の着工を求める。	新営工事については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。
350	松江刑	R1. 9. 18	自殺既遂、未遂事案が発生しているが、原因究明や再発防止について総力を挙げて実施してもらいたい。	自殺事故等の保安事故を防ぐ対策として、令和元年度に発生した事案を検証し、結果及び対策を全職員に対して研修を実施し、周知することとした。また、収容期間が長くなった刑事被告人等に対しては、定期的に面接等を実施するなどして、その心情の把握等に努めている。
351	松江刑	R1. 9. 18	階級を有する職種は職員のストレスも大きいいため、各種ハラスメントの防止も含めて、メンタルヘルスについての対策を今後も継続していくこと。	令和元年度についても外部講師を招へいし、メンタルヘルス等について職員全体研修を実施した。今後も研修、ストレスチェックや職員面接等を実施することにより、職員の心情把握に努め、休暇の取得を促進する等、職員のストレス軽減を図っていく。
352	松江刑	R2. 1. 22	い首による自殺既遂・未遂事案の確認を行ったが、初期対応に改善すべきところが認められる。初期対応は非常に大切であるということを理解して、日々の訓練を実施するとともに、本事業を省みて研修を実施願いたい。	い首による自殺事案に遭遇した場合等において、適切な初期対応が実施できるように、監督職員を集め研修を実施した。今後も定期的に研修や訓練を実施していく。
353	松江刑	R2. 1. 22	優遇区分の取扱いについて、施設によって計上方法に差が出る現状には疑義がある。	当所の解釈には納得いただいているところ、当所限りでは対応が困難な事情もあるので、上級官庁へ報告したい。
354	松江刑	R2. 3. 11	インフルエンザの予防接種について、希望する65歳以上の受刑者が受けることができるのは承知したが、集団感染を予防するという観点から、65歳以上の受刑者以外の者についても、希望すれば自弁又は国費で受けることができるよう制度の拡充を検討されたい。	当所限りでは対応が困難な事情もあるので、上級官庁へ報告したい。
355	島根セ	R2. 3. 17	職員の資質向上や人権意識の高揚を図る研修については、外部講師の招へいや外部講座の受講など研修を充実させるために必要な予算要求等の措置も執られたい。	令和2年度においても、人権に関する有識者を招へいするなどして、職員の資質向上や人権意識の高揚を図る研修を充実することとしたい。
356	島根セ	R2. 3. 17	不適切な言動等が認められた職員に対しては、適切な指導等を行うとともに、職員がそのような言動等に至った経緯・背景（仕事のストレス、職員の待遇等）についても調査し、職員自身のケアなど、必要な措置を執られたい。また、予防的な面から、特に夜勤担当の職員についても同様の措置を求める。	令和2年度においても、職員の不適切な言動が疑われる事案については、事実関係を詳細に調査し、原因・経緯等を明らかにした上で、職員に対し、必要な指導等を実施していきたい。また、夜勤担当職員からも職場環境に関する意見を聴取し、必要な措置を執っていきたい。
357	島根セ	R2. 3. 17	職場環境の充実を目指し、相談体制や部署間での格差改善等に取り組んでいただきたい。	職場環境の充実については、各種相談制度やストレスチェックを活用し、部署間での格差改善等に取り組んでいきたい。
358	島根セ	R2. 3. 17	視察委員会が設置を検討している職員からの意見箱の設置について御協力いただきたい。	視察委員会が検討している職員からの意見箱の設置については、具体的な提案に基づき、可能な限りの協力を行う。
359	島根セ	R2. 3. 17	平成29年度から課題となっている閉架図書の配布については、以前のような隔週の貸与が確保できるような貸与日を設定することが可能か官民での協議を継続していただきたい。	官民で協議の結果、令和2年度については、閉架図書の配布を隔週で実施することとした。
360	島根セ	R2. 3. 17	スポーツ番組の視聴については、今年、国民的関心事でもある東京オリンピック・パラリンピックが予定されており、何らかの形で視聴できるように配慮頂きたい。それ以外についても、アンケート結果等も踏まえて視聴に前向きな姿勢で取り組んでいただきたい。	録画した番組を放送しているため、既に新聞、ラジオ等で結果は分かっている場合が少なくないが、オリンピック・パラリンピックのダイジェスト版などを視聴できるようにしている。スポーツ番組以外についても、毎年、アンケート結果を放送内容に反映させるようにしている。
361	島根セ	R2. 3. 17	平成30年度から課題となっている余暇活動に訓練生参加型の文化的活動もできるよう導入の検討を継続していただきたい。	令和元年度、余暇活動としてのクラブ活動において、神楽を導入し、地域伝統文化に触れさせるとともに、講師である地域住民との交流を試行した。令和2年度は神楽の実施回数を増やす予定である。
362	島根セ	R2. 3. 17	食事中のBGMやカットフルーツの提供については、好評であれば今後継続していただきたい。	食事中のBGM及びカットフルーツの提供については、今後も継続していく予定である。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
363	島根セ	R2. 3. 17	ユニット内における作業分担や優良ユニット制度について、今年度導入した運営方針で問題点・改善点等がないか検証していただきたい。	ユニット内における清掃活動等、各種役割活動は、担当職員の指名で行わせていたところ、その公平性を確保するために令和元年度に役割活動の要領を定めている。 優良ユニット制度については、一定の基準で良好、優良に指定し、指定の段階に応じて多目的ホールの使用を緩和していくものであり、制限を目的とした制度ではないことから、その旨を引き続き訓練生に周知するとともに、一定期間経過後に問題点・改善点等を検証することとしたい。
364	島根セ	R2. 3. 17	平成30年度に意見し、今年度報告されたパソコン指導員に関して、助言後の状況について再度御報告いただきたい。	パソコン指導員には、視察委員会での意見等を伝達し、その都度、助言・指導を行っており、令和元年度については、不適切な言動もなく適正に指導・対応している。 なお、毎年定期的実施している民間職員に対する研修会及びその他の機会を通じ、訓練生に対する適切な対応等について国及びSPC責任者による指導を継続し、今後も注意を喚起することとする。
365	島根セ	R2. 3. 17	動作時限や自弁品の購入金額・種類等変更が困難なことは承知しているが、意見が定期的に出される項目でもあることから、漫然と運営するのではなく、改善が可能か等の検討は行っていただきたい。	動作時限や自弁品の購入金額・種類等変更については、改善の必要性や可能性を含め、適宜、検討を行っていくこととする。 自弁品の購入金額については、優遇措置制度を踏まえ、自弁のし好品（菓子等）の購入金額を上げる予定はないものの、種類については訓練生のアンケート結果をできる限り取り入れることとする。
366	岡山刑	R2. 3. 3	受刑者や職員の熱中症対策について、令和元年度の経験を踏まえ、改善すべきところは改善し、令和2年度においても万全な対策を要望する。	令和元年度、熱中症予防対策として、早期から段階的に、扇風機、冷風機、頸部冷却パック、冷却ベスト、細霧扇風機、体育館スポットクーラー、寝具冷却マット等の使用等の措置を講じてきたが、令和2年度においても、熱中症の予防及び対策に関する早期対応を行い、職員及び被収容者の健康管理の徹底を継続したい。
367	岡山刑	R2. 3. 3	自殺予防対策について、居室名札の色を白色と黄色で受刑者等を区別する運用について、個人情報保護の観点からも問題があるのではないかとの疑義もあり、色を区別することで受刑者等から精神的な苦痛を訴える意見もあるため、同運用について検討願いたい。	自殺事故防止措置の一方策として、平成30年12月から、自殺危険性の程度に応じて居室名札の色を白色と黄色で区別し、職員が一見して注意すべき被収容者を把握し、情報共有することを行っていたが、同運用に係る指示を令和元年10月15日付けをもって廃止し、同運用を中止した。
368	岡山刑	R2. 3. 3	工場の担当職員は、2年～3年程度で異動が行われるとのことであるが、引継ぎが十分になされないことなどから、職員異動後において作業が混乱・停滞しないように十分な引き継ぎや、工場内作業について担当職員が事前に十分に把握して行われるように要望する。	新たに工場担当を命ずる職員については、幹部職員から工場担当業務に係る留意事項等について事前に研修を実施しているほか、当該工場の前任者が異動する（配置換）前に、後任者と共に工場勤務に就かせるなどして、業務内容等の把握及び十分な引継ぎを実施しており、今後も同取組を推進する。
369	岡山刑	R2. 3. 3	津山拘置支所は、夜間等の職員配置が男性職員2名体制であるため、女子被収容者が入所した場合に職務が過重になる傾向があるものの、女性刑務官の配置が困難であることもあり、現状やむを得ないと判断するが、職員の労働が過重にならないように職員増などの考慮を要望する。	津山拘置支所は、少ない職員定員で運用せざるを得ない実情にあるが、行状及び健康管理において著しい問題を抱えている者に関しては、岡山刑務所に収容するなど、同支所職員の負担を軽減する措置を講じている。令和2年度においても、業務の効率化、職員配置の工夫等を実施するとともに、同支所職員の定員問題も含め、支所職員の負担軽減に向けた検討を重ねたい。
370	岡山刑	R2. 3. 3	特定の収容棟の下水管のガス抜き管について、天井直下で排気していることから、ものすごく臭いにおいが同棟の特定階居室に入ってくるとの意見があり、居住環境の改善の観点から実情を調査の上、対策を検討されるように要望する。	特定収容棟の通気管（ガス抜き管）は、南側外壁に沿って各階に配管され、特定階天井下で通気している実情にある。同通気管を延長し、屋根まで配管するには、一定期間工事用の足場を設置する必要があり、実情とともに保安警備上の問題点等を調査の上、対策を検討したい。
371	岡山刑	R2. 3. 3	岡山刑務所は無期受刑者が多く、高齢受刑者が増えているため、処遇面だけでなく施設設備の改善などを高齢受刑者に配慮した設備や処遇に今後、配慮されることを要望する。	収容受刑者の高齢化を受け、暑さ寒さ対策を含めた健康管理、日常生活における必要な介助、社会復帰に備えた改善指導の実施、社会復帰に向けた関係機関との調整など、様々な面からの取組を実施している。令和2年度においても、視察委員会からの意見を踏まえ、各種取組に加え、施設設備の改善を推進したい。
372	岡山刑	R2. 3. 3	職員の勤務について、過剰収容の時期は過ぎたが、収容者が減少しても職員の労働実態は変わらないという意見があり、安易な職員削減は、「働き方改革」が言われている中で、労働過多を招く問題があると思われ、特に、令和元年度において医師定員が削減されたことは問題と思われるので、早急な定数削減はしないように視察委員会からの意見があったことを上級庁に伝達されるように要望する。	職員の執務環境については、施設の老朽化に応じた建物設備の改善による環境の向上に努めるとともに、ワークライフバランスを推進する各種取組を行ってきた。令和2年度においても引き続きこれらの取組を推進したい。 また、医師の定員に関しては、視察委員会から定員削減に対する問題提起がなされたことを上級官庁に伝達したい。
373	岡山刑	R2. 3. 3	例年の意見であるが、物品購入についての値段や品質に意見・苦情が多数あり、岡山刑務所独自には対応できないことは承知しているが、上級庁に物品購入の値段等について改善の意見が多数あったことを連絡することを要望する。	自弁物品のうち、いわゆる「統一取扱物品」を販売する指定事業者は公募により決められており、具体的な商品の種類や価格も基本的に全国的に統一されていることから当所限りでの対応は困難であるが、引き続き、御意見があったことについては、改めて上級官庁に伝える。
374	岡山刑	R2. 3. 3	現在、新型コロナウイルス対策が問題となっている。所外からの感染を防ぐ対策を執っているとされるが、視察委員会からも具体的な想定をもとに万全の対策を執るように要望する。	新型コロナウイルスの感染拡大防止措置については、上級官庁からのガイドラインや通知等に基づき、職員及び被収容者の感染拡大防止の措置を講じているが、今後においても、新型コロナウイルス感染症の情報把握に努め、感染の情勢等を踏まえつつ、適切に対応したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
375	広島刑	R2. 3. 27	猛暑が予想される最近の気象状況からすれば、エアコンの早期設置による熱中症の発症防止が必要だと考えるため、この改善措置を早期に実施されるよう要望する。	エアコンは、令和元年度に各支所の居室棟廊下に設置が完了し、本所については、令和2年度に居室棟廊下に設置を行うべく手続を進めている。
376	広島刑	R2. 3. 27	令和2年度の夏季には、朝夕などの暑くならない時間帯（31度に達しない時間帯）での運動の実施を検討されたい。	夏季の運動については、熱中症予防の観点から運用基準を定めているところ、気温が高くなるまでの時間帯に（午前9時頃までの間）全受刑者が運動を実施することは、職員配置や運動実施場所の関係から極めて困難であるものの、順番でこの時間帯を利用する方法を検討している。
377	広島刑	R2. 3. 27	所内生活の心得の内容及び理由の周知について、被収容者には理由の説明が十分でないため、被収容者から繰り返し同様の意見等が出ている。その制限等の理由を被収容者に対してわかりやすく説明し、周知をするよう要望する。	所内生活の心得については、刑執行開始時の指導等を実施する際、各指導担当者が個別具体的に説明しているところ、繰り返し被収容者から意見が寄せられている箇所については、今後、具体例を挙げて説明するなど、説明方法を工夫して周知することとしたい。
378	山口刑	R1. 6. 28	配食係の喫食時間が少ないとの意見があったので、改善されたい。	配食係と一般受刑者との食事時間についてはほぼ同じである。ただし、急いで喫食しなければ残飯回収の時間が始まってしまうという心理が喫食時間の短縮に影響を及ぼすと考えられるため、改めて配食係に対し、配食作業を終了して居室に戻った際は急いで喫食する必要はない旨告知している。
379	山口刑	R1. 6. 28	布団を定期的に天日干しするなど、衛生面での配慮をされたい。	視察委員会からの意見を踏まえ、今後は定期的に布団の天日干しをするよう対処したい。
380	山口刑	R1. 8. 27	被収容者及び職員に対する熱中症対策、及びWBGT指数の活用を検討されたい。	夏季期間中に特に室内温度が上昇する一部居室棟においては、通路にクーラーを設置している。 その他、被収容者には冷茶等の給与、運動終了後の水シャワーの実施、職員には水筒の携行及び勤務中の水分補給を認めるなど、様々な熱中症対策を講じている。WBGT指数は、指数の高さに応じて被収容者の運動内容を制限するなどの活用をしている。
381	山口刑	R1. 10. 28	宇部拘置支所には押送用の車両が配置されていないが、受刑者の押送については適切に対応されたい。	宇部拘置支所の被収容者を護送する際は、本所が護送用車両を用意し、適切に対応している。
382	山口刑	R2. 2. 21	（配食係等）一部部署で布マスクが配布されているが、清潔とは言えないのではないか。	配食係等が使用する布マスクは、定期的に洗濯及び天日干しをしており、衛生上問題はないと考えている。
383	山口刑	R2. 3. 30	被収容者の提案書の内容から職員の差別的・不公平な取扱いがうかがわれる。 提案書の内容だけではその真偽は定かではないものの、不公平な取扱いや侮蔑的言辞をするなどの行為は、職員に対する信頼を損なわせ、更生の意欲を削ぐもので、真の社会復帰に資するものとは到底言えず、一部の職員には求められている役割、被収容者のおかれた心情についての理解が不足しているのではないかと思料される。 令和元年度はロールプレイング方式の職員研修を実施したとのことであるが、より一層効果的・実効的な教育研修を実施し、資質の向上に努めるほか、一部の職員になぜそのような問題行動が発生するのか、その原因（職場環境、人間関係、家族関係、精神的なストレス等）についても掘り下げて解明すべきである。	職員は、職務の性質上、状況に応じて被収容者に対し、注意指導しなければならないこともあるが、当所では若年職員が増加傾向にあること及び視察委員の意見を踏まえ、令和元年度はロールプレイング方式の職員研修を実施した。 委員会からの意見を踏まえ、職員の資質をより一層向上させるための教育研修を企画するとともに、問題行動が認められた職員に対しては、面接等を通じてその原因を掘り下げた上で対応することとしたい。
384	山口刑	R2. 3. 30	令和2年6月から「労働施策総合推進法」いわゆる「パワハラ防止法」が施行されるが、職員間にセクハラやパワハラ問題が生じた場合の相談窓口について、どのような体制を採り、また、未然に防止するためにどのような方策を採るのか検討されたい。	職員間のハラスメントは、指定職員による相談窓口（女性に対するセクハラは女性職員が相談窓口）を設置しているほか、人事院等の他機関の相談窓口は通行鍵保管庫前の掲示板に掲示して周知している。また、ハラスメント防止のため、令和元年度は、各職員に意見書を提出させた上、同意見を踏まえたグループ研修を実施している。
385	山口刑	R2. 3. 30	弁護人が被告人等と接見する際、書証等を差入れし、接見時に持参するよう差入れ窓口に伝えたが、手続上、即日対応が困難と言われることがある。裁判員裁判対象事件では、弁護人が遠方に事務所を持つこともあり、当日中に対応できなければ裁判の進捗に影響を及ぼしかねないので、早急な対応を願いたい。	委員会からの意見を踏まえ、弁護人からの差入れ等については、裁判の進捗等に影響を及ぼさないよう、できる限り早急な処理をすることとしたい。
386	山口刑	R2. 3. 30	山口県弁護士会所属の弁護人が被告人等と接見する際、来客用駐車場が埋まっており、直ちに接見できないことがあるので、駐車場の増設等を検討されたい。	駐車場の増設は当所限りでは対応できない事項であるが、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
387	岩国刑	R2. 3. 19	平成30年度から迅速な診療の実施を求める被収容者の意見の割合は減少傾向にあるところ、令和2年度以降も迅速・適正な診療を実施するための抜本的な対策を講じていただくことを求める。 さらに、新型コロナウイルスの問題があるところ	令和元年度は、通院や入院が急増したものの、施設全体で対応した。診療の実施については、今後も適正な医療体制の維持に努め、できる限りの対策を講じていく。 さらに、新型コロナウイルス感染予防対策に万全を期すよう、上級官庁からのガイドラインや通知等に基

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			る、感染症対策についても遺漏なく実施していただくことを求める。	づき、必要な対策を講じているところ、感染が疑われる者が発生した場合の関係機関への連絡や対応方法等についても所内で情報共有、認識の統一化を図っている。
388	岩国刑	R2. 3. 19	令和元年度、炊事工場の作業に関し他の作業と比較して不公平を訴えるもの、不満や批判を述べる意見が急増した。可能な限りにおいて、不公平感を解消する是正策を講じていただきたい。	炊事工場の作業は、他の作業に比べ、当該従事者の身体的・精神的ストレスに対し十分な配慮が必要となるものと認識しており、同工場就業受刑者については単独室に収容するなどの配慮をしているところ、今後とも就業状況や処遇を確認しながら、可能な限りの対策を講じていく。
389	岩国刑	R2. 3. 19	刑務官の離職防止や負担軽減についての対策の必要性を強く意識し、職員の執務環境改善に向けた多様な取組をしているが、令和2年度以降も既存の取組や体制を更に充実させ、必要に応じて新たな改善策も講じ、引き続き職員（特に女性や若手）にとって働きやすい環境を構築していただきたい。	本年度行った離職防止の取組として、家族参観、若年職員に対する助言相談を性別及び年代を問わず担当者指定して行い、また、育児休業座談会に配偶者を同席して実施し、負担軽減措置を講じたうえでワークライフバランスの推進を図るなど、結果として令和元年度の年次休暇取得平均日数が前年実績と比べ一人当たり1.5日間増加した。 今後も育児・介護のための両立支援制度の利用を促進するなど、既存の取組や体制を充実し、必要に応じて新たな取組等についても検討を重ね、職員にとって働きやすい環境を構築していきたいと考えている。
390	岩国刑	R2. 3. 19	高齢受刑者以外の受刑者が高齢受刑者を介護しているような状況が残存しているのであれば、改善策を実施していただきたい。 また、高齢者の再犯防止プログラム、認知症受刑者の処遇及び社会復帰支援指導も継続して実施し、出所後の生活面、福祉面等に配慮した適宜の対応をしていただきたい。 なお、高齢受刑者が優遇されているとして不満を述べる意見に対して、必要性を正しく理解してもらうことについて周知願いたい。	受刑者の介護は、専門の地域連携事業スタッフや介助係の指定を受けた受刑者が刑務作業として行うこととしており、受刑者に介護を恒常的に実施させている状況にはない。今後も適正な施設運営に努めたい。 また、高齢受刑者の再犯防止プログラムは、各種改善指導を実施し、出所後の福祉的支援は、特別調整対象者等を中心として保護観察所等と連携し、福祉的援助等の調整を行っているところ、令和2年度以降も山口県地域再犯防止モデル事業を活用し充実を図っていく。 なお、高齢受刑者に対する処遇は、優遇ではなく、出所に至るまでの生命、心身機能の維持に資するものであることを周知する。
391	美祢セ	R2. 3. 27	センター生から診療申込書等の提出があれば、原則として診察を受けられるようにしていただきたい。	診療申込書等1枚につき、1つの症状を記載することとしているところ、診察の際は、1件の診察で複数の申出症状の診察を行うため、申出と診察件数に差が生じているほか、診療申込書等が提出された場合、看護師が訓練室に赴き、申出のあったセンター生全員から問診等で症状の確認を行っているが、鼻水や便秘等軽度なものが多く、診察を行わず備薬対応が可能な場合が多数を占めている。こういった状況にあるため、申出件数と診察件数に差が生じているが、診療申込書等の内容のみで診察の必要性を判断しているわけではないことを御理解いただきたい。
392	美祢セ	R2. 3. 27	センター生がカウンセリングを受けられることができる場を作ることを検討いただきたい。	相談制度として、訓練室担当職員、主任矯正処遇官等の職員との面接のほか、篤志面接委員との面接や、公認心理師等の有資格者によるカウンセリングを実施する機会も認められている。 さらに、定期再調査によるアンケートの記載や、その結果による専門職による面接の機会も設けられている。
393	美祢セ	R2. 3. 27	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、万全の対策をとるとともに、センター生にも十分に説明し、確実に理解を得るようにしていただきたい。	「新型コロナウイルス対策チーム」を結成するとともに、上級官庁や保健所と連携して各種取組を行っている。 センター生に対しては手洗い・うがいの励行を徹底し、特に食事前の手洗いは徹底して実施させているほか、居室等の換気を定期的の実施することに加え、入所時には検温等の体調確認を行いながら、2週間単独室で経過観察とし、異常がなければ訓練室に出業させている。
394	美祢セ	R2. 3. 27	寒さ対策について、必要な措置を講じることを検討いただきたい。	カイロを自弁物品購入リストに追加し、全員が購入できるようにしたほか、フリースや厚手の長袖下着の貸与、洗い物をする際、お湯を使用させる代わりにゴム手袋を貸与するなど、防寒対策として様々な施策を講じているところであるが、今後も引き続き処遇環境の整備を推進するとともに、センター生の健康管理に努めていきたい。
395	美祢セ	R2. 3. 27	暑さ対策、熱中症対策について、各居室にエアコンなどの空調設備を設置するとともに、掛布団をタオルケットにするなど、必要な措置を講じることを検討いただきたい。	エアコンの設置については、予算上の問題だけではなく、PFI施設として、SPCへの要求水準との関わりもあるため対応が困難な事情もあるが、上級官庁へ働き掛けていくこととしたい。 熱中症が危惧される場合には、適宜休憩を設け、こまめな水分補給の実施を中心に、スポーツドリンク・塩熱飴の支給、ファン付きジャンパーの着用など様々な対策を講じているところであるが、タオルケットについてはSPCと協議を行って検討していくこととしたい。
396	美祢セ	R2. 3. 27	職員の対応について、センター生に不公平感を感じさせることがないように、言動には十分に気をつけていただきたい。	各訓練室担当等においては、センター生に対する処遇や指導において、不公平感を生じさせることがないように留意して勤務するよう指導しており、センター生に適切な指導を行うための研修や、不当な人権侵害につながるようなロールプレイング形式による訓練を実施してきたが、引き続き、実効性のある研修

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
				や訓練を実施し、適切な被収容者処遇の実現を図ることとしたい。
397	美祢セ	R2. 3. 27	就労支援の一環として、各地の就労情報に関するインターネット検索結果をセンター生が閲覧できるようにしていただきたい。	各地の就労情報を入手するには、まず、就労支援を願い出て、非常勤のキャリアカウンセラーや当センターに駐在しているハローワーク職員による職業相談等を受けてもらうことで、当該職員がインターネットを含めた独自のネットワークを駆使して各地の就労情報を検索することにより、より効率的かつ自身に見合った各地の就労情報を入手できると考える。
398	美祢セ	R2. 3. 27	センター長の任期が1年では継続性がある施策を実施できないので、できる限り2年としていただきたい。	センター長の任期については、人事異動によるものであり、施設が努力して改善できるというものではなく、施設やセンター長本人が関与することはないので、任期を2年と固定することは実現困難なものであることを御理解いただきたい。
399	美祢セ	R2. 3. 27	視察委員会が当センターに毎回提出している意見提案書の分析内容、それに対する当センターの回答内容、最新の「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」のうち、当センター該当部分を全センター生が閲覧できる場所に掲示していただきたい。	今後、個人情報に配慮し、掲示することとしたい。また、法務省ホームページの「各刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」の当センター該当分の掲示についても、各ユニットに掲示することとしたい。
400	広島拘	R2. 3. 26	全居室内の温度等管理を徹底するとともに、エアコン等空調設備を早急に導入するためのあらゆる手段を尽くすことを求める。	夏場に特に高温となる特定の棟（病棟含む。）については、通路にエアコンを整備するため上級官庁への予算上申を行っており、予算配布があれば早急に対応する予定としている。 なお、病棟については、特定の単独室及び共同室（合計4室）に、女子収容区域については、特定の単独室（合計2室）及び通路に既にエアコンを整備している。
401	広島拘	R2. 3. 26	受刑者の更生プログラムをさらに充実させるよう求める。	順次、改善指導の内容や方法については見直しを重ねており、令和2年度においては、交通安全指導の見直しに着手している。
402	徳島刑	R2. 3. 27	受刑者の自発性及び自立性をかん養し、受刑者の更生に向けた意欲を喚起するという観点から、制限区分や優遇区分の指定変更（昇格）を今まで以上に積極的に認めるようにすべきである。	制限区分及び優遇区分の運用に係る内規を柔軟に運用し、受刑者の改善更生という目的を達成するため、より良い運用に努めていく所存である。
403	徳島刑	R2. 3. 27	カメラ付き居室については、その運用の適正を確保するために、収容の開始及び中止の要件及び手続、収容期間並びに更新の可否及びその要件等を定めた内規等を設けるべきである。	カメラ付き居室については、法令上、一般居室に分類され、その収容要件や収容期間に定めはない。特に綿密な視察を必要とする被収容者以外の者を、当該居室に収容することはしていない。
404	徳島刑	R2. 3. 27	受刑者が当事者となった訴訟について、受刑者から出廷申出がなされることがあると思われるが、多くの場合不許可になっている実情がある。受刑者が訴訟において自己の主張・立証を行う機会が保障されるよう必要な措置を講じるべきである。	民事訴訟に係る訴訟当事者たる受刑者について、その権利を十分に保障すべきとの御意見と思料するところ、受刑者を民事訴訟に出廷させなければならない法的義務はないものの、受刑者から出廷したいとの願い出があった場合には、個々の訴訟の内容を個別に検討し、その可否を判定している。 また、仮に出廷させなかったとしても、代理人との外部交通や、準備書面の作成などについては、訴訟当事者としての権利が十分行使できるよう、必要な便宜を図っており、民事訴訟に出廷させないことにより、その権利が侵害されているとは考えていない。
405	徳島刑	R2. 3. 27	上級官庁とも協議の上、徳島刑務所の塀の強度や施設の安全性・耐震性に関して速やかに耐震診断を実施するとともに、耐震診断の結果の概要を地域住民に公開し、地域住民が説明を受ける機会を設けるべきである。	塀の強度や施設の安全性・耐震性を確保するためには、多額の予算が必要となるので、関係機関に当所の実情を説明するなどして相談している。当該御意見があった旨は、上級官庁に報告する。
406	徳島刑	R2. 3. 27	人事面の配慮も含め、徳島刑務所の刑務官の子女が地元地区の幼稚園、小学校、中学校に通園・通学することを推進する取り組みを行っていただきたい。	人事異動に当たっては、転入する職員全員に職員宿舎の利用の有無を確認して、世帯で入居する際には、地元の幼稚園、小学校及び中学校への入学を案内している。
407	高松刑	R2. 3. 18	酷暑対策について、被収容者に十分理解がなされる対策を検討されたい。	夏の暑さ対策については、引き続き、被収容者の健康面に十分に配慮し、実情に鑑みて問題点の解決等を図る。
408	高松刑	R2. 3. 18	テレビ視聴について、就寝時刻以降の番組を録画して通常以外の日時・時間帯に視聴させられないか検討されたい。	通常のテレビ視聴とは別に、作業無事故VTR等の場面で録画放送を視聴させる機会を設けている。
409	高松刑	R2. 3. 18	未決拘禁者に対するテレビ視聴ができないか検討されたい。	未決拘禁者に対するテレビ視聴については、予算上の問題があり、当所限りでは対応できない事項であるが、意見があったことについては上級官庁に伝達したい。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
410	高松刑	R2. 3. 18	職員の勤務時の人権意識の向上・適切な勤務実施に尽力されたい。	引き続き、職員研修及び職務研究会を通じて、人権意識の向上及び適正な職務遂行の徹底を図る。
411	高知刑	R1. 9. 20	居室棟の外、講堂内に視察委員会宛ての意見・提案箱の設置を検討されたい。	現在、試行段階ではあるが、講堂内に視察委員会宛ての意見・提案箱を設置した。
412	高知刑	R2. 1. 31	工場用及び居室用メリヤスの洗濯頻度が月に各1回とあるが、他施設の状況を調査した上、洗濯回数を増やすことを検討されたい。	従前の洗濯実施予定表を見直し、令和2年3月から工場用及び居室用メリヤスを月に各2回洗濯することとした。
413	高知刑	R2. 3. 4	手すりや多機能トイレの設置、工場及び居室棟のバリアフリー化等、被収容者の高齢化に適応した施設の修繕を引き続き進めていくことを要望する。	予算上の問題等、当所限りでは対応が困難な事情もあるが、階段における手すり等の設置については順次進めていくとともに、今後も必要な対策を行うための予算の獲得に向け、上級官庁へ働き掛けていきたい。
414	北医刑	R2. 3. 24	単独室の居室における新聞閲覧時間が、現在、作業日、作業休日とも1日15分とされているが、時間が短すぎるので、従前の作業日20分、作業休日30分に戻すべきである。	新聞閲覧時間の短縮は、当所女区の開設に伴い新聞閲覧対象者が増加し、限られた部数の新聞紙で全員に確実に閲覧させるために実施したものであるが、運動時間に新聞を閲覧できるようにしたり、テレビ視聴時間を長くするなどの運用を行っている。閲覧用新聞の購入部数を増やすことについては、予算との兼ね合いもあるため、今後、検討する。
415	北医刑	R2. 3. 24	以前、「被収容者が診察願いを提出してから、実際に診察を受けられるまでの期間を各科ごとに（内科は〇日後、外科は〇日後のように）ご教示ください。」と質問したにもかかわらず、外傷、創傷系以外については、日数の概数すら回答されていない。少なくとも日数の概数を示せるだけの診察体制を整えるべきである。	医師の診察については、被収容者が身体の不具合を訴え、診察を希望した場合、まず看護師が申出の内容と、身体の状況（バイタルサインなど）を確認し、勤務している医師に報告する。原則として診療科目の区分なく当日に診察を実施し、必要な処置、投薬などプライマリーケアを行っている。 また、精神科、内科及び外科については、常勤医師により、原則当日、産婦人科については、非常勤医師により、週1回、歯科については、非常勤医師により、月3回、眼科及び皮膚科については、必要性及び緊急性に応じて、非常勤医師に依頼し、診察している。
416	北医刑	R2. 3. 24	北九州医療刑務所におけるちり紙は500枚入りで430円であり、1枚当たり0.86円と、他の刑事施設よりも高額である。作業報奨金と釣り合わない自弁品の価格は、人格権の侵害となるので、早急に、販売業者と協議を行うなどして改善すべきである。	当所において被収容者が自弁で購入できる「ちり紙」は、2種類から選定できるようにしており、500枚入りの方は、1枚当たりの価格が、0.86円であるが、もう一方は、400枚（200組）入りで、1枚当たりの価格は、0.28円と、かなり低廉な価格設定となっている。 今後も販売業者に問い合わせて、当所で採用している商品よりも低廉な価格の商品がある場合には、購入品目とすることを検討したい。
417	北医刑	R2. 3. 24	給付される生理用品にタンポンを追加すべきである。また、タンポンが購入できるようにすべきである。	タンポンは、体質・体調等によってはトキシックショック症候群発症の可能性があるため、その危険を低減するためにナプキンと交互に使用するものとされ、使用時間も制限されるなど、被収容者が自ら管理しなければならない項目が複数あるところ、被収容者の中にはこのような管理ができない者が散見される。また、場合によっては、産婦人科などでの処置が必要となるなど、当所のような施設で使用を許すことには難点が多くあることから、現時点では使用を認める予定はない。
418	北医刑	R2. 3. 24	男子の被収容者と同様に、女子の被収容者においても、洗濯機での下着洗濯を原則とすべきである。その上で、女性特有の汚れなどを理由として、他の被収容者と一緒に洗うことに抵抗を感じる被収容者については、自身での手洗いを許容すべきである。	一般に女性用下着については、他の衣類と比べて洗濯機を使用した洗濯による型崩れや傷みなどのリスクが高いことから、慎重に検討した上で判断したい。
419	北医刑	R2. 3. 24	運動時に貸与可能な用具については、現在、掲示による案内だけを行っているとのことであるが、案内方法を掲示のみに限定することには正当な理由が見当たらず、口頭での案内も検討すべきである。	従前は掲示のみであったが、現在は、運動時間開始時に運動器具を倉庫等から出して、被収容者が実際に用具を見て選ぶことができるようにしている。
420	北医刑	R2. 3. 24	休養中の被収容者については、入浴ではなく濡れタオルを用いた清拭を実施しているとのことであるが、濡れタオルによる清拭では、洗髪の代替措置とはならず、休養中の被収容者についても、洗髪の機会を与えるべきである。	被収容者の休養については、医師の指示に基づくものであり、個別的な心身の状況に応じて、入浴に代えて清拭を行わせる場合がある。洗髪の問題については、相当の期間、医療上入浴が許可されない女子被収容者で特に考慮すべきものと考えているが、そのような者には定期的にドライシャンプーを使用した洗髪を行っており、洗髪の機会は与えている。
421	北医刑	R2. 3. 24	被収容者の呼び方について一定の基準を定めるなどして、職員の暴言をなくすための取組を一層強化すべきである。	暴言とされる発言の具体的な内容は不明であるが、職員の人権意識については研修等において繰り返し啓発しており、今後も同様の取組を継続していく。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
422	北医刑	R2. 3. 24	施設内の移動の際には軍隊調の行進を指示すべきではなく、この点も改善すべきである。	施設内での集団による移動については、多数の受刑者の動きを一目で把握・確認するために歩調により動作を合わせることが必要であり、整然と行動させるために歩調を取らせてはいるが、軍隊調の行進として行わせているものではないことから、保安上の必要性に鑑み、当面、変更することは考えていない。
423	福岡刑	R2. 2. 28	新型コロナウイルス対策について、閉鎖的環境で集団処遇を行う刑務所は、集団感染のリスクが高いことを踏まえ、受刑者、職員の健康・安全のため感染症専門医の指導を踏まえた万全の対策を要望する。	職員には、不要不急の外出を控え、手洗い・うがいの励行、勤務中のマスクの着用を義務付け、外来者、面会者等についてもそれぞれ対応を定めて周知し、全所を挙げて感染予防対策を講じているところであり、更に情報共有の徹底を図り、感染防止対策に努めている。
424	福岡刑	R2. 4. 26	新型コロナウイルス対策として面会の制限を行った場合、被収容者にとって親族等と長期間全く面会できないとなれば、心理的な負担が増大するものと考えられる。 については、人道的観点による対応として、面会に代替する外部交通として刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する電話等による通信を柔軟に認める運用を検討されたい。	電話等による通信については、刑事施設規則83条各号に掲げる要件の有無を基にその許否を判断しているところ、受刑者から親族の安否確認を目的とした電話通信について出願があった場合は、人道上の観点から特に必要があるものとして、柔軟に認める運用としている。
425	福岡刑	R2. 4. 26	熱中症による死亡事故、傷病、また、冬季における寒気による凍死や傷病を防止するためにも、冷暖房設備の整備を進めていただくよう要望する。	令和2年度は、予算措置がなされたことから、順次計画的に、エアコン等を整備することとしているが、予算上等の制約もあり、全ての居室や工場にエアコン等を設置することは困難である。 今後も、上級官庁にエアコン等の増設、設置を要望していく。
426	福岡刑	R1. 11. 13	軍隊式行進と言われた以前ほどではないにしても、正しい行進姿勢（手の角度等が記載）を受刑者に知らしめる趣旨の貼り紙してまで指導を行うことは、刑務所がいかに関々の細かな行動の自由を制限する施設であるかを推知・表明しているようなものなので、改善を検討されたい。	被収容者に対して、腕を肩の高さまで振り上げる、いわゆる軍隊式行進を改めるためという趣旨で掲示しているものであり、また、口頭でも指導はしており、今後も、行進要領が十分に認識されるまで継続して掲示する予定である。
427	福岡刑	R1. 9. 27	受刑者に対する尊厳を無視し、不用意に傷つけることがないように、職員の受刑者への接し方、対応、態度について十分な研修と、周知を要望する。	職員は、職務の性質上、状況に応じて、被収容者に対し厳しく注意指導をしなければならない場合もあるが、今後も被収容者に対する職員の言葉遣いや対応等を含む適正な職務執行について、職員研修等を通じて継続して実施する。
428	福岡刑	R2. 4. 26	単独室のラジオ音量の設定について、1～4まで切り替えられるようになってはいるが、最小の1の音量設定が大きいので、改善を検討されたい。	ラジオの音量については、メインの放送機器において、適切な音量調整を実施しており、さらに、各単独室・共同室において必要に応じて音量調節をしているところであるが、実情を把握し、メイン放送機器による音量調節を検討することとする。
429	福岡刑	R2. 4. 26	受刑者同士のトラブルで、負傷させられた被害者の救済、補償について、犯罪被害者として弁護士会や法テラスが刑事施設収容者向けの出張法律相談を実施していること等、被害者の具体的救済のための情報提供を被害受刑者に行い得るような体制を整えることを検討されたい。	被害被収容者から、被害者の具体的救済のための情報提供の申出があった場合には、弁護士会、法テラス等の住所を教示するなどし、具体的救済に関する問合せを行うことができるよう配慮したい。
430	福岡刑	R2. 4. 26	支所において、人員体制の問題から、監視カメラの監視付きとはいえ、時間帯によっては男性職員が女区を担当するということが行われており、監視カメラにより不正防止の点の対策は取られているようには思われるが、やはり対応される側の受刑者への配慮から、女区は常時女性職員が担当されることを希望する。	女性職員の配置人員数、ワークライフバランスの観点等から、女性職員を常時女区に配置することは困難であり、必ず女性職員が実施しなければならない入浴・身体検査等と、それ以外の業務は分けて実施せざるを得ない。ただし、その他の業務についても、その羞恥心をあおることがないように特段の配慮を払い、必要に応じて女性職員で対応する、あるいは男性職員の対応に女性職員を立ち合わせるなどしている。女性職員の配置人員数増加（職員の増員含む。）については、当所限りでは対応困難なところがあるため、意見があったことについて上級官庁へ報告したい。
431	麓 刑	R2. 3. 31	職員の言動に対する被収容者からの意見は、数年にわたり特定の職員に対して集中しており、施設の事実確認においては、当該職員の対応の問題点は確認できなかったとのことであるが、特定の職員の言動に対する不満が集中しているのも事実であるから、当該職員に対しては、今後も言動等に問題がないか、特に注意して監督等するよう希望する。	当該職員を含め、被収容者処遇に関わる職員に対して、被収容者に対する言動等に係る留意事項等を周知徹底するとともに、今後も継続して指導・監督を行っていくこととしている。
432	麓 刑	R2. 3. 31	男性職員が勤務する際の人員配置、担当する業務内容等については十分に配慮し、他施設の状況等を常に確認するとともに、被収容者の声にも耳を傾け、一般的に被収容者に羞恥心の感情が生じるような形態での男性職員の勤務は避け、また、女性職員の人数その他の必要性を勘案し、できる限り、刑務所内で私的な性質の濃い行動が行われる場所等での業務には、男性職員を配置しないようにするなど、被収容者の人権に配慮した対応を求める。	男子刑事施設での勤務経験を有する男性職員の知見・ノウハウ等を活用し、多角的な視点等をもって職場環境の改善や女性職員の職務遂行能力向上等を目的として男性職員を配置しているところ、緊急を要する場合は除き、必ず女性職員を同時に配置するほか、トイレや着替え等の場面に加え、女子特有の申出には女性職員が対応するなど、女子被収容者の羞恥心を考慮した職員配置とし、並行して他施設の状況等を確認しながら、被収容者の人権に配慮した措置を講じていくこととしている。
433	麓 刑	R2. 3. 31	ぜんそくの吸入薬について、被収容者自身に所持させるか、あるいは職員管理のままであっても、現在より迅速に対応できる方法があるのであれば、当該方法の導入等について検討されたい。	原則としてぜんそく吸入器は、気管支拡張薬の薬効が考慮され、依命通達において自己管理をさせない取扱いと定められている。 なお、今般の意見を踏まえ、被収容者からの申出に迅速にかつ適正に対応できるよう指導・監督を継続していくこととしている。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
434	長崎刑	R2. 3. 13	文房具を使うクラブ活動を増加させる等の措置を求める。	当所において、8種類のクラブ活動（文房具を使用するクラブ活動4種類を含む。）を開設しているところ、クラブ活動の増設については、特に外部講師の確保が難しいこと、また、職員配置や教室の問題もあり、困難な状況であるが、現行の中で活動内容の幅を広げるなどの工夫をしていく。
435	長崎刑	R2. 3. 13	全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を行うことを要望する。	当所の工場及び居室におけるエアコンの設置状況については、従来、炊事工場食堂、病棟単独室の一部及び女区廊下であったところ、令和元年度、熱中症の発生しやすい環境等にある工場（炊事工場作業場及び洗濯工場食堂）、高齢者や障害を有する受刑者を多数収容する2箇工場にエアコンを設置した。 また、全居室廊下のエアコンについては、予算措置がなされたことから令和2年度、設置予定である。 なお、全工場内にエアコン等の空調設備を設置するためには、エアコン等の設置経費、電気設備の改修工事及び使用時の電気料金等の予算措置が必要となり、当所だけでは検討できないため、上級官庁に報告することとしたい。
436	熊本刑	R2. 3. 16	被収容者との面談については、時間的に際限なく一方的な自己主張の場になる場合があるため、効率的かつ有用な場とするための方策について、施設側にも対応を検討していただきたい。	面接に際しては、当該被収容者に対し、視察委員が設定する面接時間を記載した文書を確認させ、室内にタイマーを設置して時間を把握させることで対応する。また、終了5分前にドアをロック後開扉するなどの対応も可能である。
437	熊本刑	R2. 3. 16	施設内の意見・提案箱への投かんではなく、郵送での発信がなされた場合は、事前に内容等を把握して面談等実施できるよう、次回視察委員会までに転送していただきたい。	視察委員会宛ての郵便については、当所で受領後、直ちに視察委員会委員長宛てに持参することとする。
438	熊本刑	R2. 3. 16	不必要なトラブルを避けるため、被収容者に対する言葉遣いや応答について、いたずらに刺激するような言い方はしないよう心掛けていただきたい。	職員の言葉遣いについては、被収容者の人権を尊重し、適切な言葉遣いをするよう機会あるごとに指導しているところ、今後も計画的に研修の実施と指導を充実させていく。
439	熊本刑	R2. 3. 16	コロナウイルス感染防止に係るマスク不足等の問題について、施設として今後の更なる工夫と対応を求める。	サージカルマスクや消毒液については、一定量を確保しているほか、引き続き購入できるよう配慮している。また、布製マスクも準備しており、消毒液も用途に応じて複数使用し、一定時間をおいて定期的に消毒を実施している。
440	大分刑	R2. 3. 26	優遇区分第3類のし好品について、パッケージされた菓子等の選択購入ではなく、パッケージされていない菓子・パン等数種のし好品を購入するか否かを含め、被収容者が個別に選択できる運用に変更するよう要望する。	優遇措置によるし好品の自弁については、各優遇区分に応じてその回数異なること、職員配置上、同じ日に同時に実施しなければならないことなどの実情から、仕分け、会計上のミスを減らし、効率よく運搬、配布することを考慮してパッケージでの運用をしているところであるが、今後は御意見を踏まえ、できる限り選択の幅を広げる運用に改めていく予定である。
441	大分刑	R2. 3. 26	冬季において、使い捨てカイロを自弁購入することについて、その必要性を柔軟に認め、購入できるように検討されたい。	カイロの使用については、訓令の定めにより気温低下による受刑者の健康状態の維持等を考慮して、特に必要性がある場合にその使用を認めている現状にあるところ、今後は、その時の気温の変化等を柔軟に反映させる運用に改めていく予定である。
442	大分刑	R2. 3. 26	居室から工場への移動の際、軍手又は手袋を使用することを許可するよう検討されたい。	居室外移動時における軍手又は手袋の冬季期間等の期間限定の使用については、現段階の当所の立地、構造、平均気温及び移動距離等から、重大な健康被害が発生する可能性が低く、また、これまでそういった健康被害が認められていないことから、今後の気候等に応じて検討することとしたい。
443	大分刑	R2. 3. 26	歯科治療について、更なる充実を図り、治療が必要な者が早期に治療を受けられる体制を整えるよう要望する。	歯科治療については、非常勤医師3名が、毎週1回1名ずつ来庁し、1日5名程度の治療を実施しているところ、1日の実施人員に限られるため、緊急性及び必要性の高い者から優先的に治療を行っている実情にある。予算上申も含め、治療体制の充実に努めたい。
444	大分刑	R2. 3. 26	工場におけるマスクの使用について、花粉症などのアレルギー症状のある者に対しては、医師の指示がなくとも、マスクの使用ができるよう、柔軟な対応を検討されたい。	工場におけるマスクの使用について、マスクを使用することで受刑者の動静視察に支障を生じさせるおそれがあることから、使用させていないところ、花粉症等のアレルギー症状を有する者については、医師の診療により、一義的に抗アレルギー薬を処方して対応しているため、今後はマスクの着用については、医師の指示を受けることを条件として運用していきたい。
445	宮崎刑	R2. 3. 30	視察委員会の初回の開催時期は、令和元年度は7月31日であったところ、可能な限り早期に第1回目の同委員会を開催していただくことを要望する。	初回の刑事施設視察委員会が早期に開催されるよう調整することとする。
446	宮崎刑	R2. 3. 30	本所は老朽化がみられるところ、引き続き上級官庁に対して要望を出すなどして、環境を整えていただくことを要望する。	被収容者の処遇及び職員の執務環境の改善を図ることを目的として、例えば、入浴場の改装、女性用トイレ及び更衣室の整備等引き続き改修等が必要なものについては、上級官庁へ要望するとともに、計画的な修繕を徹底し、現存する建物の延命措置を講ずるなど環境整備に努める。
447	宮崎刑	R2. 3. 30	提案書の提出及び面接件数が減少していることから、今後も、被収容者に対して、視察委員会、意見・提案箱の存在及び被収容者との面接について周知徹底していただくことを要望する。	引き続き視察委員会及び意見・提案箱の存在並びに被収容者と同委員会との面接について、入所時の告知や所内生活の心得への記載等を通じて周知していくこととする。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
448	宮崎刑	R2. 3. 30	施設内の医療・保健体制について、医師の増員、協力医の確保、人員体制の充実など、今後も、より適切な医療・保健体制の確立に努めていただくよう要望する。	今後も、関係医療機関との良好な関係を維持するとともに、医療スタッフ、機材の充実を図るため、上級官庁に対し必要な予算措置を上申するなどして適切な医療体制の確保に努める。
449	宮崎刑	R2. 3. 30	職員への被収容者への注意指導の態度に注意を払っていただくことを要望する。	職員に対し、被収容者の人権に関する理解を深めさせ、被収容者の処遇を適正に行うための必要な知識及び技能を習得させ、向上させるために、必要な研修及び訓練を実施する。
450	宮崎刑	R2. 3. 30	被収容者の体調管理について、適切な対策及び対応をしていただくことを要望する。	熱中症やインフルエンザ等について、引き続き適切な対策を講ずるなど被収容者の体調管理に努める。
451	宮崎刑	R2. 3. 30	職員の執務環境について適切な配慮がなされること、さらに、問題を抱えた職員が気軽に相談できるような環境を整えていただくことを要望する。	職員の執務環境については引き続きその改善に努めていくとともに、職員が相談しやすい環境を整えるなどの配慮を行う。
452	宮崎刑	R2. 3. 30	引き続き施設見学及び矯正展の実施等外部と接点を持つ行事に力を入れていただくことを要望する。	令和2年度も、昨年度に引き続き、施設見学及び矯正展等を実施するなどして、矯正広報活動を充実させるとともに、外部の協力機関との良好な関係の維持に努める。
453	鹿児島刑	R2. 3. 31	優遇集会におけるし好品について、「受刑者の優遇措置に関する訓令の運用について（依命通達）」において、1回の購入金額が消費税を含め500円を超えない範囲で品名及び数量を定める旨規定されているところ、受刑者の処遇改善を目的として、消費税抜きで購入できるよう検討されたい。	本件については、通達で規定されており、当所のみでは対応できない事項であることから、意見があったことは上級官庁に伝達したい。
454	沖縄刑	R2. 2. 17	沖縄特有の塩害による施設の老朽化が著しいことから、その対策を早期に行うための予算を要求されたい。	施設の老朽化については、必要箇所、優先順位を考慮して限られた予算の中で対応しているところ、本支所ともに塩害による老朽化が著しく、早急に対策が必要であるものの、予算事情等当所限りでは対応が困難なところがあるため、意見について上級官庁に伝達したい。
455	沖縄刑	R2. 2. 17	被収容者への職員の言動について、適切な態度や言葉遣い等に係る研修等を実施されたい。	被収容者に対する職員の言動については、研修等を実施しているところであるが、今後も、研修等を通じて職員の人権意識の醸成を図り、適切な勤務態度、言葉遣いをするよう指導を徹底していく。
456	佐賀少刑	R2. 3. 31	被収容者からの意見・提案を見るに、布団の交換の可否、耳栓購入の可否、囲碁・将棋の際の席の移動の制限の有無等、制度・規則等の不知に起因するものが散見されており、所内の決まりについての周知や案内について、より一層の配慮を求めたい。	施設の制度・規則等については、刑執行開始時の指導の際や、所内生活の心得への記載、担当職員等からの告知・指導等を実施するなどして機会あるごとに周知を図っているところであるが、一部に誤解等があると思われるため、所内の規則等の周知方法について検討していきたい。
457	福岡拘	R2. 3. 17	平成30年度に引き続き、①全居室及び工場内にエアコン等の空調設備の設置を行うこと、②設置するまでの間、廊下・共同室だけでなく、単独室にも扇風機等の設置を進め、かつ、その使用時間を延長すること、③全居室に温度計等を設置して温度等の管理を徹底することを求める。	エアコン設置には多大な予算を要するところ、令和元年度、エアコン設置に係る予算が配賦され、一部フロアに設置している。扇風機の設置については、単独室が多い拘置所においては、多大な予算を必要とし、また、電力の容量、電源の設置等の工事に係る予算も必要となることから、当所に配賦された予算では全居室に扇風機を整備し、その使用時間を延長することは困難である。 なお、視察委員会から意見がなされたことは上級官庁に報告する。 また、全居室に室温計を設置し管理することは困難であることから、引き続き、空室に室温計を設置して各居室棟の温度管理を徹底することとし、熱中症の防止に努める。
458	福岡拘	R2. 3. 17	「職員への熱中症対策は十分か」という職員アンケートの結果、「いい」（具体的には、（室内勤務以外の）皆が苦しんでいるのに対応がなされない、暑すぎる、エアコンの温度設定等が厳しいなど）が5件、「どちらともいえない」という回答が32件あることから、職員からの意見聴取と具体的な対策の立案・実行に取り組まれたい。	アンケート結果では、有効回答80件のうち「はい」が43件で、過半数が職員への熱中症対策を十分とみているところではあるが、面接制度、意見箱等の制度を活用し、少数意見にも耳を傾け必要な措置を講じていくこととする。
459	福岡拘	R2. 3. 17	信書の作成要領に際し、封皮に日付を記載することを認めておらず、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第77条に違反するおそれがあることから、内規を改正し運用を改めるとともに、使用する筆記用具についても、原則黒又は青ボールペンとしているが、過度な制限とならない運用を求める。	封皮に日付を記載することについては、内規を改正し、記載日時又は発信手続日時と大きく異なるものや検査職員が理解できないものでなければ、日時の記載を認める運用に改めている。また、筆記用具の使用については、例えば赤ボールペンで記載されていても信書の検査に支障を生じる程度でなければ記載を認めているところであり、引き続き、適正な運用に努め、過度な制限にならないように留意する。
460	福岡拘	R2. 3. 17	信書の作成要領に変更等があった場合の被収容者に対する告知について、内規の改廃を行い、信書の作成要領を変更し、被収容者に対し告知しているとのことであったが、必ずしも告知が十分でない可能性があるため、引き続き、信書の作成要領の変更があった場合には、「所内生活の手引」	信書の作成要領に限らず、被収容者の処遇の変更等は、口頭、掲示回覧、居室備付けの書面等で周知を図っており、今後も、その内容の程度に応じて適切な方法により周知を図る。

番号	施設名	委員会の意見		講じた措置
		年月日	内 容	内 容（講じなかった場合はその理由）
			や「所内生活の心得」等の文書にも記載するなどして、被収容者に対する告知を徹底されたい。	
461	福岡拘	R2. 3. 17	福岡拘置所では把握されていないとのことであるが、受刑者から、特定の刑務官が、複数の受刑者に対し、暴言や叱責中にロッカーをたたく等の間接暴行、嫌がらせ等を行っているとの訴えがなされており、引き続き、巡回時等において、刑務作業に関して刑務官による過度な指導が行われないように注視するとともに、刑務官の被収容者に対する指導方法等についての規定遵守の徹底、刑務官への研修等を実施されたい。	引き続き、監督職員の巡回等を密に行い、職員の被収容者に対する指導状況を確認するとともに、人権啓発研修等を行って、被収容者に対する指導が適切になされるよう徹底する。
462	福岡拘	R2. 3. 17	福岡拘置所では、掛布団、敷布団及びまくらについては洗濯せず、3か月に1回程度天日干しや布団乾燥機にかけているとのことであったが、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令第14条第2項は、「自弁の衣類及び寝具を補修し、又は洗濯するのに要する費用については、被収容者が負担することができない場合において、刑事施設の長が相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。」と規定し、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令第3条第1項も、「刑事施設の長は」、「被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。」、同第1号は「被収容者が使用する」、「寝具の洗濯及び乾燥」と規定しており、また、寝具は基本的に破損、汚損がなければ交換されず、交換時期の定めもないため、清潔が保持できない状態となるおそれがあることから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条の定める「社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生」を保持するために、洗濯工場での洗濯、乾燥が困難であれば外部に委託するなどして、適宜、洗濯、乾燥等の措置を取られたい。	掛布団、敷布団及び枕については、その仕様上、所内設備による洗濯に適さないことから、天日干し及び布団乾燥機で対応しているところである。外部委託による洗濯については、予算上及び保安警備上の問題もあることから実施困難であり、引き続き、適時、天日干しや布団乾燥機の対応を行い、同対応では清潔が保持できない程度の寝具は交換等で対応するなどして、社会一般の保健衛生の水準に照らし適切な保健衛生上の措置を講じていくこととする。
463	福岡拘	R2. 3. 17	警備体制に特別な注意を要する指定暴力団の被収容者を多く収容しているため、業務量の増加に伴い管区機動警備隊、特別機動警備隊の派遣を受けているものの、公判の状況等に照らすと人員不足は常態的であることから、部門間、本所・支所間等の職員配置の見直しや適正な人数の職員の増員（福岡矯正管区、法務省矯正局への増員の要望）が行われるべきである。	令和元年度の本支所間の職員配置を見直したほか、上級官庁に対し、当所の実情を説明し、管区機動警備隊派遣要請と並行して職員の増配置を要望していたところ、令和2年度、本所の職員15名の増配置が認められたところであり、今後も、実情に応じた適正な職員配置を要望していく。
464	福岡拘	R2. 3. 17	福岡拘置所本所における年次休暇の平均取得日数は、平成30年が約7日と5時間、令和元年が約8日ということであるが、国家公務員全体の年次休暇の平均取得日数は平成30年が14.8日とされており、2分の1程度にとどまっている。また、「有給休暇は取得することができていますか」という職員アンケートの結果、「いいえ」という回答が19件、「どちらともいえない」という回答が22件で、これらの合計はアンケート回答者の約半数にのぼっていることから、職員が年次休暇等の休暇を取得しやすくなるように、引き続き、平成30年12月7日職職-252人事院事務総局職員福祉局長発「計画表の活用による年次休暇及び夏季休暇の使用の促進について」による計画表の活用を行うなどして、改善されたい。	アンケート結果では、有効回答84件のうち「はい」が43件であるところ、引き続き、業務合理化推進、適正な業務分担など必要な措置を講じて、計画的年次休暇取得を含め職員の年次休暇の取得増加に努めたい。
465	福岡拘	R2. 3. 17	「上司等からハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等）を受けたことがあるか」という職員アンケートの結果、「はい」（具体的には、行事への参加が半強制的、言葉の暴力、飲み会の半強要、アルコールハラスメント等、ボディタッチが多い上司がいる、必要以上にどなりあげられた）という回答が12件なされていることを踏まえて、引き続き、ハラスメントの防止に取り組まれたい。	アンケートではハラスメントを受けた時期が示されていないため、いつ頃の経験をもとに回答されたのか判然とせず、また、近時において、ご指摘のあったいずれのハラスメントも把握していないが、引き続き、ハラスメント防止研修等を実施し、上司等からのハラスメント防止に努めたい。